

令和5年第1回定例会

# 一宮町議会会議録

令和5年3月7日  
開 会

令和5年3月16日  
閉 会

一宮町議会

# 令和5年第1回一宮町議会定例会会議録目次

## 第1号（3月7日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針	7
一般質問	14
篠瀬寛樹君	15
大橋照雄君	25
小関義明君	39
畑場博敏君	43
宇佐美信幸君	51
鶴沢一男君	60
袴田忍君	67
藤井幸恵君	72
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	82

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	94
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	97
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	98
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	99
議案第 16 号の上程、説明、質疑、討論、採決	100
議案第 17 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第 21 号～議案第 25 号の上程、説明、委員会付託	113
休会の件	120
散会の宣告	120

## 第 2 号 (3月16日)

出席議員	121
欠席議員	121
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	121
職務のため出席した事務局職員	121
議事日程	121
開議の宣告	123
議事日程の報告	123
議案第 21 号～議案第 25 号の委員長報告、質疑、討論、採決	123
発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	141

発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	143
閉会の宣告……………	146
署名議員……………	147

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 7 日 （ 火 ）

# 令和5年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和5年3月7日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	舩	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	目	良	正	巳	住民課長	鎗	田	浩	司	
福祉健康課長	森		常	麿	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	関	谷	智	香	子
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

日程第六	議案第 1 号	一宮町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第七	議案第 2 号	一宮町個人情報保護審査会条例の制定について
日程第八	議案第 3 号	こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第九	議案第 4 号	一宮町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について
日程第十	議案第 5 号	一宮町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について
日程第十一	議案第 6 号	一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十二	議案第 7 号	一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第十三	議案第 8 号	一宮町農業集落排水事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 9 号	一宮町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十五	議案第 10 号	一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第十六	議案第 11 号	一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十七	議案第 12 号	一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十八	議案第 13 号	指定管理者の指定について
日程第十九	議案第 14 号	町道路線の認定について
日程第二十	議案第 15 号	町道路線の変更について
日程第二十一	議案第 16 号	令和 4 年度一宮町一般会計補正予算（第 6 次）議定について
日程第二十二	議案第 17 号	令和 4 年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について
日程第二十三	議案第 18 号	令和 4 年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について

- 日程第二十四 議案第19号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）  
議定について
- 日程第二十五 議案第20号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4次）  
議定について
- 日程第二十六 議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算議定について
- 日程第二十七 議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
- 日程第二十八 議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
- 日程第二十九 議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について
- 日程第三十 議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定について
- 日程第三十一 休会の件

---

◎表彰の伝達

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、おはようございます。

3月になり、少しずつ寒さも和らいできている今日この頃ですが、早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまです。

さて、会議に入る前に、一宮町議会児童生徒表彰の要綱に基づき、令和5年度、特に優秀な成績を収められました生徒の表彰式をただいまより行います。

議会事務局より、受賞されます生徒のご紹介をいたします。

御園議会事務局長。

○議会事務局長（御園明裕君） それでは、本年度受賞されます生徒2名の方をご紹介いたします。

お一人目、一宮町立一宮中学校2年、藤田真妃琉さん。

藤田さんは、令和4年度JOCジュニアオリンピックカップ、ジュニアクイーンズカップ・レスリング選手権大会15歳以下73キロ級において、見事に優勝されたものです。

お二人目、一宮町立一宮中学校1年、原田來愛さん。

原田さんは、第56回全日本サーフィン選手権大会ロングボード・ウィメンクラスにおいて、見事に優勝されたものです。

それでは、表彰状の授与に移ります。

鵜沢議長、前にお願ひいたします。

○議会事務局長（御園明裕君） 表彰状。一宮町立一宮中学校2年、藤田真妃琉様。

あなたは、令和4年度JOCジュニアオリンピックカップ、ジュニアクイーンズカップ・レスリング選手権大会において優秀な成績をおさめ、一宮町のスポーツ振興に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。

令和5年3月7日。

一宮町議会議長、鵜沢清永。（拍手）

表彰状。一宮町立一宮中学校1年、原田來愛さん。

あなたは、第56回全日本サーフィン選手権大会において優秀な成績をおさめ、一宮町のスポーツ振興に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、これを表彰します。

令和5年3月7日。

一宮町議会議長、鵜沢清永。（拍手）

○議長（鵜沢清永君） それでは、受賞されました藤田眞妃琉さん、原田來愛さんから一言ずつご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○受賞者（藤田眞妃琉君） 本日はこのような場を設けていただき、ありがとうございます。

これからも感謝の気持ちを忘れず、自分の目標に向かって頑張ります。ありがとうございます。（拍手）

○受賞者（原田來愛君） 今日はこのような賞をいただき、ありがとうございます。これからもまた新たな目標に向かって全力で頑張ります。（拍手）

○議長（鵜沢清永君） 保護者の方、もし写真撮るんだったら。

ありがとうございます。今後さらに活躍されることを期待いたしております。

以上で表彰式を終わります。最後に皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。

（拍手）

以上で表彰式を終わります。

---

開会 午前 9時09分

◎開会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日から令和5年第1回定例会が始まります。休会中には各常任委員会で新年度予算について審議いただくなど数日にわたるものとなりますが、いつもどおりの慎重審議をお願いいたします。

ただいまから令和5年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

---

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

○議会運営委員長（吉野繁徳君） 10番の吉野です。会期について、議会運営委員会から報告

いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針をはじめとして、条例の制定5件、条例の一部改正が7件、指定管理者の指定1件、町道路線の認定と変更が各1件、各会計の補正予算が5件、新年度の予算議定5件であります。なお、新年度予算の審議は、慣例により各常任委員会へ付託して審議してまいりたいと思います。また、一般質問に当たりましては8名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期は本日3月7日より16日までの10日間としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（鶴沢清永君） どうもご苦労さまでした。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（鶴沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鶴沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

9番、袴田 忍君、10番、吉野繁徳君、以上兩名をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（鶴沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日から16日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から16日までの10日間と決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（鶴沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

---

◎町長の施政方針

○議長（鵜沢清永君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたいとの申出がありましたので、これを許します。

馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和5年第1回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会では、令和5年度予算案を中心にご審議を願うところではありますが、この機会に令和5年度の町政運営の基本的な考え方につきまして所信の一端を申し上げ、引き続き議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務課所管の業務についてであります。

初めに、令和5年度当初予算概要について申し上げます。

新型コロナウイルス感染者が国内で確認されてから3年が経過し、この間、社会は大きく変化いたしました。さらに、昨年2月からのロシアによるウクライナ侵攻の影響により、エネルギーや食料品等の価格が高騰、加えて数十年ぶりとなる円安水準も重なるなど、新たな課題にも直面し、町民生活は依然として不透明な状況下にあります。

こうした情勢の中にあっても、町政は町民生活に直結しているものであり、様々な課題や状況を的確に捉え迅速に対応するとともに、将来にわたって継続的に手がけていくべき数多くの取組をしっかりと進めていかなければなりません。

令和5年度予算案では、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本構想に掲げる「躍動する緑と海と太陽のまち」の実現に向け、地域の課題や多様化する町民ニーズに応えながら、子供たちの未来につながる子育て支援、教育施策の充実や環境問題への対応、公共施設やインフラの老朽化対策など、本町の将来を見据えた中で、今取り組むべき施策を中心に予

算を配分したところであります。

概要について申し上げますと、一般会計の総額は49億9,800万円で、令和4年度に比べ5.9%、2億7,700万円の増加となりました。主な内容につきましては、歳入では給与所得の好転や家屋の新築などが影響し、町税収入は過去最大の14億5,500万円を見込んでおります。歳出では、命と暮らしを守る強靱なまちを目指し、一宮町中央ポンプ場及び一宮排水機場の整備事業に加え、防災ハザードマップの作成、津波避難誘導看板の設置を行います。

また、子育て応援事業として、妊娠期から出産・子育てまで切れ目ない相談支援と経済的支援を行い、安心して出産・子育てができる環境整備に努めるほか、観光ガイドブックの作成、一宮海岸の北側にトイレを整備するなど、観光誘客の促進と地域経済の活性化を推進し、新型コロナウイルス感染拡大前を上回るにぎわいと活力を創出できるよう努めてまいります。

さらに、デジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進施策として、町が発行する各種証明書や社会教育施設の使用料を円滑に支払えるようキャッシュレス決済を導入し、町民の利便性向上と業務の効率化を進めてまいります。

次に、特別会計では、4月から農業集落排水事業が企業会計に移行することから、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の3つの特別会計を合わせて27億8,500万9,000円、前年度に比べ4,260万3,000円の増額となりました。主な増額要因は、介護保険における各種サービス給付費の増加などが原因となり、特別会計全体で増加になったものです。

また、企業会計に移行となる農業集落排水事業会計の総額は4億5,685万9,000円で、前年度に比べ3億6,915万4,000円の増額となりました。主な増額要因は、原地区污水处理施設の老朽化した機械や電気設備の更新工事が原因となり増加となったものです。

今後も将来のまちづくりを見据え、事業の必要性、有効性、効率性等を重視し、子供から大人まで誰もが希望と愛着の持てる持続可能なまちづくりが進められるよう、さらなる経費削減に取り組み、健全な財政運営に努めてまいります所存でございます。

次に、防災関係です。

速やかな避難や災害リスクの回避のために、内水ハザードマップの作成をいたします。これにより、既存の洪水ハザードマップと併せ、より強固な水害対策が期待できます。また、津波ハザードマップにつきましても、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、想定する津波を1,000年に1度の最大クラスに改め、更新いたします。

海岸部の津波対策としては、一宮海岸、東浪見海岸、釣ヶ崎海岸に津波避難誘導看板の設置を予定しております。これらにより、住民や来訪客の迅速な避難や防災意識の向上を図り

ます。

防災行政無線デジタル化工事につきましては、令和5年度は5基の屋外子局と拡声装置の更新を行います。平成30年から始まった本工事はここまで順調に進捗しており、令和7年度末の完了を予定しております。

続きまして、企画広報課所管の業務についてであります。

第27回全国小さくても輝く自治体フォーラムが、5月12、13日の2日間で本町を会場に開催されます。フォーラムでは、加盟団体の首長をはじめ、近隣市町村の参加者を対象に、記念講演や分科会による研修会が行われる予定です。

次に、千葉県誕生150周年記念事業についてです。今年千葉県が明治6年に誕生してから150年の節目の年であります。そこで、県内各地で記念事業が実施されるもので、当町では2つの事業を展開いたします。

まず、7月下旬に釣ヶ崎海岸においてサーフィンフェスティバルを開催します。千葉文化遺産であり、オリンピック競技会場にもなったこの場所で、スポーツのみならずサーフィンを文化としてアピールするとともに、県民の皆様との交流の機会を創出するものであります。同時に開催されるサーフィン世界大会との相乗効果で、サーフィンをより多くの方々に知っていただくとともに、千葉県の大きな魅力として位置づけされることを期待いたします。

フェスティバルはステラ釣ヶ崎の芝生広場で、地域の食や物産展などのテントブースのほか、会場内にステージを設営し、トークショーやライブイベントなどを予定しております。

また、加納久宜町長のご子息であり県知事を務められた加納久朗氏の没後60年に当たり、久朗氏が知事時代に描いた構想について学ぶシンポジウムなどを教育課とともに開催し、郷土の偉人の功績を知る機会を創出してまいります。

続きまして、住民課所管の業務についてであります。

国民健康保険事業における国民健康保険税は、団塊の世代が国民健康保険から後期高齢者へ移行していること、また、法律の改正によってパート・アルバイトの方の社会保険への加入が促進され、国保の被保険者が減少しているため、前年度予算と比べ約273万円の減少を見込んでおります。また、歳出の医療費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による医療機関への受診控えが収まり、医療費の増加が予想されます。この対策としては、AIを活用した特定健診の未受診者対策を実施し受診率の向上を図り、病気の早期発見・早期治療につなげ、医療費の削減を期待いたしております。今後も千葉県と一体となり、国保運営の安定化に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係です。

団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の被保険者数は増加傾向にあるため、医療費の増加が見込まれます。しかしながら、令和5年度の保険料率は、前年度に引き続き、広域連合が管理している保険料調整基金を活用することで据置きとなります。令和5年度も、医療費の負担を抑制するために、健診や人間ドック、歯科健診等の保健事業に努めてまいります。また、新規事業として、人生100年時代を見据え、高齢者ができる限り健やかに過ごせる社会の実現のために、千葉県後期高齢者医療広域連合、住民課及び福祉健康課が連携し、保健事業と介護予防を一体的に取り組み、高齢者お一人お一人に対しきめ細やかな対応を展開してまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の関係です。

昨年11月からの第8波では、全国的に新規感染者数が増加するとともに、死亡者数は連日過去最多を記録いたしました。現在はピークを過ぎ、社会全体が抱いていた危機的と思われる事態からはようやく脱却しつつあるところであります。

こうした中、国は感染症法上の位置づけを本年5月8日に現行の2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に移行する方針を決定いたしました。この移行に当たり、3月上旬をめどに感染症に対する医療提供体制や公費負担など、具体的な在り方が明らかにされる予定となっております。町といたしましては、国や県の動向を注視し、町民の皆様のお暮らしにおける安心・安全の確保に向けた取組に引き続き注力してまいります。あわせて、重症化を防ぐワクチン接種につきましても、今後国から示される方針に基づき、希望される皆様が安心して接種できるよう万全な体制を構築してまいります。

次に、母子健康事業の関係であります。

3歳児健診における眼科検査について、令和5年度から屈折検査を新たに取り入れます。子供の目の機能は3歳頃までに急速に発達し、6歳から8歳頃までにはほぼ完成すると言われております。そのため、3歳児健診において弱視や眼の異常を早期に発見し、適切な治療につなげてまいります。

一方、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターであります。令和5年度は本年2月に開始した伴走型相談支援の取組について、さらなる充実に努めてまいります。

次に、接種後の体の痛みなどの報告が相次いだことから、積極的勧奨が差し控えられてい

た子宮頸がんワクチンの接種であります。専門部会での検討を踏まえた厚生労働省通知により、令和4年度より積極的勧奨を再開しております。令和5年度は、定期接種対象者への勧奨を行うほか、4年度に引き続き積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃された平成9年4月以降生まれの方へのキャッチアップ接種についても勧奨を行ってまいります。

次に、介護保険事業の関係です。

令和5年度は第8期事業計画の最終年度となります。そのため、当該計画を十分に検証した上で、現在実施している介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査の結果を踏まえ、次期計画となる第9期事業計画の策定を進めてまいります。なお、第9期事業計画においては、令和6年度からの介護保険料を適切に設定するとともに、高齢の皆様が住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けられるよう、本町の特性に応じた取組を積極的に推進してまいります。

続きまして、福祉事業の関係です。

自ら移動する手段を持たない高齢者や障害者の方々にとって、移動手段の確保は切実な問題となっております。こうした中、町では新にこにこサービスと福祉タクシー事業を実施しているところでありますが、昨今のニーズに対しより効果的な施策を講ずることができるよう、現行サービスの拡充等について前向きに検討してまいります。

次に、子育て支援課所管の業務についてでございます。

令和5年度の保育所入所児童数につきましては、保護者の就労等、保育の必要性により調整した結果、いちのみや保育所78人、愛光保育園78人、東浪見こども園57人、一宮どろんこ保育園139人となり、定員内となる352人の入所決定をいたしました。近年の傾向ではありますが、ゼロ、1、2歳児の入所申込みが多いため、保育施設と協議を重ね慎重に調整をした結果、全ての保育所入所希望の方が入所できることになりました。

次に、学童保育についてです。

この11月に新年度の申込受付を行い、審査、調整をした結果、4月からの利用者数は、一宮、東浪見合わせて昨年度より26人多い180人となりました。主な理由としては、転入者を中心に共働きの世帯が増加したことが挙げられます。今後も、保育時間内におきましては、児童が楽しく安心・安全に過ごし、また、保護者様にとりましても安心していただける運営に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務になります。

初めに、農業関係です。

農業従事者の高齢化や後継者不足、農業用資材の高騰等により農業経営は依然として厳しい状況にあります。持続可能な地域農業を実現していくために、農地中間管理機構の活用や地域計画の策定に向けた業務を遂行し、農地の集積及び集約化と規模拡大を推進していくほか、安定生産や品質向上を図るための機械や施設整備に対する補助を行ってまいります。

新規就農者につきましては、総合的な農業教育や経営発展のため、長生独立支援センター及び関係機関と連携しながら、設備等の導入補助や農地確保など一貫した支援体制の下、さらなる担い手確保と定着に努めてまいります。

また、農作物の湛水被害を未然に防止するため、設備等の老朽化に伴う機能低下のおそれのある排水機場の改修に向けた機能保全計画を策定するとともに、多面的機能支払交付金を活用し、地域の保全活動や老朽化が進む農業用排水路改修等の活動を支援いたします。

また、米の需給と価格の安定のため需要に応じた主食用米の生産面積を配分するとともに、主食用米以外の生産について推進し、生産性の高い水田農業の実現を図ってまいります。

また、農業集落排水事業につきましては、経営基盤を強化し、住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくために、この4月より従来の官公庁会計から公営企業会計へ移行いたします。それに伴い条例制定を上程しておりますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、集落排水施設管理事業として平成2年に供用を開始しました原地区の汚水処理施設に関し、老朽化対応や処理能力向上に伴う機械や電気設備の更新工事を行い、適切な機能保全及び環境保全を推進してまいります。

次に、商工関係についてであります。

先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の法令上の位置づけが5月8日以降、現在の2類相当から5類に移行するとの見解が示されましたことにより、コロナ対応の転機を迎えることが想定されます。町では商工会をはじめとする関係機関と連携を図り、経済再開に向けた支援を行うとともに、中小企業等がこの変化への対応に混乱することがないよう必要な支援を行ってまいります。

次に、消費者支援では、インターネットを利用した複雑かつ巧妙な悪質商法や詐欺行為等から町民生活を守るため、消費生活相談や消費者教育の充実及び啓発活動の強化に継続して取り組んでまいります。

続きまして、観光関係についてです。

観光拠点の一つである一宮海岸の魅力向上のために公衆トイレを新たに整備いたします。

また、各方面で利用され、多くの方から高い評価をいただいている観光ガイドブックの改訂を実施いたします。そして、各種イベントの再開や、貴重な歴史的資源や緑豊かな自然環境を活用し、魅力的なコンテンツの創出による新たな交流需要の開拓を図り、持続可能な観光地域づくりを目指してまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務になります。

まず、土木事業についてであります。

町道整備につきましては、各区からの要望等を基に優先順位や現場踏査による整備箇所の選定を行い、道路機能の改善及び安全確保に努めてまいります。また、交付金事業で整備を進めております通称天道跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良事業につきましては、昨年度、水路の蓋かけ工事が終わった区間の道路改良工事を行ってまいります。

次に、交通安全対策事業でございますが、通学路安全プログラムに基づく合同点検の危険箇所を中心に整備を行ってまいります。

次に、環境関係ですが、合併処理浄化槽設置事業はくみ取式や単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換について助成制度を周知して転換促進を図り、生活環境の保全及び公衆衛生のより一層の向上を目指してまいります。

次に、有害鳥獣対策事業ですが、年々イノシシやキョン、アライグマ等の有害鳥獣捕獲数が増えております。一宮町鳥獣被害防止計画に基づいた被害防止対策を進めることで、本町の農作物等を鳥獣から保護するとともに、町民の皆様の安心・安全な生活環境の維持を目指してまいります。

次に、公共下水道事業ですが、長期大規模改修事業の3年目を迎えた中央ポンプ場は、今年度はこの1月に消防用設備の更新工事が完了いたしました。築30年を迎え、いまだ老朽化の著しい中央ポンプ場のその他の設備につきましては、今後も昨年度に策定した中央ポンプ場ストックマネジメント計画に基づき、国庫補助事業を活用した長期的な改修を実施し、町民の皆様のさらなる安心・安全な生活に資する施設の機能確保を図ってまいります。

続きまして、教育課所管の業務になります。

まず、学校教育関係についてであります。

給食事業につきましては、令和5年度より第3子以降学校給食費の無償化事業を実施し、多子世帯における経済的負担の軽減を図ります。

次に、学校施設整備では、東浪見小学校の特色の一つでもあるグラウンドの除草管理業務や経年劣化が進むブランコの入替え工事を行い、児童や利用者の安全性、利便性向上を図り

ます。そのほか、東浪見、一宮両小学校において耐用年数が経過する高圧受電設備の更新を予定しており、学校の安定した電気供給が確保できるよう整備を進めてまいります。小中学校におきましては、引き続き感染症対策を徹底しつつ、次世代を担う子供たちが安心・安全に学習に取り組める学校環境と学習保障の提供に力を入れて取り組んでまいります。

続きまして、社会教育関係です。

まず、「新編一宮町史」の編さん事業についてですが、令和4年度に専門家で構成する編さん委員会を組織して編さん方針や計画などを決定し、事業を本格始動いたしました。令和5年度は県内外で資料の調査を進めていくほか、町史に関連した講座の開催や編さんだより、報告書の刊行など、普及啓発についても積極的に行いながら、調査研究の進展状況を周知していきます。今後も計画的な編さん事業を実施し、町民の皆様に親しまれ、かつ様々な分野において活用できる一宮町史の作成を目指してまいります。

次に、社会教育施設関係です。

創作の里の陶芸電気窯やGSSセンターの体育館ネットなど、老朽化している設備の更新を図り、利用者の皆様が安心して創作活動やスポーツのできる環境を順次整えてまいります。

次に、文化祭や芸能音楽祭などの社会教育関連の行事についてであります。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で規模を縮小して実施いたしましたが、令和5年度は通常どおりの開催ができるよう準備を進めてまいります。

終わりに、本定例会には令和5年度の各会計予算案5件、令和4年度の補正予算案5件、条例の新規制定5件、一部改正案7件など合わせて25件の議案を提出しております。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、私の施政方針を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鵜沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で町長の施政方針を終わります。

---

#### ◎一般質問

○議長（鵜沢清永君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

---

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（鵜沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。

私は今回、4点質問がございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目になりますが、合わせ図について伺います。

合わせ図とは聞き慣れないとは思いますが、公図と航空写真が重なった図であり、正式名称はなく、地番図などと呼ばれております。

現在一宮町では、今年の1月に町民や企業に提供できるようになりましたが、現在の出力状況を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

目良税務課長。

○税務課長（目良正巳君） 篠瀬議員のご質問にお答えします。

質問のありました合わせ図については、町は地番図の写しと称して運用を行っております。この地番図の写しは法務局の公図を基に作成したものでありますが、地番図に航空写真を重ね合わせた図面、これをいわゆる合わせ図として提供できるように、この1月から行ったところです。そのため、現在の出力状況は、従来の地番図の写しもしくは航空写真を重ね合わせた合わせ図としてどちらも提供できるため、利用者の用途により出力可能となっております。

合わせ図につきましては、近年、相続した土地の位置を把握したい、所有している土地の目標物を知りたいなどの要望が寄せられていたことから、令和3年に統合型GISの導入に合わせ、また、町で航空写真を撮影したことにより提供できるように運用を開始しましたが、現在の合わせ図は住所の表示の見えづらい箇所があることや、出力できるサイズ、縮尺の設定などで制限があるため、今後、利用者が見やすくなるように改善を図りながら運用を行っていきたいと考えているところです。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） まさに答弁ありました合わせ図の利用目的といたしまして、相続対策

や所有物の把握などが挙げられます。さらには、各自治区での活動の一助や空き家対策などにも幅広く効果があり、大変便利なツールであると考えます。

お隣のいすみ市では年間約1,400枚の提供があり、内訳として約半数の700枚は東京電力などの事業者が土地の調査のための利用で、残り半数は市民の方が、まさに答弁ありました利用目的で購入しております。いすみ市や大多喜町の合わせ図はとても画質がよく、見やすく、カラーのA3での出力も可能となっております。

そこで再質問になりますが、一宮町の合わせ図の現状はとても画質が悪く、見にくく、白黒のみの印刷で住所の表記などは見えない場合もある状況です。今後、いすみ市などと同様の、利用者が見やすく分かりやすい合わせ図として提供していただきたいと思うのですが、今後どのような改善をしていくのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問は終わりました。

答弁をお願いします。

目良税務課長。

○税務課長（目良正巳君） 再質問にお答えします。

今後、議員のおっしゃる画質、カラー、サイズ等を利用者ニーズ、近隣自治体の出力状況を参考にしながら改善を検討させていただきます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 改善していくとの答弁をいただきましたが、いすみ市では市民の方の利用が年間700枚近くあるのは、見やすく分かりやすいこともありますが、一番は町民の皆様がこんなに便利なものがあるということを知っているからだと考えます。

そこで再々質問になりますが、一宮町では1月から提供が始まりましたが、町民や企業への情報の周知の方法を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁をお願いします。

目良税務課長。

○税務課長（目良正巳君） 再々質問にお答えします。

周知方法につきましては、町ホームページなどに掲載及び利用者が窓口で地番図の写しを取りに来た際に、航空写真も提供できるようになったことを案内するなどして広く周知して

いきたいと考えております。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 合わせ図につきましては、利用者目線での改善を早急に行っていただくとともに、答弁ありましたホームページでの周知、窓口でのアナウンスだけではなく、企業の皆様向けにも独自の広報をお願いいたします。そして広報とともに利用者の声を拾い、反映させていっていただけるような仕組みで改善を図っていただけるよう提案いたしまして、次の質問に移ります。

2 点目は、一宮町子育てブックについて伺います。

子育てガイドブックとは、これから出産される方、現在子育てをされている方に出産や子育てに関する市町村独自の情報、各種相談の窓口、子育て中に受けられる様々なサービスなどを案内する情報誌であります。長生郡市内でも、白子町が2018年に発行されたのを機に、2021年に茂原市、2022年に長生村、長柄町と多くの自治体で発行しております。一宮町でも今後発行する考えがあるのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えいたします。

現在当町では、茂原市をはじめ近隣の市町村で作成している冊子、子育てガイドブックの発行はしておりません。冊子ではありませんが、町の保健事業や予防接種の情報、子育て支援サービスの案内などをまとめた「子育てガイド」を福祉健康課で作成し、妊娠の届出をされた方や出産された方にお渡ししておりますが、冊子にすることで保管しやすく、いつでも手元にあることから広く活用されるものと思われるため、現在、子育てガイドブックの作成の準備を進めているところです。また、財政面を考慮し、町負担を伴わない作成方法を検討しております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 現在、多くの自治体で発行しているこの子育てガイドブックですが、

東金市の子育てガイドブックは情報量もあり、内容もとても充実しております。これからの作成に当たっては、いい意味では後出しジャンケンです。現役の子育て世代の意見も取り入れ、多くの行政情報としてではなく、他市町村の子育てブックを参考にし、子供の発達に合わせた子育てガイド、町内の病院の情報、イベント等子育ての情報誌として内容充実を図るべきと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

ガイドブック作成に当たっては、他市町村のガイドブックを参考にし、町の行政情報だけでなく、子育て情報や町の医療機関の情報などを掲載したものをなるべく早く配布できるよう進めていきたいと考えております。

篠瀬議員のご指摘のとおり子育て世代の意見を取り入れることは大事だと思っておりますので、利用いただく中で意見があるようでしたら、次回作成時の参考にさせていただきます。以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 子育てハンドブックについてはよく分かりました。

再々質問といたしまして、今後、子育てハンドブックと同様な子育て支援の施策を考えているのか。また、新たな子育て支援の充実を図っていく考えがあるのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

令和5年度に実施いたします子育て世代のニーズ調査の結果を踏まえ、必要とされる支援策の検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 今回、ガイドブックは財政面を考慮して町負担のない作成方法を検討していると答弁ありましたが、国では異次元の子育て支援を銘打っており、東京都でも所得制限を伴わない18歳以下の月5,000円の支援発表もありました。近隣町村を見ても、子育て支援の重要性を理解し、次々と新年度から政策が遂行されております。

一宮町が今後後れを取ってしまうと、今後の一宮町の将来的な遅れとなってしまいます。独自の子育て支援の充実を図る上で、今後の子育て支援関連予算の拡充を提案いたしまして、次の質問にまいります。

3点目は国土強靱化地域合同計画（一宮町編）について伺います。

2021年3月に策定された国土強靱化地域合同計画（一宮町編）は、策定から2年がたち、各分野の計画推進期間として目標年を2023年度と設定しているものがあります。現在の達成状況と今後の見通しについて伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

東日本大震災の未曾有の大災害を教訓として、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が制定され、その基本理念は、国土強靱化に関する施策の推進は大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策の総合的な、また計画的な実施が重要であるとされております。

この国土強靱化地域合同計画は町に作成の義務が課されたものではありませんが、令和元年度の台風や大雨により長生郡内が大きな被害を受けたことから、この基本理念にのっとり作成をいたしましたものでございます。作成に当たっては、国・県がそれぞれ作成したものの調和を図りつつ、国の補助事業の助成対象がこの計画に定める施策の事業を対象としていく方針であることから、国の補助事業の重点化、要件化に対応するために網羅的に作成をいたしました。

また、この計画の推進期間は2021年度から2030年度までの10年間とし、おおむね5年ごとに計画を見直すこととされております。

ご質問の2023年为目标年のものにつきましては、コロナ禍等の影響を受け達成できていないものもございますが、達成できたものや達成のめどがついたものも多くあります。今後も社会経済情勢の変化や国の補助事業の動向を注視しつつ、施策等につきましては適宜見直し

を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） この計画はまさに答弁いただきました過去の大災害を教訓として、今後発生するであろう災害を乗り切っていくための計画であります。この計画においては、地震、津波、豪雨、洪水、土砂災害、暴風、竜巻など各方面での目標が定めてあります。

この2023年度中の目標では共通事項も多く、自助・共助・公助の観点から一番重要で、我々町民の身近な目標としては、私は、2030年目標となりますが、自主防災組織の36地区結成率100%、2023年の目標の自主防災組織に対して地域防災リーダーを配置し活動する、この2つの目標が重要であると考えます。ここで言う地域防災リーダーとは、養成研修修了者もしくは防災士資格取得者を言っております。

そこで再質問になりますが、現状の自主防災組織の結成数、また、地域防災リーダーの配置数を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁をお願いします。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

自主防災組織の結成数とのことですが、現在、結成数につきましては宮原区、矢畑区、綱田区、枇杷畑区、権現前区、6区、7区ー2、9区ー1、16区、17区の10地区で自主防災組織が結成、設立されているところでございます。

また、防災リーダー等の配置数でございますが、町で補助金を支給して防災士となられた方が3名、社会福祉協議会経由で災害コーディネーターとなられた方が3名いらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 計6名いらっしゃるんですね。地域防災リーダーを配置し、自主防災

組織を活発化させる仕組み、これはすばらしくよいことだと考えますが、地域防災リーダーになるための養成研修修了者、または防災士資格取得のためには、町負担では無料ではありますが、講習や試験があり、自主的に受けようと思う方はほぼいないんじゃないかと思います。自主防災組織や町民任せではなく、行政主導でリーダーを育てていかなければならないと考えます。

そこで再々質問になりますが、自主防災組織の結成率100%、地域防災リーダー育成の推進に向けて今後の行政の対応を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

自主防災組織につきましては、自分たちの地域は自分たちで守るという共助の精神の下に、住民が自主的に組織するものでございます。これを推進するために、町では自主防災組織設立や資機材の整備に対する補助金制度をご用意しております。

しかしながら、コロナ禍の影響や東日本大震災から時間もたち、新規の自主防災組織設立の動きも全体的に鈍化している状況でございます。町としましては、地道な活動になりますが、広報紙等を用いて防災意識の向上等に取り組んでいるところであります。今後も設立に向けたお願いを、広報紙や区長等を通して引き続き進めてまいります。

また、今後はコロナ禍の影響も少なくなることから、希望者を集めた研修などの検討を行い、リーダー育成のサポートを図ってまいります。防災士資格取得は新年度も補助金予算を確保していますので、資格取得者がさらに増えるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 現在、町内36地区で10の自治区が自主防災組織を結成されておりますが、この計画の策定後の現在までの2年間、新規の結成はゼロと聞いております。この2年間はコロナ禍であり、行動や集まりが制限されてしまいましたが、これからはウィズコロナ、アフターコロナの中で、町としても新たな支援を考えていかなければならない段階となってきたはずで

聞くところによりますと、複数の地区で新たに自主防災組織結成のために活動されているそうです。町としてもその活動に、補助金だけではなく、様々なサポートができるはずです。来年度以降、新規立ち上げに向けた行政の推進と補助を期待し、災害からの風化を防ぐ取組を積極的に行ってもらうことを提案し、次の質問にまいります。

4点目、最後になりますが、臨海運動公園の管理体制と今後の整備について伺います。

臨海運動公園は開設から46年以上経過されており、経年劣化が著しく、予算要望しても他施設との配分もあり、なかなか大規模な改修工事は行っておらず、現状では小規模な補修で維持してきました。テニスコートはハードコートの要件も満たさず、カラー舗装のままであり、考えられないようなひび割れが多数存在しています。ゲートボール場はゲートボールでの利用はなく、グラウンドゴルフでの利用となっており、競技規格にも合っておらず、正式大会などは町外のグラウンドを利用しております。

また、2019年2月17日の町ホームページ記載の町長日記にも載っておりますが、2018年と2019年に利用者がトイレで倒れているのを発見し、管理人が救助、救急車で搬送し一命を取り留めたことがありました。

そこで質問になります。現状の利用状況や今後の利用を予測した改修計画を策定すべきだと思いますが、現状を伺います。あわせて、現状の管理体制について伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、篠瀬議員のただいまのご質問にお答えいたします。

篠瀬議員のご指摘のとおり、臨海運動公園は開設から46年経過しており、経年劣化による破損が多々あるため、その都度修繕を行い、ご利用いただいている状況です。

テニスコートにつきましては、当初5面だったコートも1面は廃止となり、現在は4面が利用可能となっております。利用状況といたしましては、スポーツ団体、個人のほか町への宿泊客が主に利用しております。ゲートボール場につきましては、現在ゲートボールでの利用はなく、全てグラウンドゴルフで、主に3団体が利用しております。利用者数は、両施設とも新型コロナウイルスの影響でここ数年は減少しておりましたが、今年度はコロナ禍以前と比べ、やや増加しております。

改修計画につきましては、現在のところ具体的な計画はありませんので、当面はこれまでどおり必要に応じて修繕をしております。

教育委員会所管の施設は全般的に老朽化が激しいことから、今後早急に対応すべき施設が多く控えております。それらの優先順位を適切に見定めた中で、臨海運動公園につきましても利用者の推移などを考慮し、規模の縮小や他の目的での使用なども視野に入れ、計画的に進めていきたいと考えております。

次に、施設の管理体制についてですが、現在シルバー人材センターに木曜日から日曜日までの管理を委託し、利用客の少ない月曜日から水曜日は教育委員会で鍵の開け閉めなどを行っております。月曜日から水曜日は管理人が不在となりますので、利用申請時に非常時の連絡先などを周知し、対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 答弁ありました改修計画についてはないいただきました。一宮町は、スポーツ協会をはじめ様々な団体が活発に活動しており、町民の方もスポーツを通して、交流や体力の向上、健康増進しております。利用者の方の一番の懸念事項は、補修でも追いつかなくなり、老朽化で使用できなくなった場合、破損箇所などでけがをして安全上利用停止になった場合などに、改修計画もない現状なので、施設が当面利用停止になることです。そのためにも計画性を持って段階的な改修が必要と考えます。

また、管理体制につきましては、答弁ありました月曜日から水曜日は管理人を不在で利用させているといただきました。GSSセンターや振武館でも同じように管理人不在での利用があると聞いております。ですが、臨海運動公園では管理人が一命を取り留めた2件の事例を基に、町長日記では人命救助のため扉などの改修は早期に行ったとありますが、もし管理人不在時に倒れていたらどうなっていたかを考えるべきです。臨海運動公園は屋外施設であり、昨今の異常気象や温暖化などにより熱中症の危険も年々増大しております。

そこで再質問させていただきます。答弁ありました計画的に進めていきたいとは、どのように計画的に進めていくのか。また、管理人の体制強化についての考えを伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、改修計画についてですが、先ほど申し上げたように具体的な計画は策定しておりませんので、現段階で改修の時期や内容といったところまでお示しすることはできませんが、臨海運動公園の運営について、今後の方向性を早急に検討し、篠瀬議員からご指摘のあった事態にならないよう、改修が必要な箇所を十分調査した上で計画性を持って進めていきたいと考えております。

また、管理人の体制につきましては、緊急時の対応に万全を期するため、管理人の配備体制を見直すなど、迅速な対応ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 計画性を持った改修計画の策定と管理人の配備体制の整備について、早急な対応を提案いたします。

しかしながら、管理人の管理体制ができるまでの間、時間がかかることが予測されます。利用団体などは管理人がいないことに不満を持っています。有事の際、管理人室にはAEDが配備されておりますが、利用者でAEDを使ったことがない方、また、使い方が分からない方がほぼ全てです。

そこで再々質問になりますが、臨海運動公園利用者を対象としたAEDの使用方法や救急法の研修などを行うことで有事の際の助けになると思いますが、考えを伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁を願います。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） 再々質問にお答えいたします。

ただいまご提案いただきましたAEDや救急救命の研修につきましては、施設の利用者や管理人が受講できるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 今回、臨海運動公園について質問させていただきましたが、町内施設は全般的に老朽化が目立っております。計画的な改修も必要ですが、施設の再利用という面から考えても、新たな住民ニーズに対応していかなければなりません。臨海運動公園でいえ

ば、テニスコートのうち、4面ありますが1面ずつの改修やゲートボール場をグラウンドゴルフ場への改修など、計画的な改修計画の策定を提案いたします。

また、管理人の体制の充実を早急に提案するとともに、充実されるまでの空白期間にはAED講習や研修などを行っていただき、利用者の安全面の考慮を考えていただくことを提案いたしまして質問を終わります。

○議長（鵜沢清永君） 以上で篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時30分といたします。

休憩 午前10時12分

---

再開 午前10時30分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 大橋照雄君

○議長（鵜沢清永君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋照雄です。今回、私、大きい項目で4つ質問させていただきますので、一つずつお願いしたいと思います。

では、始めます。

私大橋は、町民の声を議会を通して町政にお届けすることを基本姿勢として、議員活動を行っております。

最近の町民の方の声としましては、教育、給食、防災、リアライズについての声がありました。リアライズに関しましては、今回、質問はいたしません。私もこれは終わったことにしないということで、何人かの町民の方とグループをつくって活動しております。

先日、会計検査院の方とも面談し、その進行状況とかそういうのを伺いました。また、弁護士さんの方ともお話をすることができ、近々また町のほうにいろいろ調査が入るかもしれませんが、よろしくお手配をお願いします。

それでは、今回の議題、質問に入ります。

まず1番目、学力向上についてを質問します。

中学生は受験に向け、学校での授業のほかに各家庭で塾に通うなどして、学力向上のため

対策を講じていることと思います。そのような中、塾に通う生徒と通っていない生徒で学力の格差が生じると考えられますが、学校として塾に通っていない生徒への支援や取組があるのか伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 大橋議員のご質問にお答えをいたします。

一宮中学校の塾通いにつきましては、今年度の調査で、1年生が33.3%、2年生が54.2%、3年生が61.7%となっており、学年が上がるごとに受験対策を強化していることがうかがえます。

塾に通うことは、就学機会の増加や、個の性格、また、レベルに合わせた学習体制などにより、学力向上に大きな役割を果たすものと考えておりますが、塾に通うかどうかは、志望校の難易度や各家庭の教育方針などを様々な理由により判断されていると考えられます。

そのような状況の中、中学校の取組といたしましては、昨年11月より、火曜日から金曜日に、国語、数学、理科、社会、英語の5教科で、授業前と昼休みの時間を使って補習を実施しております。

また、教育委員会の取組といたしまして、8月から2月まで30回にわたり、一宮町ステップアップスクールを開催しております。これは、中学3年生を対象に、基礎学力の向上を目指した取組ということになっております。

今後も、塾に通っていない生徒がこれらを積極的に活用するよう促すとともに、さらに学力向上につながるような取組にするため、改善をしながら進めていきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問あれば。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） では、再質問をお願いします。

取組は何いました。それで、その効果の確認は行っていますか。

それと、独自の方法というのを私は以前、前の教育長のところに資料としてお持ちしたんですが、東京の麴町中学校の取組が非常に取り沙汰されまして、本にもなっているんですが、「学校の「当たり前」をやめた。」という本でありまして、この取組が非常に、まず中間テ

スト、学期末テストをやめちゃう。それから担任制を、1人じゃなくて複数の担任が受け持つというような、私もちょっとつまんだところしか話ができないんですが、実際、前の教育長とそこに視察に行く予定でおったんですが、向こうが非常にいろんな方がいらっしやっているみたいで、なかなかアポイントが取れなくて、そのうちに消えちゃったんですが、教育長はこういうことに関してご存じかなと。

それからまた、こういうことが行われるような学校も出てきていますので、一宮町もさらなる独自のいい方法は考えていらっしやるのかなと。この2点をお聞きしたいです。

あと、補足なんですけれども、民間のボランティアの方たちが塾をやってみたいという声が私のところに届いていますので、もしその方たちのいろんな計画とかあれがまとまりましたら、またご相談に伺いたいと思いますので、ぜひご協力をよろしくお願いします。

ちなみに、麴町中学というのは、何か日比谷高校に非常に合格している学校らしくて、日比谷高校はご存じのように東大にかなり近い学校だというふうに言われていますので、その点もひとつ、不要かもしれませんがお伝えします。

よろしくお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（竹之内達生君） 後で出てきた、工藤勇一先生のことについてなんですけれども、2014年に東京都千代田区麴町中学校の校長として就任しまして、子供の自立を重視した教育改革ということで、宿題の廃止、それから定期テストの廃止、それから固定担任制の廃止、そういった従来あった取組、当たり前とされていたことを変えたり、それから制服を改定したり、一部私服にすると、そういった数多くの改革に取り組んだ先生であるということで承知しております。

現在は、その先生、横浜の創英中学校の校長として、市立の中高一貫教育、それを行っている校長先生です。

工藤先生が行った取組というのは、学校教育における伝統的なやり方から脱却し、新しい教育方法を模索する意欲的な取組であるというふうに思います。このアプローチにつきましては賛否両論あるわけなんですけれども、このように学校教育の現状や課題に向き合い、改善する試みというのは、非常に大切なことだというふうに認識します。

さて、大橋議員からの質問は、今、日比谷高校という名前が出てきましたけれども、いわ

ゆる進学校へもっと多くの生徒を送り込むような工夫を一宮町でも行う方法はないのかという認識の下、答弁のほうをさせていただきたいというふうに思います。

学力向上は当然のことながら学校の一丁目一番地です。文科省の示している学力というのは、知識、技能、それから、思考、判断、表現力、そして学びに向かう力の3つです。それらを身につけるために、日々の教育が行われています。それを目指して、各学校とも、現在ある環境下で最大限の努力をしています。

東京の中心部と一宮町では、当然のことながら学校内外の環境が異なりますので、格差は出てきます。しかし、だからといって、一宮町の教育が見劣りしているとは思っていません。一宮町のある環境下で、生きる力、もっと言えば生きていく力を身につけさせられるのではないかというふうに考えております。

進学校に進むことだけが重要であるというふうには私は考えません。大切なことは、どこに行ったかではなく、その学校で何をしたか。その先、どうしていきたいのかということ自ら考え、進路選択をしていくことではないかということです。

現に、ここ数年、一宮中学校の進学を見たとき、それこそ進学校に進む生徒が多くなっています。これもすばらしいことですが、成績の上位の子が、目的が明確で、自分の目的に合った学校を選択し、県内の高校だけでなく県外の高校に進んでいる子供たちもいます。それこそ、先ほど工藤校長先生が言っている教育の根幹である子供の自立を重視した教育を一宮町の教育にも取り入れているからだというふうに思います。

私は教育の在り方として4つのことが大切だというふうに思います。児童生徒たちが主体的に考え、学ぶ機会をつくること。2点目として、児童生徒たちが興味を持てるような授業を工夫すること。3点目として、教職員の資質向上を促すこと。そして、4つ目は教育の目的を共有することです。生徒たちが自ら考え行動し、学ぶことができるような環境を整えること。そのためには教育の目的を共有することが重要となります。これらのことを校長会、教頭会、そして教務主任会等で計画的に進めてまいりたいと思います。

最後に、私は児童生徒が社会に貢献できるような人材を育成することも重要な目的の一つであるというふうに思います。そのため、生徒たちが自分自身で学び、成長できるような環境を整えつつ、社会に貢献できる能力を身につけ、児童生徒たちの学力向上につながる教育を実現したいと思いますので、大橋議員含め議員の皆様、今後ともご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁、私の思っているところをかなり捉えた答弁でございまして、非常に感謝しております。ぜひ、一宮町の生徒が、先ほどおっしゃいました、その自立できる生徒をできるだけ多く誕生させていただきたいと、そういう思いでございまして、それでは、次に、質問入ります。

2番目、給食について。

給食は食育である。平成28年度の文科省調査では、小中学校生徒の給食費未納者がいる学校が45.6%あったと、そういう報道がありました。このことについて以下の点を伺います。

①町での給食費未納の状況は。また、滞納整理はどのように行っているのか。

②給食費は公会計制度があるが、どのような内容で、また町はどのように行っているのか。

この2点について説明をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、大橋議員の2点目のご質問にお答えいたします。

まず、学校給食費の滞納状況についてです。

令和3年度における学校給食費の滞納状況につきましては、一宮小学校で滞納が発生しており、滞納額は約15万5,000円、滞納者数は6名となっております。

滞納整理は、各学校の事務員や栄養士が主に対応しており、学校給食費の口座引き落としができなかった場合には、対象となる保護者に督促状をお渡しいたします。その後も集金ができない場合には、担任などから保護者に電話でお支払いのお願いをしております。

続きまして、学校給食費の公会計制度についてです。学校給食費の公会計化とは、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる公会計制度を採用することであり、学校給食費の集金、管理を地方自治体が行うことです。現在、当町の学校給食費は私会計であり、各小中学校で徴収、管理を行っております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ただいまの答弁で、やっぱり未納者がいらっしゃるということで、これがまた生徒に、ほかの生徒なんかに知れ渡ると非常にいじめか何かにつながっちゃう可能性はあるので、私としてはこれは給食は、ぜひ大至急は無償化すべきだなと。そうすればこういう問題が発生しません。

それと、こういうことに先生や給食の方たちが仕事を取られたんでは、非常にスムーズな仕事ができなくなる、そういうことも心配されるので、ぜひ学校給食の無償化を検討してほしい。大至急お願いしたい。そうすれば、この公会計制度も、町は関与していないよということなんですが、こういう給食費は公費で負担すべき。そういう思いから、それでは、町長と教育長に、その辺はどうなんでしょうか。最近、大分無償化の事業が行われている市町村がどんどん増えています。だから、後出しジャンケンの一宮町じゃなくて、真ん中頃ジャンケンでもいいですから、ぜひ検討の心得をひとつお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの再質問にお答えいたします。

給食費無償化の検討状況につきましては、これまでの議会でも答弁したとおりですけれども、給食費無償化は、子育て世帯への支援や、子供たちの食育の推進などを目的としているものですので、教職員への負担軽減を目的に実施する考えはございません。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 前回の私の無償化の質問に対しては、予算的な問題と、それから優先順位があるんだよということで、やりませんというような回答だったんですが、これ予算という部分からいくと、いろんな事業の見直しとか、あるいは私が進めている歳入を促進する、そういう事業をやればお金は用意できるんじゃないかと。だから、真剣に取り組むのであれば、その辺が当然出るべきじゃないかと思うんですが、その辺、もう一度、すみません、お答えいただければありがたいですけれども。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

大橋照雄君に申し上げます。

会議規則53条により、通告以外のことには答弁されませんのでご了承願います。

よって無償化について、質問は通告以外のため答弁されませんので、ご了承ください。

次の質問をお願いします。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） じゃ、3番に移ります。

町が担う防災について。

町長は、広報1月号で、町の優先課題は防災と教育であると述べていました。防災では自助・共助が前面に出ていますが、公助について以下の点を伺います。

（1）町民への災害情報伝達は公助ですが、十分機能していますか。また、その判断は何を基に行っていますか。

（2）私が何度も求めている防災の特別チームなどを設ける考えはありませんか。

（3）町長は、発災した場合、避難が第一であるといろいろなところで発言していますが、その点について伺います。

まず、①避難所の受入れ体制は十分に準備されていますか。例えば、津波発災の場合、どこへ何人収容し、食料、水、トイレ、ベッド、障害者用、ペット同伴用、環境配備などの対応は十分か。

②避難所までの道路整備を町独自に行ったものはあるのか。

③ドローンの活用を考えているのか。

④区に入っていない町民へのコミュニケーションや情報伝達などはどう考えているのか。

以上の点についてお答え願います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、大橋議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

1点目の災害情報の伝達についてですが、町では発災時の情報伝達として、防災行政無線、戸別受信機、eメール、防災アプリ、ツイッター、フェイスブック、ホームページ、また状況によりエリアメール等、様々な手段を用いて避難情報の連絡を行います。これら多重化した方法により、災害情報の伝達は十分に可能であると考えております。

2点目の防災の特別チームについてですが、防災の専属の課につきましては、昨年度もご

質問を受け、検討いたしました。課として設置するには、当町の規模では、人力的な余裕もなく大変厳しい状況でございます。しかしながら、防災は大変重要なものであり、今年度から行政係を防災行政係に改め、職員を1名増員し、防災対策の強化を図っているところでございます。防災の特別チームなどの設置につきましては、現状でも平時においては各課がそれぞれの分野で、防災に関わる問題について取り組んでおります。また、発災時には災害対策本部を立ち上げ、全庁体制で対応いたしてまいります。

それから大きな3点目の発災した場合についてでございますが、4点ほどございます。

①の避難所の受入れ体制につきましては、食料3,000食、水1,500本などの非常食につきましては、町にも当然備蓄してございます。また、毛布や簡易ベッド、感染対策のパーティションに簡易トイレ等の備蓄もございます。町の備蓄で不足する場合には、災害協定先からの提供も想定しているところでございます。災害に対する備蓄品につきましては、これでよいということはありませんので、今後も随時拡充を図ってまいります。

避難所の収容でございますが、以前のご質問にもご回答させていただいたように、避難者が多く、通常の避難所で不足する場合には、一宮商業高校の体育館や、町教育委員会とも連携を図り、各学校の特別教室棟や、場合によっては普通教室などの開放、それから災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定、これらを活用しまして、町外等への避難を検討してまいります。

②の避難道路に特化した整備でございますが、避難や緊急物資の輸送においても重要な役割を担う海側の県道飯岡一宮線と山側の国道128号線をつなぐ町道1-7号線を国の交付金を活用して整備を進めているところでございます。また、町の事業ではございませんが、先月13日には、地元選出の国会議員と知事、近隣市町村長とともに、国土交通大臣と面会し、長生グリーンラインの早期整備を要望いたしました。また、南総一宮線の早期完成につきましても、毎年県に要望しているところでございます。これらにつきましても、災害時には大変重要となる道路であり、引き続き早期完成に向け、町も協力してまいります。

それから、③のドローンにつきましては、技術や法整備が進み、今後、防災をはじめ様々な分野での活用が進むものと認識しております。町でも被害状況の確認や災害情報の収集等に有効であると考え、ドローンとドローンのパイロットの提供を受ける災害協定を既に締結しているところでございます。

④の最後に、区に入っていない方への情報伝達やコミュニケーションについてでございますが、区に入っている、いないにかかわらず、防災無線やアプリ等により、避難に必要な情

報は提供できていると考えております。

共助は発災時に大きな役割を果たすものであります。一宮町は比較的規模の小さな自治体でありますので、区に入っている、いないにかかわらず、日頃の挨拶など、ご近所で顔の見える関係を築いていただき、災害時には住民の皆様が協力して、大きな共助の力を発揮していただくことを期待しております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 町長にちょっと確認したいんですが、まず私がお聞きしたいのは、現場主義に徹するという町長の方針が選挙の公約もどきに載っておりましたが、そうしますと、私の理解するところでは、現場主義とは町民の声を直接聞くということなのかなと思ってたんですが、その辺の回答が、まずこの1番のところには出てきていません。そのところの確認を町長の口からお願いしたい。

それから2番目、今の状況で十分であるよというお答えですので、十分であるという見解であれば、それ以上私が申し上げても進展しないかもしれませんので、今後、この件に関して何か問題が発生した場合はぜひその責任を感じてもらいたい。取ってもらいたいという意向でございます。

3番目は、ペット同伴の方から痛切な声を聞きましたので、私また取り上げたんですが、要するに、やっとたどり着いたら、あんた出ていけよというふうに言われたって、非常に悲しい激怒したような発言をお聞きしましたので、そういうことがないように、ぜひお願いしたい。だから、後で、想定外とか、そういう言葉が出るようなことをしてはいけないよと、そういう意味で私は質問しています。

それから、4番目もやはり、要するに町としてはそう思っているという回答があるんですが、思っているんじゃなくて町民の方が納得しているかどうかというところが私は重要だと思うんです。今の状況ですと、区に入っていない方はほとんど町の情報が届いていない。だから、町民扱いされていないような状況になっちゃうんじゃないかと。だから、非常に区に入っていない人等の対応が十分必要なんじゃないですかという、そういう質問です。この件に関して町長のお答えをお願いしたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再質問にお答えをいたします。

まず1つ目は、災害情報が必要な町民の方に届くかどうか、町民の皆さんに確認をしているかどうかということでもありますけれども、現在、特に津波、洪水被害、大きな被害を受けるであろうと予測される地区を中心に、コロナがやってくる前ですけれども、特に災害発生時に、避難に要支援でいらっしゃる皆様、こういう方々がどうやって実際に災害情報をお受けになるか、お取りになるか、これが非常に大きな課題であるということで、私どものほうでこのアンケートをつくりまして、災害時要支援ということで、私どものほうで把握している町民の皆様アンケートをさせていただきました。大体、回答率は半分ぐらいだったんですけれども、ご回答いただいていない方々には、これは私どものほうで直接お伺いをして、どういう形で災害情報をお取りになりますかということをお伺いしようと思っておりました。ところがこれはコロナの到来で、組織的には、残念ながらできていないということでもあります。

これから、先ほど篠瀬議員のご質問の中でご発言でございましたが、ウィズコロナ、ポストコロナの時代になります。再度ここを起動して現場の状況というものを踏まえて、どうやって情報を差し上げるか、さらに精度を高めていきたいと思っております。

私自身もできる限り、直接、町民の皆様の情報の収集の形、具体的にどういう形なのか、その調査に参加したいと思っております。

現在の状況で十分であるかということでもありますけれども、災害の規模あるいは性質、様々に変わってきます。私どもといたしましては、できる限り、柔軟にこういった状況でも対応できるようにというふうに考えております。そういう中で、一つ一つ向上を図りながら、いざというときに備えるということにさせていただきたいと思っております。ですので、実際に何かここはこうふうにしたらいよということ、またございましたらおっしゃっていただければ、私どものほうで検討させていただくということでまいりたいと思っております。もちろん、失に対しては私ども執行部が当然責任を負うところでありまして、それについては常に、全力で改善を図っていくということでもあります。

3番目のペットの避難所でもありますけれども、私どもといたしましては公民館を現在ペット避難所として指定いたしております。現実はまだ稼働したことはないわけでもありますけれども、私が町長になってから1回ですけれども、私が直接、ペットを連れてのご避難を、お

世話を申し上げたこともございます。私どもとしては、そうした受入れをお断りするということは想定していないわけであります。できる限りそうならないように努力をいたします。

障害をお持ちの皆様につきましては、これは問題ない限りは普通の避難所へお越しいただくということも選択肢として考えますけれども、難しい場合は保健センターが福祉避難所に指定されております。こちらへご案内をいたします。

個々の避難所は場合によって、今、いっぱいになりましたということが実際に過去にありました。G S Sセンターに、令和元年の台風19号の到来のとき、台風15号の風の被害が非常に多かったもんですから、500人を超える方がG S Sセンターにお越しになられて、それで、私どもとしてはもうG S Sセンターはいっぱいなので、ほかのところへご案内したということがございます。しかし、ご避難いただいた方は皆様、ご避難していただく場所は確保できました。私どもとしてはそういう形で、順次、一宮商業高校の体育館も視野に入れてご案内を差し上げると。それから、もしそれでも足りないという本当に大規模な発災時は、近隣の市町村の応援も当然仰ぐということになります。これも万全を期して柔軟に対応してまいりまして、必ずご避難いただける場所が確保できるように努力をいたします。

それから、4点目は、区に入っていらっしゃらない方が、情報を取得するのに疎外されてしまう可能性があるのではないかとということでもありますけれども、町としましては、災害時に災害の危険を被るというお立場、これは区に入っていらっしゃるか入っていらっしゃらないかにかかわらず、どちらも同じくその被害をお受けになる可能性があるということですので、私どもとしては、区にお入りになっていらっしゃるか、お入りになっていらっしゃらないかは、災害については全く区別する気持ちはありません。その中で、先ほど総務課長から報告申し上げた、そうした各種の防災の情報確保の手段をご案内申し上げて、どれか複数のものを、特に簡便なもの、スマホに落とせるものがたくさんございますので、そういったものを持って情報をお取りくださいということをご案内申し上げているわけであります。

そういうことで、何とか私どもは少なくとも、それにご呼応いただければ、情報は確実に差し上げられるというふうに考えているところであります。特に、新しく来られた方には若い方が多くいらっしゃいまして、これは企画広報課で住民課の協力を仰ぎながら取っている移住者の皆様のアンケートでも、二十代、三十代の方が非常に比率が高いわけでございますので、そうした中では、そうしたスマホの使用、そっちからスマホにフィットした防災情報を伝達メディア、こういったものは有効に作動するであろうと私どもは考えているところであります。一層の努力をしながら、ここの精度を上げていくと。周知の徹底を図っていくと

いうことで考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） じゃ、ちょっと再々質問という形でさせていただきます。

最近、スマホ、さっきスマホがかなり、その伝達の方法として出てきましたので、そのスマホを使えない人たちがいると思うんですね。この人たちをどうしようかと。私の参考例としては、この間、新聞に載っていたんですけども、ある市で高齢者向けにスマホ教室をやったという、そういう記事がありました。そういうことも町としてやってはどうかと。これでもかというぐらい、やっぱり命を守るためには、私は行政としてやるべきだなと思うので、そういうことをまず、町政のほうに求めます。

これは町民の方から求められればやりますよというような、そういう内容は先ほど聞こえたんですけども、これに関してはちょっと町のほうから、私たちは、ここまでやりますから、あなたたち、ここから先はやってくれませんかという、その線引きをしてあげないと、町民の方々は、どこまでどうなんだということをなかなか把握できないので、その辺もぜひ町の行政として、その辺を町民のためにやってほしいと。そういう要求を私はしたいと思えますので、その辺、お答えをお願いしたい。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご高齢の方々は、私どもとしましては、スマホも一つの選択肢でありますけれども、スマホは、これ操作が結構大変であります。登録も結構大変で、ですので若い方には全く障害ないんですけども、ご高齢の方々は、しかもご存じのとおり触るとどんどん画面が変わります。おかしなことになったときに、元のところに戻れないんですね。そういうのは、実はご高齢の方々はなかなか習得が難しい。

ですので、スマホ教室は一つの選択肢として決して否定するものではありませんが、私の今の考えとしては、防災行政無線の子機、戸別受信機、これがデジタル化でご高齢の皆様には無料で貸し出しておりますので、これをお使いいただいて確実に情報を取っていただくと。それができれば、私どもより現実的かなというふうなところではあります。

そこも今後、再度、先ほど申し上げたときに避難時要支援者の皆様、情報をどうやってお取りになるか、やっぱり戸別受信機が非常に多かったです。そういうところで、それをまた踏まえて、決して否定するものではありませんけれども、最も有効な方法は何か、慣れてい

る情報取得の回路は何かを確認しながら、大橋議員のおっしゃったことももちろん参考にさせていただきながら、確実に届くところを固めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問に移ります。

4番、危機感を持った町政を。

CO<sub>2</sub>削減は待ったなしで、補助金拡大を求める。国では、温室効果ガス削減目標を2030年度までに実質50%余り、2050年までに100%を掲げている。町でこれを想定し、施策が必要であると思いますが、以下の点を伺います。

①カーボンニュートラル宣言はいつ出すのか。

②CO<sub>2</sub>削減は、今のペースでは間に合わないと思われる。補助金を拡大し、町全体で目標に向かい、進むべきだと思うが、町はどのように考えるか。

③町全体の目標及び計画はできていますか。

以上3点を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 大橋議員の質問にお答えいたします。

1つ目、カーボンニュートラル宣言を出す時期とのことですけれども、まずは宣言自体について検討いたしまして、宣言時期を探ってまいりたいと思います。

2つ目、補助金の拡大についてですが、令和5年度予算で、住宅設備等脱炭素化促進事業に係る予算を計上しております。内容は、令和元年から始めた家庭用燃料電池システム、定置用リチウムイオン蓄電システムに関する補助金、新規に窓の断熱改修、太陽熱利用システム、電気自動車購入、プラグインハイブリッド自動車購入、V2H充電設備に関し補助金を用意し、町全体でCO<sub>2</sub>削減を推進してまいります。

3つ目、計画についてですけれども、9月の議会で大橋議員の質問にお答えしたとおり、当町では令和3年4月に第3次一宮町地球温暖化対策実行計画を策定しております。町の事務及び事業に関し、自らが事業者、消費者として二酸化炭素の排出抑制等の取組を実施することにより、町民、事業者の模範となり、地球温暖化防止に向けて自主的な取組を推進しております。町民を含む町全体という意味では計画はできておりませんが、目標は温室効果ガ

ス削減目標2030年までに実質50%であります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それでは、再質問を行います。

最近の新聞報道で、酒々井町がカーボンニュートラル宣言をしたそうです。カーボンニュートラル宣言、そんなに大変なんですかね。今日の新聞でも、多古町だったかな、やはり宣言をしました。それで、具体的な内容は後にしますというような内容で書かれていました。取りあえずやりますよというその姿勢を発表するのが私は肝腎だと思いますので、その辺の姿勢をまず、一宮町としても示すべきじゃないかなと。

それから、目標を達成するには予算、当然、民間の協力が必要になりますので、予算を増やして、どんどんやってもらうようにしないと間に合わない。それで、カーボンクレジットとかそういうシステムが最近、業者間で今動いていますけれども、そのうち行政のほうにもそれが波及してきて、やらないところはお金を払う、あるいはその補助金もらえないとか、そういう形になるような気がしますので、ぜひそこも見本で、町政としては、いつも後出しジャンケンじゃなくて、まず先にジャンケンで出すということも、私は行政として必要だと思いますので、それをお聞きしたい。

あと、計画がないと、どこまで進んで、どういう状況なのかが把握できませんので、まず計画をつくるというのは重要だと思います。それで、どこの分野でどのくらいの排出をしているので、この分野をこのくらい減らそう、このくらい減らそうと、全体で50%、これで減りますね。そういう計画でやっていかないと、これなかなかあと7年足らずで、2030年は来ちゃいますので、その辺を、先を読んで行政として取り組むべきだと、私はそういうことを求めています。これやっぱり、町長の基本的な姿勢が重要になってくると思いますので、ぜひ町長にその辺の見解を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） カーボンニュートラル宣言ですけれども、これ宣言すること自体は決して大変ではございません。しかし、宣言に伴う具体的な施策が当然必要でありま

すので、今後検討していきたいと思えます。

予算に関しましては、先ほど申し上げたとおり新年度予算で確保し補助金を計上しております。目標達成につきましては、当町だけでの話ではございません。達成に向けて、周囲の状況を注視しながら、補助金等を検討して進んでいきたいと考えております。

酒々井町が県内最初の宣言町になっていますので、そちらを参考に計画等を考えてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 今回の答弁は町長の答弁として伺いますが、まだ具体的に一歩足が出ないよというような状況に私は受け取りましたので、これを確認して終わりにします。どうでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 確かにまだ一歩踏み出せていませんので、今後踏み出せるように頑張ります。

○議長（鵜沢清永君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

---

◇ 小 関 義 明 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、13番、小関義明君の一般質問を行います。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 13番、小関です。

質問が2問ほどございますが、1問ずつお答えしていただいでよろしいでしょうか。

それでは、まず、マイナンバーカード普及の取組についてお伺いします。

現在、国ではマイナンバーカードを推進するため、健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードと一体化することを発表しています。

これに引き続き、運転免許証との一体化の時期についても前倒しする方針を示しています。そのため、ほぼ国民全体に行き渡らせることを目指し、マイナポイントの付与を5月末日まで延長し、取得促進を図っているところであります。

このマイナンバーカード申請では、各自治体の窓口で手続を行うことを基本としておりま

すが、全国的に見ますと市町村の取組状況に温度差があり、交付率に差が生じています。

このことを踏まえ、次のことについて伺います。

まず1番目、一宮町のマイナンバーカードの交付状況をお伺いします。

2番目、町では取得促進を図るため、何か取組を行っているのか伺います。

3番目、交付には本人確認が必須条件となっていますが、役所の窓口で足を運べない高齢者や交通弱者などへの対応を伺います。

以上。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、マイナンバーカードのご質問についてお答えいたします。

1点目のマイナンバーカードの交付状況でございますが、平成28年1月の交付開始から、今年の1月末時点での町の交付件数は6,441件、交付率は52.2%となっております。

2点目の取得促進の取組でございますが、町では独自の取組といたしまして、平日に来られない方のために、毎月第4土曜日の午前中にマイナンバーカードの交付窓口を開設しており、さらに先月からは、申請件数の増加に対応するため、第2日曜日の午前中についても休日交付を始めております。

また、マイナンバーカードを活用するコンビニ交付サービスを、この3月1日から開始いたしました。

そのほかにも、マイナンバーカードの申請を支援いたします専用タブレット端末を昨年10月に購入いたしまして、今年の1月末までに420人分の支援を行っております。

3点目の窓口まで足を運べない高齢者や交通弱者などの対応につきましては、個人番号カードの受け取りは国が定めます事務処理要領に基づき、原則、本人の来庁が必要でございます。また、本人が病気、体の障害などのやむを得ない理由により来庁が困難と認められるときに限り、代理人に受け取りを委任することができる旨と示されておりますが、ご質問の高齢者や交通弱者に特化した要件は示されておられません。

なお、この要件に該当しないが歩行に困難があるなどのご相談を受けた場合の町ができる対応といたしましては、ご家族等の車で駐車場までお越しいただいて、職員が車まで行き、本人確認をした上で交付を行っております。また、高齢者などで外出が難しい方々への交付

につきましては国のほうも課題として捉えており、現在、高齢者等に対する交付要件の緩和策を検討していることが新聞等で報じられておりますので、今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 取組状況についてはよく分かりました。再質問はございませんが、ただいまの答弁で、一宮町の交付率が全国平均から比べましても、52.2%とあまり伸びていないようですので、市町村によっては交付率が90%を超えているところも見受けられるようです。その取組などを参考にして、一層交付率を上げる取組を期待して質問を終わります。

次に、空き家、空き地対策についてお伺いします。

空き家問題に関しましては、去る1月30日の報道で、全国的にこの20年間で空き家の数が約2倍に増加し、国が新たな対策を講ずる旨の報道がされていまして。一宮町においても、適正管理がされずに樹木や雑草が繁茂している家が多く見受けられるようになってきたことについてお伺いします。

まず1番目、現在、全町でどれくらいの空き家があるのか伺います。

2番目、放置される大きな要因はどこにあるのか伺います。町として何らかの空き家対策を講じているのか伺います。

次に、放置された空き家、空き地問題ですが、雑草など伸び放題となり、生い茂り、害虫や種子が飛び、最近、近隣住民からの苦情が多く聞かれるようになってきました。それを踏まえまして次のことをお伺いします。

町ではこのような適正管理をされていない空き地はどれくらいありますか。また、不良状態を解消するための対策を講じているのか伺います。

以上、お願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、小関議員の2つ目の質問にお答えいたします。

まず、空き家対策についてですが、町内にどれくらいの空き家があるのかは、全数は把握

してございません。また、放置される原因については、所有者死亡による相続関係による放置、独り暮らしの高齢者の施設入所後の放置等、多種にわたります。

空き家対策としては、町では、一宮町空き家等の適切な管理に関する条例に基づき、土地所有者に対して、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、定期的な草刈りや空き家の適正管理など、適正な維持管理をお願いしているところでございます。

また令和4年度からは、一宮町空き家バンク制度、空き家リフォーム補助金を創設し、空き家の利活用を促進することにより空き家の増加を防ぎ、住宅として供給し、移住定住促進等、地域の活性化を図ります。

次に、空き地対策ですが、町内にどのぐらいの空き地があるのか、こちらも全数の把握はできておりません。空き地対策としては、町では一宮町環境保全条例に基づき、土地所有者に対して、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないように、定期的な草刈りや空き地の適正管理など、適正な維持管理をお願いしているところでございます。

近年、全国的に空き家や空き地については増加傾向にあります。一宮町では特に、夏期における空き家や空き地の草刈りの苦情が多く寄せられております。今後も空き家や空き地の適正管理の指導を徹底するとともに、利活用促進を図ることによって地域の良好な生活環境の保全に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 再質問いたします。

ただいまの答弁で、令和4年度から空き家バンク制度と空き家リフォーム補助金を創設し、移住定住促進等、地域の活性化を図るとのことですが、この制度を円滑に進めるためにも、今後、空き家の数はできるだけ把握しておく必要があると思いますが、町の考えを伺います。また、この制度についての簡単な説明もお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 再質問にお答えします。

先に制度の説明ですけれども、今年度から創設した空き家バンク制度は、町内の売りたい、

貸したいと考えている空き家の所有者の方に物件登録の申請をしていただきまして、町は全国版空き家バンクにその情報を公開いたします。その情報を閲覧した、買いたい、借りたいという利用希望者と、空き家の所有者を町と協定を締結した協力事業者の仲介により、橋渡しをする制度でございます。

次に、空き家リフォーム補助金は、新たに空き家を取得して、工事費20万円以上のリフォーム工事を実施する方に対して、工事費の10%に相当する額を、20万円を上限として、空き家バンクの登録空き家については30万円を上限として補助するものでございます。

今後、これらの制度に加え、さらに空き家対策を推進し円滑に進めていくには、空き家実態調査等により、町内の空き家の全数把握が必要になる場合もあろうかと思っておりますので、施策の推進状況を鑑みながら、適切な時期に全数把握を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 再々質問はございませんが、要望をお願いします。

適正管理もされていない空き家や空き地の中には、道路上にはみ出して通行に支障を来している箇所が町内にかなり点在しております。その樹木などの伐採については、道路パトロールを強化し、改善を図ることをお願いいたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で小関義明君の一般質問を終わります。

---

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、焔場博敏君。

○12番（焔場博敏君） 日本共産党の焔場です。

1点目の質問は、新型コロナウイルス感染症の対策について伺います。

政府は、新型コロナの感染症の分類を、感染症法で言う2類相当から、季節性インフルエンザと同等の5類に引き下げ、これを決定いたしました。しかし、感染が完全に収まったわけではなくて、新たな変異株や、安価な特效薬が開発されているわけでもありません。マスクをつけるつけない、この問題も、安全性の根拠も示されない中で、3月13日から各自の判

断に任せる、このような状況になっております。

町民の中には、この対策について不安が広がっております。町は、町民の命と暮らしを守る点から、懸念される諸問題について詳しい内容を伺いたいと思います。

この通告を出す時点で懸念される問題として、医療の提供体制、PCR検査等や、医療費の負担の問題、マスク着用等の感染予防対策など、どうなるのか。納得できる根拠も含めて伺います。

その後の新聞報道では、これは3月2日に千葉日報で、コロナの5類医療体制見直し案、検査外来は患者負担、入院費、9月末まで軽減、こういう見出しの記事が載っておりました。内容は見出しのとおり、検査は、これまでの無料から有料になります。陽性判明後の外来診療も自己負担になってくるようであります。入院も原則自己負担で、高額になる場合には、9月末まで最大2万円の軽減措置が受けられる、こういうことであります。価格の高い治療薬は引き続き無料で、これらの移行は5月8日から実施となっております。政府案は3月10日に発表されるという記事になっておりましたが、費用負担の試算では、医療機関窓口負担が3割負担の国民健康保険などの場合、現在の外来での初診料を含めて2,590円が、移行後は季節性インフルエンザと同様の最大4,170円、このような記事になっておりました。

患者の診療は、これまで重点医療機関、あるいは発熱外来、こういったところで当たっておりましたが、5類移行後は一般の病院あるいは診療所、こういったところでも対応になり、入院調整も、これまで行政が行ってきたこの調整も病院間で行われる、このように切り替わるようであります。

懸念される点は、移行に当たっての根拠がどうもはっきりしない、この点であります。ウイルスの感染力は、以前と比べてどうなのか。基礎疾患のある方や高齢者の死亡率は、以前より高まっているのではないかと。疑問だらけであります。また、自覚症状のない方あるいは軽症の方は、有料であれば治療せずに感染を広げてしまう。そして、あるいは重症化を招いていく。こういった懸念が広がるのではないかと。こういうことも考えられます。

感染予防対策、この問題でも、マスクの着用が個人の判断、このようになるわけでありませぬけれども、個人が判断できるような根拠が示されていません。学校行事、こういったところでの方針も含めて、住民の皆さんが判断できるような対策あるいは根拠などを伺えたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、杵場議員のご質問について、私からは1点目についてお答えいたします。

ご案内のとおり、国は、専門家の議論を踏まえ、5月8日から、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置づけることを決定し、検査を含む医療の提供体制につきましては、発熱外来など一部に限られていた体制から、インフルエンザなど他の疾病と同様に、幅広い医療機関で受診できる体制に移行するといたしました。

また、これによる課題といたしましては、医療費に対する患者負担の在り方や一般の医療機関で患者を受け入れるための感染防止策の在り方など、幾つか取り沙汰されているところがあります。なお、こうした課題に対して国は、患者への急激な医療費の負担増が生じないよう検討するとしているほか、必要となる感染対策や準備を講じつつ、国民の安心を確保しながら、段階的な移行を目指しております。

そのため町では、この後、10日頃かと思われませんが、国から示される正式な詳細情報を的確に把握した上で、適時適切な情報発信を行い、町民の皆様の不安解消に努めてまいります。

一方、感染防止対策の関係であります。マスク着用の考え方が見直され、今月13日からのマスク着用は個人の判断が基本となりました。そのため町では、マスク着用が効果的な場面、この周知をはじめ、手洗い等の手指衛生や換気など、基本的な感染防止対策の徹底を引き続き呼びかけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、杵場議員の2点目のご質問にお答えいたします。

先ほど福祉健康課長の答弁にもありましたとおり、3月13日から、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本とすることになったところですが、学校においては4月1日から適用することになっておりますので、それまでの間は従来どおり、場面に応じた対応を続けてまいります。

また、卒業式におけるマスクの取扱いにつきましては、文部科学省より卒業式におけるマスクの取扱い等について方針が示されており、児童生徒及び教職員は、国歌斉唱時などを除きマスク不要、来賓、保護者はマスク着用とされておりますので、それに沿った対応をする予定です。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） この問題、当局側も情報が非常に少ないということで、再質問ではありませんが、要望をお願いします。

この移行に伴って、疑問とか混乱を起こさないように、方針変更の根拠など情報の提供を強く求めていただきたい。そして、行政でもそれを発信していただいて、相談窓口等は引き続き持っていていただいて、丁寧に説明を願いたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（畑場博敏君） では、2問目の質問に移ります。

2問目の質問は、国民健康保険について伺います。

以前から国保制度の持つ問題点について取り上げてまいりましたが、基本的制度の持つ問題点は何ら変わっていません。そのように考えております。

特に、最近の物価高騰の中で、高過ぎる保険税は、他の健康保険の制度と比較しても明らかに高く、暮らしを圧迫しています。

今年の2月1日付の国保新聞、見出しが「国保の姿、市町村の現状と課題」、こういう記事が載りました。中見出しには、保険料負担率に格差、国保は健保の1.8倍、このようになっております。内容は、近年の社会保障改革の中、キーワードが負担能力に応じた負担といっているが、医療保険各制度、この保険料負担率を比較すると、所得が他制度と比べて比較的低い市町村国保、これが10.3%、所得が比較的高い健保組合、これが5.8%、市町村国保が1.8倍高い。町内には、国民皆保険の中で様々な健保加入者が生活しておりますけれども、市町村国保が持つ制度的、構造的な問題は、引き続き解決が迫られている課題であります。全国知事会でも以前、国に対して1兆円の財政負担を求める決定をし、制度改善を要求したことがありますが、また、当町の議会でも国庫負担増額を要請決議をした経緯もありました。当町はこの間どういう行動をしてきたのか、この問題での認識と対策を伺いたいと思います。特に、税の累進性の点から逆行している応益割と言われる、平等割、均等割の廃止を求めたいと思いますが、見解を伺いたいと思います。

以前、国保税の課税方式は、応能割である所得割と資産割、応益割である平等割と均等割の4方式の合算方式だったわけでありまして、十数年前から資産割はやめて、3方式

に変更になりました。

今、国を挙げて子育て支援が叫ばれている中、異次元の支援策が提起されるようになっております。国保税の賦課方式も、せめて18歳までの子供にかかる均等割、これをなくして、親の経済的状态で子供が差別されないような支援策を求めるものでありますけれども、答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、国保問題のご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、国保制度と他の健保組合との比較についてでございますが、国保中央会から公表されている資料によりますと、年間所得を基に算定した1人当たりの国民健康保険税の負担率でございますが、中小企業の労働者が加入する協会けんぽに比べますと約1.3倍、大企業が加入する組合健保と比べますと約1.7倍という高い水準になっております。

次に、国への要望に対する町の行動と対策等についてのご質問でございますが、町では、国に対しまして、全国町村会等を通じまして、全国の自治体と力を合わせて国保に関する公費投入等についての要望を行っております。

町といたしましては、国民健康保険制度を持続可能なものとするためには、さらなる公費の拡充等が必要でありますので、これまでと同様に国に対し要望してまいりたいと考えております。

次に、平等割及び均等割保険税の廃止についてのご質問でございますが、国民健康保険制度は負担と給付の公平性の観点から、加入者の全ての方からご負担を求めるとされておりますので、現行どおりご負担いただくことをご理解いただきたいと思っております。また、子供にかかる均等割保険税を廃止できないかとのことでございますが、均等割保険税は国の法令に基づくものでございまして、国の基準を超えた町独自の取組につきましては現在考えておりません。

なお、この件につきましては、子供にかかる均等割保険税を軽減することの支援制度の創設につきましても国への要望事項の一つとなっておりますので、今後の国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

- 12番（舩場博敏君） この国保問題も、制度上の問題といえばそういうことになりますけれども、なかなか単独では要望が通りづらいということで、担当課のほうから資料を頂きましたけれども、毎年のように国保制度の改善強化全国大会というのが開かれているということで、そこに要望として先ほど述べたようなことをもらっております。

引き続きこれは強力に進めていただいて、やはり同じ町に住んでいて負担率が変わってしまうということが少しでも解消できるように努めていただきたい。町全体を預かる町長としては、その辺の配慮を特にお願いしたいと、そういうふうに思います。予算審議の中でまた、この問題は詳しくやりたいと思いますけれども、そのことを念頭に置いていただきたいと思います。

これは要望で結構です。

3番目にいきます。

- 議長（鶴沢清永君） 舩場博敏君に申し上げます。

質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時の予定です。

休憩 午前11時47分

---

再開 午後 1時00分

- 議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

舩場博敏君、次の質問をお願いいたします。

12番、舩場博敏君。

- 12番（舩場博敏君） それでは、3点目の質問を行います。農業問題について伺います。

持続可能な農業を考える上で、農業者、そしてまた消費者にとって安全・安心な農業は欠かせない課題であります。

今、殺虫剤の成分であるネオニコチノイド系の農薬の規制、この動きがヨーロッパとかアメリカ等で広がっております。当町を含めて水田の航空防除で使っているスタークル、この成分がジノテフラン、これもネオニコチノイド系の農薬で、植物の葉や茎から吸収されて植物体内に行き渡る性質があります。そして内部に殺虫成分が長期間残留するために殺虫効果が持続することで知られております。

このネオニコチノイド系の農薬、たばこに含まれているニコチン、このニコチンとよく似た性質、虫の神経を興奮させて殺虫する効果が知られている、こういうことから名前がつけられております。しかし、虫にとっても人にとっても有害なものであります。

そこで、科学者たちがこのニコチンの毒性を減らす化学物質を開発してネオニコチノイド、こういう農薬を作り上げました。20年ほど前から毒性の強い旧農薬に置き換えて現場で使われ、夢の農薬として今世界中で使われるようになったような経過があります。植物に浸透して効果が持続する。虫に効いても人には安全、こういう理想の農薬ということで普及してきたのがこのネオニコチノイド系の農薬であります。

ところが近年、環境や子供などへの影響を指摘する報告が続いて、海外では規制する取組も広がってきている、そういった農薬になりました。2018年4月、EUでは蜂類を、これは蜜蜂や何かです、蜂類など環境への影響が認められるということで、ネオニコチノイド系の農薬、代表格のイミダクロプリド、あるいはチアメトキサム、クロチアニジン、この野外使用を永続禁止ということにしました。日本では規制の動きはなく、残留基準の基準値を緩和する方向で進んでいます。養蜂家は早くから、蜜蜂の群れがいなくなる、この現象を体験しております。哺乳動物の神経系への影響も指摘されております。母乳を飲んでいない新生児、この尿からネオニコチノイド系の農薬やその代謝物、こういったことが検出されたという例が出てきました。母体の胎盤を通じて胎児に移行した、こういう可能性が考えられております。子供の心身発達への影響の検証がこれから求められている、こういった状況になっております。

私どもが加盟している農民連、農民運動全国連合会の女性部が2022年6月からこの尿中の農薬調査、これに取り組みました。農業従事者68人全員からこの農薬が検出されています。ネオニコチノイド系の農薬を使用している人、あるいは使用していない方も検出される、こういった状況が結果として出てまいりました。全員から検出されたということも非常に驚きではありますが、なぜ検出されたのか。背景については、より踏み込んだデータ解析や防除歴など、内容を引き続き考察するという事で調査が進んでおります。

2018年、TBSテレビの報道特集という番組の中で、このネオニコチノイド系の農薬による蜜蜂の減少が報道されました。今、各地で生産現場から、疑わしきは使わない、この取組が始まっております。

千葉県の匝瑳市では、匝瑳地区の植物防疫協会、ここで議論をして、2018年11月の農薬選定会議から、2019年度から非ネオニコチノイド系の農薬に変更したことを決定し、実践が始

まっております。当町を含む植物防疫協会でも非ネオニコチノイド系の農薬に替えていくべきであるというふうに考えておりますけれども、町当局の認識と対応を伺いたいと思います。以上です。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの畑場議員の質問にお答えさせていただきます。

稲作の一斉防除で使用しておりますネオニコチノイド系殺虫剤でございますが、昆虫の神経伝達を阻害することで効果的に殺虫活性ができ、そして適用できる害虫の種類が広いという特徴があります。また、急性毒性が低く自然環境の中で分解されにくいことから、残効性が高く、さらには水溶性で植物体内への浸透移行性が高いことなどから、生産性向上などに大変役立つものとなっております。

しかしながら、近年、昆虫や植物だけでなく、人体や自然環境への毒性が報告されるようになり、使用を規制する国も出てきております。日本においても、平成30年に農薬取締法が改正され、既に登録しておりますこの農薬の安全性について、定期的に再評価を行うことになりました。

また、国のみどりの食料戦略システム、この中において、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくて済むような新規農薬などの開発、そして2050年までに化学農薬使用量、こちらを50%低減を目指すという方針が打ち出されたところでございます。

そのため、今後はこういった国の対応や見解を注視していくとともに、先ほど言われました他の自治体、そういった対応なども参考にしながら、ネオニコチノイド系の使用について関係機関と協議をしてみたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） ありがとうございました。

この農薬問題、普通に生活している分には、認められた農薬基準でやられているということで、全く害がないというふうに考えがちなんですけど、実際に弱いところから出てきている

ということで、科学的な検証、そして治験も方々で発表され始めていますので、ぜひその辺も農薬選定の会議では研究していただいて、それで、疑わしきは使わずに安全なものを使う、こういった地域も出てきているということで検討していただきたいと思います。ぜひ、どういう単位でやられているか、郡内か郡市か分かりませんが、その植物防疫協会の会議でこの辺の科学的知見をそれぞれ共有していただいて、検討課題にぜひ一宮から提案をしていただきたいと思いますが、その辺のご返事ももう一度伺いまして終わりたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 馬淵町長。

○町長（馬淵昌也君） 私も植物防疫協会に参加しておりますので、今おっしゃられたことを、私も社会の中に次第に懸念が広がっていて様々な具体的な対応をなさるところも出てきているということを認識しておりますので、問題提起をして、十分議論をして対応を考えていきたいというふうに思うところであります。それをお約束いたします。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

以上で畑場博敏君の一般質問を終わります。

---

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） それでは、大きく4つの質問をさせていただきます。1問ずつ質問させていただきます。

まず初めに、上総一ノ宮駅東口付近の歩行者の導線についてお伺いをします。

一ノ宮駅横の神門踏切を車で通行する際に、駅東口と無料の駐輪場間を行き来する方などを中心に、県道を横切る方が多く見受けられます。そして、駅東口の踏切側には歩道のような部分が設置されていますが、橋の部分は柵で封鎖されています。そのため、柵の外側の非常に狭い部分で人々が県道を横切るタイミングを見計らっており、非常に危険だというふう感じております。

そこで、次の2点をお伺いいたします。

1つ目、そもそも歩道の端が封鎖されており、東口を出た後の導線が分かりにくいと言えます。町が想定している歩行者の導線はどのようなものなのでしょうか。

2つ目、県道の横断は非常に危険ですが、もし近くの横断歩道を利用する場合、歩行者は大きく迂回をする必要があると思います。利便性の観点から横断歩道を利用することはあま

り現実的ではないと言えます。そこで、近くに横断歩道がない現状に対する安全策と改善策があれば教えてください。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

当町が想定しています歩行者の導線は、宇佐美議員の質問の中にあるとおり、駅東側、不動産会社、測量会社があるところの交差点の横断歩道を渡り、大きく迂回するものでございます。踏切直近の県道の横断を防ぐために、警察の指導によりまして、東口踏切側の歩道の出入口を封鎖しております。安全対策または改善策があればということですが、現在、神門踏切に関しましては、千葉県が拡幅し、踏切駅側に歩道を設置する構想がございます。これが完成すれば、歩道出入口の封鎖を解き、歩道で踏切を渡り、観光案内所前の横断歩道で県道を横断する導線になり、迂回距離が短縮でき利便性が増すものと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

駅東口から無料駐輪場方面への歩行者導線というのは、県道とは反対方面を大きく迂回して、横断歩道を渡るルートが想定導線であるということが分かりました。警察の指導によるところということですが、実際の利用者の動向を見ても、想定と実態にかなりの乖離がありますので、引き続き安全かつ利便性の高い改善策を考えていただければというふうに思います。

そこで再質問ですけれども、千葉県のほうで神門踏切の拡幅工事を構想しており、完成後は改善が見込まれるとのことですが、実際にはいつ頃の完成を見込んでいるのでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、再質問の答弁をいたします。

千葉県によりますと時期は未定とのことですが、今年度、踏切の交通量調査を実

施したところであり、踏切の早期拡幅に向け引き続き J R と協議を行っていくと聞いております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

2 番、宇佐美信幸君。

○2 番（宇佐美信幸君） 再々質問はありませんが、神門踏切の拡幅工事完成までまだ少し先のことになるようですので、ぜひ利用者の実態を把握した上で、安全かつ利便性の高い改善策を考えていただければというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

続いては、自治会（区）への加入についてお伺いします。

現在、一宮町でも高齢者の独り暮らしの世帯が増えつつある中で、地域のコミュニティーの重要性が高まっております。町でも自治会、いわゆる区が存在していますが、この後、自治会というふうに表現させていただきまます。近年は移住されてくる方も多く、加入されない世帯も多くなってきているという声も聞かれます。

そこで次の 3 点をお伺いいたします。

1 つ目は、現在の自治会への加入率を教えてください。

2 つ目、転入手続時に自治会加入に関してどのようなメリットを伝えているのでしょうか。説明内容を教えてください。

3 つ目、現状の自治会への申込みフローを教えてください。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、宇佐美議員さんの一般質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず 1 点目の自治会の加入率についてということですが、令和 5 年 1 月 1 日時点の区長回覧の配布数から類推いたしますと、全体で 70.7% になります。区によってはもろもろの状況は異なりますが、加入率の低い区では約 30%、高いところではほぼ 100% に近い数字となっております。

2点目の転入手続の際の説明についてですが、転入されてきた方に対しては、住民課窓口でごみの捨て方やハザードマップなど、町の暮らしに必要なご案内をお渡ししております。そこでは、区や自治会、これにつきましては災害などの有事の際の助け合いなどのコミュニティづくりに役立つこと、暮らしやすい環境や関係性を築くために必要な最も身近な組織であることなどを、その紙面上でご案内をしております。

3点目でございますが、自治会、区への申込みについては、それぞれの自治会、区で行っており、その方法はそれぞれかと存じます。町では転入者に対して、どの区、自治会の所属になり、区長、自治会長がどなたであるのかご案内をしております。

また、ご本人のご了承を得て、区長に対して転入者の情報をお知らせし、区への加入を促すサポートをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 加入率については全体で70.7%ということで、思ったよりも高い数値でありますので、町としてもこの高い加入率を維持できるように、引き続き自治会と協力していただければと思います。

一方で、30%程度の加入率の地域もあるとのことですので、なぜその地域が低いのか検証して、加入率を高めるように自治会側とも共に働きかけをしていただければというふうに思います。

特に転入届を役場に出すタイミングというのは非常に重要だと思います。現在は紙面上で案内をしているという回答でしたけれども、ぜひ積極的に自治会加入のメリットを口頭で伝えるようにしていただければというふうに思います。

そこで1点質問なんですけど、共通の申込書を用意して、担当課の窓口で受け取り、各自治会に受渡しを行っている自治体もあります。区長会と協議の上、申込書の整備や、申込みフローの整備をしてみたいかと思いますが。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ご提案ありがとうございます。

区、自治会への加入につきましては、それぞれ町が単独で決定できるものではございませんので、他市町村の事例を参考に区長会等と協議いたしまして、ただいまご提案ありましたことについて等も検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありません。区長さんなどの負担軽減にもつながりますので、ぜひ積極的に協議していただければというふうに思います。

それでは、3問目に移ります。3問目は町と県立高校の連携についてです。

先日、県立高校の合格発表がありました。町内にある一宮商業高校の志願者は定員160人に対して102人、倍率は0.64倍で、合格者数も同じ102人ということでした。このように、近年、一宮商業の生徒数が減少傾向にあり、このままでは統廃合という言葉も出てくるかもしれません。この問題は、上総一ノ宮駅の利用者数の減少に直結し、列車本数の削減、さらにはそれによる町の衰退が懸念されます。

そこで、県としても改革を進めていくということで、県立高校改革推進プランによりますと、令和6年度から一宮商業に観光コースが設置されることが決定したそうです。一宮商業の魅力を高めるためにも、町内観光施設での実施研修やイベントのコラボレーションなど、町の観光事業と連携していくことが望ましいと思いますが、町としてその予定はありますでしょうか。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

観光事業としての連携についてでございますが、これまで一宮商業高校とはイベント事業への参加依頼、そしてまた企画及び運営など、観光活性化に向けた事業連携を行ってまいりました。

今回、新たに観光に関する知識や技術の習得、そして観光ビジネス従事者としての心構えやマナーなど、将来、観光ビジネス分野で活躍できる人材の育成をするために、観光に関するコースが新科目として導入されるということで、これは大変期待しているところでございます。

高校生による新たな視点での観光資源の発掘、さらには観光企画など、町の魅力が再発見され、それらを広く発信していただけるものと考えております。そのためには、地域における活動の場を創出していくことが大変重要であると考えますので、今後も観光事業への受入れや観光に関する取組の充実が図れるよう、環境整備に努めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ぜひ活動の場を創出して、積極的な受入れをお願いできればと思います。学校では理論を学び、実践を町と連携して行うというスキームが出来上がることを期待しております。一方で、観光コースだけでなく、一宮商業全体の魅力を高め、生徒数を増やすことが町としても重要だと思っております。

そこでお伺いをします。県立高校は県の管轄であるため、町として直接的な施策を施すことはできないというふうに認識しておりますが、一宮商業の魅力を高めるために間接的なサポートを町として何か行っていないのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 宇佐美議員のご質問にお答えを申し上げます。

1つ目のご質問は、町の観光事業と観光コースの設置に際してさらに連携していく考えについてのご質問、2つ目の再質問としては、町が一宮商業の魅力を高めるためにどれだけのサポートをする用意があるかという、そういうご質問かと思っております。

この一宮商業高校の皆様に対する、地域の皆様に対する魅力を高めるサポート、これは一宮町にとって大変大事な事業であると考えております。先ほどのご質問にもございましたとおり、様々な側面で一宮町にとって一宮商業高校の存続、存在は生命線であると考えております。そういう中で、一宮商業高校が地域全体に対して魅力を強く発信していただくと

いうこと、町としてはできる限りサポートしたいというふうに考えているわけでありませう。

これまででもご存じのとおり、オリンピック、最終的にはコロナの来襲で非常に不完全燃焼の状況になりましたけれども、このオリンピックへ向けまして、折よくスーパープロフェッショナルハイスクールとして一宮商業が選定されたこともありまして、外国から国内から大勢のお客様をお迎えするというを前提に、一宮商業と一宮町で様々なコラボをさせていただいた。宇佐美議員もその中にはご参画を賜っていたというふうに伺っておりますけれども、そういった前段もございました。

現在やっていることといたしましては、一宮商業高校の側から学校と地域の連携をさらに深め地域に開かれた学校にするということで、現在、開かれた学校づくり委員会というものが設置されまして、定期的に会合をしてコラボの可能性を探っております。この委員として、私町長が委員として参加しているほか、町から議会の議員の皆様、また、教育委員会から、それから小学校、中学校の校長先生もこちらの委員として参加しておられます。そういう中で、いかに地域との連携が可能かということをお各側面から議論して、できることから取り組んでいるというところでありませう。

今後の私どもの期待するところでありませうけれども、この観光を通じてのこれからウィズコロナ、アフターコロナの時代になりますと、また人が動き始めませう。外国から、国内からも一宮に大勢お越しになると思ひませう。観光コースの設置に合わせて町も協力体制を組んでいきたいということは、先ほどの課長の答弁で申し上げたとおりでありませうけれども、さらに私どもといたしましては、町の小中学校、町立の義務教育の学校との連携、相互乗り入れのようなものをさらに強めていきたいというふうに考えております。周辺中学校、一宮中学に限らないんですけれども、一宮商業のほうへ伺って体験入学なども積極的に行うことで、地域から一宮商業へ向かう求心力を強めるというようなことも今後展開していきたいというふうに考えております。何といたしましても一宮商業高校ご自身がこの地域での重要性をご自覚いただいて主体的に動いていただく、それを大いに期待しながら、私どもとしては精いっぱいこれをお支えしていきたいと、そのように考える次第でありませう。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） ありがとうございます。

一宮商業の存続が生命線であるという答弁を伺いまして、まさにそのとおりだと思います。町に高等学校が存在している価値というのはとても大きいものであります。主体は一宮商業でありますけれども、ぜひ町としても積極的に働きかけを行ってサポートをしていただければというふうに思います。

それでは、続いて4問目の質問に移らせていただきます。

4問目は、ICT教育と外国語教育についての質問です。

第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本施策、教育の項目に、ICT教育や外国語教育などに力を入れていきますとの記載がありますが、現在の具体的な取組内容、また、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、ICT教育についてですが、GIGAスクール構想関連では、情報活用能力の育成及び情報モラル教育の推進を目的に、令和2年度に全児童生徒分のタブレットを整備いたしました。

また、教職員の学習支援体制の強化を目的に、ICT支援員やスクールサポーターといった人的支援のほか、聴覚障害児童向けの学習支援ツールの導入も行っております。

学習保障関連では、感染症に伴う臨時休業などに学習の遅れが生じないように、日常的にタブレット端末や電子黒板といった電子機器と各種ウェブツールを組み合わせた学習指導、授業展開を行っており、オンライン学習への備えに万全を期しております。

さらに当町では、町独自の取組といたしまして、平成27年度から小学校5、6年生を対象としたロボットプログラミング教室を実施し、児童が自身のタブレットでロボットを操作するプログラムなどを学んでおります。

また、この教室の一環として、教職員向けの研修や、6年生を対象とした千葉工業大学の協力の下、先進的なICT技術を用いた電子機器等の操作体験などができる研修会を行いました。現在ではプログラミング教育が必修化となったため、授業の一環として継続的に実施しております。

小中学校では、ICT活用計画に沿った年度ごとの活用目標を定め、積極的なICT機器の利活用を促進しておりますが、今後は先進事例や新たな機器の導入も視野に入れ、町独自

の事業が展開できるよう検討してまいります。

続きまして、外国語教育についてです。

小中学校における語学教育の充実と地域への国際教育を推進するため、外国語指導助手を小中学校に配置しているほか、基礎学力の向上を目的に非常勤講師を配置するなど、人的強化を図ることで英語力の底上げを目指しております。

また、関連事業といたしまして、中学生の英語検定費用の一部助成や、近隣町村と合同で中学生海外交流研修事業も実施しております。

当町では、オリンピックサーフィン競技大会を開催したことで、外国人の流入や外国に活躍の場を求める児童生徒も増えており、ますます外国語教育の重要性は増していくものと考えております。

今後、これまでの取組の拡充を図るとともに、先進的な取組も参考にしながら外国語の学力向上に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 現在、町では移住者が増えているため、都心部との教育格差是正には力を入れるべきであるというふうに考えております。そのためには町の特徴ある教育の取組を打ち出す必要があります。

I C T教育に関しまして、端末を整備した後、どのように活用するかが重要だと思います。国の方針もあり、端末の整備は完了したとのことですので、今後は活用の部分に力を入れて取り組んでいただければというふうに思います。

外国語教育についてですが、コロナ禍を経てオンラインのコミュニケーションツールが普及し、簡単に遠くの方とやり取りができるようになりました。生徒一人一人にタブレットが用意できているのであれば、海外の同年代の子供たちとオンラインでつなぎ、お互いの言語を教え合ったり、文化を紹介し合ったりする取組を一つの例として提案します。海外の方と接する際には、言語は単なるツールであり、お互いの文化を尊重する相互理解こそが最も重要であります。海外の同年代の子供たちと実際にコミュニケーションを取ることで、子供たちが異文化に興味を持ち、広い視野で物事を考えるきっかけになるもので、非常に有意義だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） 再質問に対する答弁を願います。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

I C T教育と外国語教育を組み合わせた取組につきましては、現在、町独自の事業は実施しておりませんが、ただいまご提案いただきました取組も含めまして、他町村の事例を参考にしながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再々質問はありません。子供たちは日々成長していきますので、教育は待ったなしです。この町で子育てをし、教育を受けさせたいと思われるような特徴のある先進的な取組を期待しております。子供たちの未来のために、そしてその子供たちが創る未来の一宮のために、スピード感を持って取り組んでいただくようお願いしまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

---

◇ 鵜 沢 一 男 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、7番、鵜沢一男君の一般質問を行います。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 1点目、長生グリーンラインに関する町内の道路計画について伺います。

近い将来完成が見込まれる高規格道路長生グリーンラインは、町に大きな経済効果をもたらすと考えております。そのためには、長生グリーンラインに乗り入れる町道整備が必要です。私は、町内全ての地域からアクセスできる環状線の構築を求めます。具体的には国庫補助事業などを活用した一級町道の建設を求めるものであります。町内の道路計画について伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 長生グリーンラインにつきましては、今年度より千葉県長生土木事務所に長生グリーンライン建設課が設置され、建設に向けた体制が強化されました。また、去る令和4年7月30日には、千葉県が長生グリーンライン道路計画説明会を開催し、住民に予定ルート、今後の進め方等を説明したところであります。つい先日ですが、2月13日には、森 英介衆議院議員とともに、熊谷知事、関係市町の選出県会議員、関係市町の首長で斉藤国土交通大臣に、茂原から一宮町間5キロの新規事業化を強く要望し、報道にもあったとおり、しっかり取り組んでいくと応じていただき、前向きな姿勢が示されました。長生グリーンライン建設に関しては一歩前進した感があります。

ご質問の町内道路計画を伺うとのことですが、一宮町には都市計画道路の計画があり、これに沿っての整備が求められます。しかし、現状はなかなか難しい状況でございます。今後は、グリーンラインの完成時期を注視しながら、さらなる検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） ただいまの答弁を確認させてください。

国庫補助事業などを活用した町道の建設には都市計画道路の見直しが必要とのことですが、これは一宮町の都市計画の見直しを行わなければ国庫補助事業などの財政支援を受けることができない、そういう理解でよろしいですか。

○議長（鵜沢清永君） 再質問に対する答弁を願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 新しい道路を国庫補助事業において造るという考えであれば、そのような理解で結構でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 今確認なので、再質問します。

10年後の一宮町を考えたときに、ライフラインの整備は必要であり、特に道路交通網の整備は町の将来に必要な不可欠だと考えます。国庫補助事業などの財政支援を受けるためにも都

市計画道路の見直しが必要と考えますが、町の考えをお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 再質問に対する答弁を願います。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 都市計画道路の変更については大変難しい課題でございますが、必要か必要でないかといえば当然必要でございます。そういう認識をしております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 分かりました。よろしく願いいたします。

2点目の質問を行います。

中高一貫校の設置について政策提言を行いたいと思います。

我が町を含む長生地域には、公立中高一貫校及び私立の中高一貫校はなく、ほとんどの児童は近くの公立中学校に進学をしております。しかし、教育環境の高い中学校に進学を望む児童も近年は増えております。郡部の児童も都市部と同様の教育環境が提供されるべきであります。

そこで、都市部と郡部の教育環境格差を是正するため、当町または長生地域に県立千葉中学校、県立東葛中学校と同等の県立中学校・高等学校一貫校の設置が必要と考えます。広域行政の課題として町長に取り組んでいただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

竹之内教育長。

○教育長（竹之内達生君） 鶴沢議員のご質問に対しまして、教育の視点からお答えさせていただきますというふうに思います。

先ほど大橋議員から、また、宇佐美議員からも出てきましたけれども、郡部と都市部に教育格差があるということは事実であり、その問題を対処する一つとして中高一貫校の設置が必要であるという意見については理解できます。より高い学力の生徒が集まり、教育環境が整っている進学校とか名門校と言われる中学校への受験者が毎年町内の小学校で一定数いるのもその表れであるというふうに思われます。

中高一貫校があれば、生徒たちは都市部の生徒たちと同様に一貫した教育を受けることができます。これにより、都市部の生徒たちと同等の学力を身につけることができる可能性がありますので、設置することで郡部の学力の高い児童にとっての一つの選択肢になることでしょう。

しかし、中高一貫校を郡部で設置することはメリットとデメリットが生ずると考えます。

メリットとしましては、今、お話をしたとおり、学力の高い児童にとって中学校の選択肢の一つとなります。また、中高一貫校に入学するために、小学校の早い段階から中学受験を意識いたしますので、学習をする意欲と習慣化が図られると、そう考えます。小学校の段階からそういった環境が広がれば、学力の底上げが図られるのではないかと考えます。

一方、デメリットとしまして、2つの視点で教育格差がさらに広がる懸念があるというふうに思います。中高一貫校に進学するためには、高い学費を支払い塾に通わせる家庭も出てくることでしょう。塾の指導においては、実績を上げることも考えますので、より都市部の学校を勧めることが予想されます。あくまでもこれは予想ですが、受験を意識すれば地元の中高一貫校より実績のある中学校への受験を考えるようになるのではないかと考えられます。地元より都会の中高一貫校に生徒が流れ、これが格差拡大の要因となる可能性もあります。

2つ目としまして、上位層の生徒が地元に残らなくなることで、郡部の中学校生徒の学力低下の危惧が懸念されます。小学校の中で活躍していた児童が町内の学校に上がらなくなれば、切磋琢磨する存在とリーダーが入学の段階で少なくなる、場合によってはいなくなる可能性が出てきます。当然のことながら、中学校在学中に必ず育ってくるとは思われますが、入学の段階で格差が生じ、郡部の中学校の指導の在り方にも影響が出てくることが予想されます。

このような中高一貫校設置によるメリット、デメリットを踏まえた上で、非常にいい内容ですので、教育長会でも中高一貫校設置について議題とし、数年先の郡部の教育について議論してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢一男議員のご質問にお答えを申し上げます。

中高一貫校の設立を広域行政の課題として受け止めるべきであるというご提言を頂戴しました。誠にありがとうございます。この中高一貫校の設立についてはいろいろな側面があるということ、ただいま教育長から申し上げたとおりでございます。

しかし、当町の小学校でも、今年度も7名の中学の受験をなさった方がいらっしやった。このように、より高いレベルを求めていらっしやる児童の方がいらっしやる、そういうことは事実であります。そうした児童の皆様の選択肢が広がるということでは、中高一貫校の設置は意味があると考えられます。大きな意味があると考えられるところでもあります。

また、長生地域あるいは一宮町にそうした中高一貫校が設置された場合に、他地域からの人口の流入、それに伴う経済の発展など、町の活性化につながるそうした効果ももたらされる可能性もあります。そこで、今後、広域の管理者会議などで、私のほうからこのことを皆様に問題提起を差し上げるなどして、長生地域全体の課題として共有し議論していきたいと、そのように考えるところであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） ただいま教育長から教育格差のデメリットについて答弁がありました。私の質問の本質は、学力の高い中高一貫校の設置だけを求めているわけではありません。郡部と都市部の教育環境の格差の是正を求めるものであります。例えば、スポーツに力を入れる私立の中学校も近隣にあれば児童の選択肢も増え、都市部の教育環境に近づくことも可能と考えます。町の議会で私立の中学校の誘致を議論することは適当でないと考えますので、私立についてはあえて言いませんが、私は将来、町内にインターナショナルスクールなど、国際的な学校の誘致も視野に入れるべきと考えます。治安に優れ、交通の利便性が高く都心に近い当町は、立地条件に恵まれていると考えます。今、学校の誘致は自治体間の競争でもあります。そして、学校誘致の先にあるものは、先ほど町長の答弁にもありましたように、人が集まれば物が集まり、そこに雇用が生まれるわけでありまして。結果として町の発展につながる、私はこのように考えております。

再度伺います。教育環境格差の是正と町の将来に県立の中高一貫校は必要であります。長生地域に限らず、外房地域の広域的な行政課題として取組を求めたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鶴沢一男議員の再質問にお答えを申し上げます。

この中高一貫校、非常に効果が大きい、地域への波及効果、正の波及効果の大きいものと

いう観点から、私どもの町あるいは長生地域、そこにとどまらず、さらには外房地域全体の広域の行政課題として取り組むべきであるとのご提案をいただきました。誠にありがとうございます。

こうした中高一貫校、あるいは今ご言及いただきましたインターナショナルスクールなど、そうした学校がこの地域に設置されること、町の発展にも大いにつながる、そういった側面があると思います。この課題は大変大きい課題であります。私ども首長の集まり、あるいは県議会などで議題として取り上げる必要もあるかと思えます。そこへ向けて、まずは、先ほども申し上げましたが、広域の管理者会議あるいは町村会などで問題を提起いたしまして、その上で徐々に次のステップへと進んでいきたいと存ずるところであります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 3点目の質問を行います。

県立の周産期母子医療センターの設置について、政策提言を行います。

当町及び周辺自治体には産科診療を行う病院が少なく、新生児の多くは遠地で生まれております。また、当町の属する山武長生夷隅医療圏は、分娩医療機関の数、つまり子供を産むための病院の数が人口10万人当たり1.1施設と、千葉県下最低であります。このままでは、この地域で子供を産みたくても産めないという深刻な状況をもたらすことが予想されます。

そこで、長生地域の公立病院である長生病院に産科が設置されれば最良ではありますが、人員の確保や財政面を考えたとき、小規模自治体では実現が困難であります。

県の責任において、当地域に県立周産期母子医療センターの設置を求めよう、広域行政の課題として取り組んでいただきたいと思えます。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢一男議員のご質問にお答えを申し上げます。

県立の周産期母子医療センターの設置について、長生郡市広域行政の課題として地域全体で取り組むべきであるとのご提案をいただきました。先ほどの中高一貫校の設置を目指すべきであるとのご質問と同様に、貴重なご提言に対しまして感謝を申し上げる次第であります。

ありがとうございます。

さて、議員ご質問いただきましたとおり、長生地域における産科医療機関の数は非常に少なく、この充実策につきまして、管内7市町村で検討を長らく重ねているところでありますが、具体的な施策の展望が開けていないというのが現状であります。

こうした中で、県の取組によって長生地域に分娩リスクの高い妊婦の方や、高度な新生児医療が必要な場合に、それに対応できる周産期母子医療センターが設置されることになるとしましたならば、これは一宮町といたしましても、大変町への求心力を高める正の効果をもたらすことになるかと考えるところであります。

つきましては、この件につきましても、先ほど申し上げました中高一貫校の設置の課題と同様に、広域の管理者会議の場でまず私から声を上げさせていただきまして、長生地域全体の課題として共有し、議論を進めていきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

7番、鵜沢一男君。

○7番（鵜沢一男君） 再質問をします。

私は令和2年から2年間、長生郡市広域市町村圏組合議員として、広域組合議会の中で公立長生病院の中に産科を設置するよう求めてまいりました。しかし実現は非常に難しい、困難であります。既に新設予定の長生病院B棟の設計には産科施設の計画はありません。

千葉県が指定する周産期母子医療センターは、県下9医療圏のうち8医療圏に指定があります。一宮町の属する山武長生夷隅医療圏に限り、ない状況が続いております。このことを考えても、県の責任は明白であります。さきの質問同様に長生地域の行政課題の枠にとどまらず、山武長生夷隅医療圏の課題として取り組んでいただきたいと思います。町長の考えを再度伺いたいと思います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜沢一男議員から頂戴いたしました再質問、長生地域の枠にとどまらず、県立の周産期母子医療センターの設置について、山武長生夷隅医療圏の全体の課題として取組を求めるとの再質問、これにお答えを申し上げます。

議員ご指摘いただきましたとおり、当一宮町が属する山武長生夷隅の医療圏は県内で唯一

周産期母子医療センターが未設置である空白地帯となっております。

しかし、子細に状況を見てまいりますと、当医療圏は南北に長い形状をなしております。その中で山武地域には、実はその近くに千葉県こども病院や成田赤十字病院など、また夷隅地域には、その外ですが亀田総合病院が、それぞれに医療圏は異なるものの、相対的に近い距離に周産期母子医療センターの指定を受けた医療機関として存在している状態であります。

このように、同じ山武長生夷隅の一つの医療圏の中にあるわけでありましてけれども、その中でも、郡市単位で状況を見てまいりますと、その充実度にばらつきが見てとれます。

そこで、私といたしましては、まずは最も産科医療機関が少ない、最も欠乏している長生地域の課題として、まずはここから議論を進めてまいりたいと考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ございますか。

（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 以上で鶴沢一男君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間になります。

ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時15分です。

休憩 午後 1時59分

---

再開 午後 2時15分

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◇ 袴 田 忍 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 9番、袴田 忍です。

私も3つ質問がございますので、1問ずつ区切らせて質問させてください。お願いします。

それでは1問目、町の公共施設の今後はという題で質問させていただきます。

これは、昨年9月ですか。議会で志田前議員さんも質問をして、その後の半年間過ぎたものを今回私のほうで質問させていただきます。

町には、旧一宮保育所、東浪見保育所、旧プラチナホーム入所施設など、数か所は利用されなくなった建物があり、その利用価値は大きいにもかかわらず、今でも町民に使われることなく残されています。

そこで伺います。

1点目、利用できる建物は町内に何か所ぐらいあるのでしょうか。

2点目、町はこのような建物の利用について検討されているのか伺います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、袴田議員さんのご質問にお答えいたします。

1点目の施設の数についてでございますけれども、旧一宮保育所のように一般に供用されていない施設は、ご質問にもありました旧一宮保育所、旧東浪見保育所、株式会社レイクス21様からご寄附を受けた旧プラチナ・シニアホーム一宮の3か所になります。

2点目の建物の利用についてですが、旧一宮保育所につきましては、平成30年7月から、近隣自治会、老人クラブ、身障福祉会、各地区社協などにお声がけをしまして、ご希望のありました3団体に貸出しをしておりましたが、現在はコロナ禍ということもあり、貸出し希望はありません。

そのほかの空いている部屋につきましては、感染対策等で増加いたしました防災備品や文化財資料の保管に活用しております。

また、旧プラチナ・シニアホームにつきましては、今後、民間での活用を前提とした公募を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 全体会議と、今日もそうなんです、プラチナホームの利用に関して公募という形で進めていくという町の意見もいただきました。そしてまた今日、この平面図も頂いたりということで、プラチナホームが今後、民間の方どなたか分かりませんが使っていただくということを公募で決めていただければ、そのまま眠っているものが動いていただ

ければ僕はありがたいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

では、2点目に移らせていただきます。

2点目は、行政窓口で職員へのパワハラ行為があるのかということで質問させていただきます。

これは私も、新聞報道、そしてまたテレビのニュースの中でもありますし、実際この前、私の友人が勤めている役所の中でも、市役所の職員が一般住民の方に暴言を吐かれたり、中には書き留めをしているときに鉛筆で手を刺されたりと、そういったこともあるということで、非常にこのパワハラ行為が目立つのではないかと、行政の中において、やっぱり職員が本当にこのパワハラを受けてはらはらしながら仕事をしているという部分が見受けられるのではないかとということで、質問をつくらせてもらいました。

行政の窓口で、職員の暴言や心理的圧力行為があるのかの現状をお伺いします。

また、実際に起こった場合、誰がどういうふうに対応するのか、お願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、大きな質問の2番目について答弁させていただきます。

役場では日々、多くの様々な方の対応を行っております。その中には、暴言や不当な要求、理不尽なクレームであるカスタマーハラスメントと呼ばれるような行為をされる方は、多くはありませんがいらっしゃいます。

役場の業務の性質上、住民サービスとの線引きが難しいところではありますが、そのような行為が見られた際は、行政対象暴力対応マニュアルに基づきまして、複数人での対応、ICレコーダーでの記録などを行っております。

また度を越した行為、長時間の居座りなどに対しましては、庁舎管理規程に基づいて、私のほうから退去命令を出すこととしております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 再質問です。

管理規程に基づいて対策で対応しているということですが、長電話等による業務の妨害や、

窓口で退去命令と著しい行為があった場合、法的処置を取るということですが、これはあるんでしょうか、実際に。

○議長（鵜沢清永君） 再質問に対する答弁を願います。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

法的措置を取ることがあるのかということですが、庁舎管理規程に基づく退去命令を出してもお帰りいただけない場合には、警察を呼ぶケースもございます。

今後も、退去命令などの指示に従っていただけない場合は、警察と連携を図り対応してまいりますと考えております。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） やはり、行政の窓口である職員さんを守るということは、非常に僕は大切なことだと思います。職員がストレスであったり、心的外傷の中で仕事に憂鬱さを考えてできなくなってしまうというケースも出てくるかも分かりません。

やはり、こういったパワハラに関しては、職員同士、そしてまた上司である、一番上に立つのが町長でありますけれども、適切な処置を取っていただいて職員を守るという姿勢を続けていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○9番（袴田 忍君） 3点目、お伺いします。

3点目は、民間施設が立ち上げようとしている相談機関の支援策という形で質問させていただきます。

私、この前、2月でございますけれども、児童養護施設の研修会に参加してまいりました。そのときに、私も初めて耳にしたことなんですが、その施設で児童家庭支援センターを立ち上げると、そういうお話がありました。

児童家庭支援センターは、これは児童福祉法第40条に載っているように、まずは虐待のケースを預かる施設でございますけれども、施設である子育て支援の相談窓口であります。直接子供たちの声も聞くところでもあります。運営に当たっては、町内郡内、十分な周知がないと活動はできません。やはり、この児童家庭支援センターの存続をお願いするならば、行

政の窓口でもある子育て支援課の応援が当然必要になってきます。

民間施設への応援と協力はできないか、お願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） ただいまの袴田議員のご質問にお答えいたします。

児童家庭支援センターは、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に、地域の児童に関する児童、家庭、地域の住民、その他からの相談に応じ必要な助言を行う、児童福祉法により設置された福祉施設です。

市町村からの求めに応じ、技術的助言や、その他必要な援助を行う重要な役割を担うことから、当町に設立後は連携して児童や家庭の支援を行ってまいります。

また、児童に関する身近な相談窓口として、現在作成準備を進めている子育てガイドブックへの記載や、チラシやパンフレットを関係窓口に置くなどして、広く周知してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 実際に、子育て支援をするということで、チラシやパンフレットを関係窓口に置いていただけるということは、これは非常に助かることなのですが、実際に子供たちの声を拾う、これはやはりこのパンフレットを目にしないと、子供たちは何もそこに寄ってくることはできません。

そういう中で、学校教育関係機関からこのようなチラシを学校サイド、そしてまた子供たちの目に届くところに置いていただく、配布していただくことはできないでしょうか。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまの学校と児童生徒へパンフレットの配布が可能かとの再質問にお答えいたします。

パンフレットの配布は、教育委員会へ配布申請書を提出していただければ、教育委員会で内容を確認の上、学校へ配布依頼いたしますので、学校と児童生徒への配布は可能です。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 私も、15年前まではこの児童家庭支援センターのセンター長をしていました。ですので、この児童家庭支援センターの仕組みは十分理解しているつもりであります。これは、自分たち施設だけで動いたのではなかなか、その仕事というのは届きません。やはり民間行政の力を借りないと、これは進んでいかないと私は思っております。

実際に私も、いすみ市それから千葉市のほうで、このときもやはり教育委員会、そしてまた、地元の児童家庭課から支援を受けて、この活動をしてまいりました。

ですので、一宮町にも、こういった児童家庭支援センターができたのであれば、やはり支援課そして教育委員会の協力を十分していただきたいと私は思います。それがやはり存続を、ずっと長く仕事をしていただくための策かと思っておりますので、よろしく申し上げます。

虐待そしてまたヤングケアラーの問題に関しては、やはり子供、直接自分たちの声を拾わないと、なかなかそこに伝わることはできませんので、ひとつそういった声を広げるためにも、応援していただければありがたいなと私は思っております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で袴田 忍君の一般質問を終わります。

---

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

2つ質問がございます。2つ続けて質問いたします。よろしくお願いいたします。

1、小学校における着衣水泳指導について。

小学校のプールが使用できなくなる前には行われていたのですが、今はされておられません。命を守る大切な授業であったと思います。なぜやらなくても構わないと思われたのでしょうか。町の見解を伺います。

2つ目、東浪見小プール開きに行われていたサーフィン大会について。

東浪見小のプールが利用できなくなる前には行われていたのですが、今はできず、代替の企

画ありません。学校はもとより、各関係機関、地域の皆様、保護者のご協力があり、一宮町の特色を生かしたすばらしい行事でありましたが、なぜそういった経緯を軽視し、簡単にやめてしまったのでしょうか。町の見解を伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、藤井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の着衣水泳についてです。

小学校学習指導要領の水泳運動では、高学年はクロール、平泳ぎ、そして安全確保につながる運動で構成されております。この安全確保につながる運動は、背浮きや浮き沈みが組み込まれておりますが、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方については、安全確保につながる運動との関連を図り、各学校の実態に応じて積極的に取り扱うこととされております。

当町の小学校では、令和元年度までは着衣水泳を実施しておりました。令和2年度からは、水泳事業を業者に委託しましたが、衣類の糸くずなどによる水質悪化の懸念や、児童のプールまでの移動時間の関係で授業時数の確保が難しくなったこと、また、新型コロナウイルスの影響で水泳授業の時間が大幅に減少したことにより実施しておりません。

教育委員会また学校として、安全確保の重要性は十分認識しておりますが、現在は着衣水泳ではなく、ペットボトルを使用した安全確保のカリキュラムを取り入れております。

2点目のサーフィン体験についてです。

東浪見小学校では、地域柄サーフィンに取り組む児童や保護者が多いことから、令和元年度まで、地域主導でサーフィン体験会が実施されました。オリンピックのサーフィン競技会場として、町の特色を生かしたこのようなイベントが地域主導で行われたことは、非常に有意義な取組であったと思います。

令和元年度までは自校のプールを使用しておりましたので、プール開きに合わせて体験教室を実施しておりましたが、令和2年度以降は水泳授業が業者委託され、プール開きがなくなったことや、先ほどの着衣水泳と同様で、児童のプールまでの移動時間の関係で授業時数の確保が難しくなったこと、また、新型コロナウイルスの影響で水泳授業の時間が大幅に減少したことにより、サーフィン体験教室は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再質問いたします。

1、着衣水泳の件、ペットボトルを使用した安全確保のカリキュラムを実施とのこと。それ以外に何かお考えでしょうか。

2、サーフィン体験の件、自校のプールが使用できなくなったこと、ここにも影響が出ておりますが、水泳指導を外部委託するメリット、デメリット、どちらもあるかと思えます。

授業数の確保については、最優先に考えるべき大事な事柄であります。学校の授業内での実施が難しいため、県で推進しているサーフィンの出前授業もお願いできないという実情があります。町の特色が生かされた大変有意義なイベントであり、子供たちや保護者からも復活を望む声は大きく聞かれております。

そこで、授業の中では難しいにしても、社会教育として、イベント実施を希望する団体、組織などが主体的に取り組むといった場合、町や教育課から協力が得られるのかどうか、考えを伺います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、着衣水泳についてです。

着衣水泳は、安全確保に関してはより効果的な方策であると思えます。一方で、先ほど申し上げましたように、衣類の糸くずなどによる水質悪化などの課題がありますので、今後、民間プールでの実施が可能かどうか、水泳授業の受託業者と協議してまいります。

次に、サーフィン体験についてです。

藤井議員のおっしゃられたとおり、このようなイベントを教育委員会、学校の主催で、一宮小学校、東浪見小学校の教育課程に組み込んで実施することは、本来行うべき教育課程への影響や、イベントを行うに当たっての準備や連絡調整などの教職員への負担などを考慮しますと、実施は困難であると考えております。

しかしながら、東浪見小学校での事例のように、地域主導でこのようなイベントが企画された際には、教育委員会と学校は積極的に協力していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 再々質問ではありませんが、それに答弁を受けてお話をさせていただきます。

着衣水泳についてですが、自分の命を自分で守る大切な指導です。協議の結果、実施が難しいとなった場合、それに代わるカリキュラムは必須と考えますので、今後も適切にご対応ください。

サーフィン体験について、一宮町は、初のサーフィン競技、オリンピック開催地となりました。プールでのサーフィンの体験は、より安全に、初心者でもサーフィンを楽しむことができ、そうした中で水難事故の回避であったり、サーフィンができるという町の自然の豊かさを改めて発見したり、自分のふるさとを誇らしく思う気持ちを育むことにつながると考えます。

GSSのプールは、現在中学校の水泳授業でも使用されておりますので、場の提供や子供たちへの周知など実施に向けての協力を要望いたします。

今回の2つの質問、どちらも小学校のプールが使えなくなったことに起因しています。近年、周辺自治体でも同様に水泳指導を外部委託とする実情が多く見られ、限られた予算、ましてや小さな自治体における自校プール維持の困難さを感じるどころです。一宮町においても苦渋の決断だったのだらうと思います。

しかしながら、着衣水泳、サーフィン体験会など、地域の特色を生かした子供たちにとって有益な学びの機会が失われてしまうのは非常に残念です。町もその重要性について認識しているのであればなおのこと、以前はできていたすばらしい取組が今はできなくなってしまった。それにより一宮町の教育の質が低下したと思われることのないよう、でき得ること、可能性は常に模索していただきたいというのが、この質問の意図するところでは。

再々質問はありませんが、最後に町長から何かありましたらどうぞ。

○議長（鶴沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） おっしゃられるとおりでございます。

この2つとも、私は残せれば残したいものであると、そのように認識しております。

ですので、教育課長のほうからご答弁を申し上げたとおり、今後着衣水泳につきましては、実際に事故に遭った場合、ペットボトルを近くに持っているということよりもより確実に、服を着て落ちるほうが蓋然性が高い。そうしますと、そのときに、着衣水泳を実行していれ

ば命は助かる。そういう意味で非常に重要であるというふうに思いますので、様々な実行上の乗り越えるべき、小さいとか、いろんな実際上の問題があるんですけども、そこをプールの提供をしていただける事業者の方とよく相談をして、できる限り確保に努めていきたいというふうに考えます。

また、サーフィン体験のほうは、これから、これも課長から申し上げたとおりでありますけれども、もし民間の皆様のお力でそうしたことがイベントの形で再現される、あるいは再開されるということであれば、町は全面的に協力をさせていただければと思うところであります。そこは藤井議員のおっしゃるとおりだと存じます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 続いて、日程第6、議案第1号 一宮町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第1号 一宮町個人情報保護法施行条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの1ページをお開きいただきたいと思います。

これまで個人情報の取扱いは地方公共団体ごとに条例等で定めていましたが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立によりまして、個人情報の保護に関する法律が改正され、全国で個人情報の取扱いが統一されました。

これによりまして、これまでの個人情報保護条例を廃止し、新たに法律で地方公共団体に委任されました事項を定める新たな条例を、今回制定するものでございます。

それでは、本文のほうを見ていただきたいと思います。

本文の第1条は、趣旨を規定するものでございます。

第2条は定義を定めるものです。この第2条の第2項で実施機関を定めておりますが、議会はこれに含まれておりませんので、議会は独自の条例制定が必要となります。

第3条は個人情報ファイルの保有等に関する事前通知、次の2ページ目になりますけれど

も、第4条はファイル簿の記載事項を定めるものでございます。

そして、第5条は費用負担で、開示請求に係る手数料、これは今までは無料でしたので、新しい条例におきましても無料とするものです。なお、写しの作成や送付等に要する費用は開示請求者の負担となります。

それから、第6条は審査会への諮問、第7条は規則等への委任を定めるものとなっております。

附則といたしまして、この条例の施行は関係法律の施行の日となっておりますけれども、これは令和5年4月1日からとなります。

また、これまでありました一宮町個人情報保護条例は廃止をするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 議案第1号について討論いたします。反対討論です。

このデジタル関連法案、6本ありますけれども、これが成立したことにより、地方で条例を制定しなさいという内容であります。

この関連法案6法というのは、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法、デジタル社会形成整備法、公的給付・支給・預貯金の口座登録法、預貯金口座・マイナンバー管理法、自治体情報システム標準化法、この6本であります。

なぜこれ言いますかという、今回のこの町に示された条例がこの要請に基づいてつくるように言われているからであります。これで全国一本化されるということの提案であります。

国会での法案審議の中で、主張の主な要点をちょっと申し上げますと、デジタル化により便利になる部分もあるんでしょうけれども、しかしデジタル関連法は、行政が個人情報を集積し、そのデータを企業等に開放して、利活用しやすい仕組みをつくる、ここが優先されるということ、そして個人情報保護法、これをないがしろにしようとしています。

行政が保有する個人情報、これをもうけ口の種にする。こうして本人同意なしにも目的外利用し、外部提供して、成長戦略へ企業の利益につなげよう、こういうものが審議の中で明

らかになってまいりました。

これは歴史があつて、安倍政権時代に、信頼のある自由なデータ流通を言っておりました。菅政権時代では、データが競争力の源泉であり、政府、自治体など、行政機関は、国内最大のデータフォルダ、そして、行政自身が国全体の最大のプラットフォームとなるということが、産業競争力や、社会全体の生産性向上に直結する、こういうふうはその目的を述べておりました。

この考え方に基づいて、今回のデジタル関連法案では、1、個人情報保護制度の一元化とオープンデータ化、2つ目に、国、自治体の情報システムの共同化、集約化、3つ目に、マイナンバー制度の利用拡大、4番目に、強力な権限を持つデジタル庁の設置、これを行い、デジタル利活用をさらに使いやすい仕組みにしようとしております。

ここで、今回の提案は、議案第1号については、一見すれば条例では問題がないように見えます。しかし、今後、政府の方針に基づいて、法の範囲内で縛りがかけられる、このことが想定されるために反対するものであります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 賛成討論いたします。

議案第1号 一宮町個人情報保護法施行条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

この条例は、個人情報保護法の一部改正により全国の地方公共団体で統一した個人情報の取扱いとなったことを受け、法で地方公共団体が定めなければならない必要事項を定めるものです。

町では、これまでの条例を基本に引き継ぎ、手数料は無料とし、個人情報の流出が心配される匿名加工情報制度は実施しないとのことであります。

よって、私は、法改正に対応した必要事項を定める本条例に賛成するものです。

なお、個人情報については、今後も十分な安全確保を行い、適切な運用がなされることをお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、議案第1号 一宮町個人情報保護法施行条例の制定についてを採決

いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案を原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第7、議案第2号 一宮町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第2号 一宮町個人情報保護審査会条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりは5ページをお願いいたします。

これまで一宮町個人情報保護条例で規定されておりました個人情報保護審査会ですが、議案第1号で同条例が3月末をもって廃止されることから、新たに個人情報保護審査会条例を制定するものでございます。

第1条は設置目的ですが、個人情報の保護に関する法律及び一宮町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するために審査会を置くものでございます。

第2条につきましては、所掌事務について定めております。

次の6ページをお願いします。

第3条は、組織の委員は5人以内とするものでございます。

第4条は、委員について、第5条は審査会に係る手数料について、それから第6条は規則への委任を定めるものとなっております。

附則といたしまして、この条例はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、廃止前の審査会委員は、この条例の施行の日にこの条例に基づく委員の委嘱を受けたものとみなすものとなっております。

よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番(舩場博敏君) 簡単に反対討論を行います。

議案1号で述べましたが、この条例も上位法律に基づいてつくられるものであって、条文自体は全く前の審議会と変わらないということで問題ないように見えますけれども、同じように今後の政府の方針の運用次第で、非常にその責任が重くなってくる。

こういったことから、1号議案で反対した理由で、2号議案についても反対いたしたいと思えます。

○議長(鵜沢清永君) 13番、小関義明君。

○13番(小関義明君) 討論いたします。

議案第2号 一宮町個人情報保護審査会条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

この条例は、個人情報保護法の一部改正により制定された議案第1号 個人情報保護法施行条例及び議会個人情報保護条例を補完するもので、個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保するための一宮町個人情報保護審査会を設置するためのものです。

また、これまでの条例の一宮町個人情報保護審査会の委員等を引き継ぐものであることから、私は本条例に賛成いたします。

以上です。

○議長(鵜沢清永君) ほかに討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、議案第2号 一宮町個人情報保護審査会条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鵜沢清永君) 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第8、議案第3号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、議案第3号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり8ページをお願いいたします。

本条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、学校教育法や子ども・子育て支援法の条項の一部が改正されたため、その条項を引用している関係条例を一括して改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

まず、第1条では、一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

子ども・子育て支援法第19条の第2項が削られたことにより、第19条が1項のみとなったため、引用している第19条第1項を第19条に改めるものと、学校教育法第25条に第2項及び第3項が新設されたため、引用している第25条を第25条第1項と改めるものです。

続きまして、議案つづり10ページになります。

第2条ですが、一宮町保育所条例の一部を改正するもので、こちらも引用している子ども・子育て支援法第19条第1項を第19条に改めるものです。

続きまして、第3条では、一宮町子ども・子育て会議条例の一部を改正するもので、子ども・子育て会議について定めている子ども・子育て支援法の第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がったことにより、引用している第77条を第72条に改めるものです。

こちらの施行期日ですが、本条例は、令和5年4月1日から施行となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくご説明いたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、議案第3号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第9、議案第4号 一宮町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第4号 一宮町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの11ページをお願いいたします。

本改正は、紙で行っております申請を電子で行えるようにするための取組、行政手続のオンライン化に必要な事項を条例で定めるものでございます。

当町では、必ず導入しなければならない介護や子育て関係の26業務に加えまして、転出・転居時に役場に来庁しなくても、マイナポータルからの手続が可能となる引っ越しワンストップサービスの導入や、罹災証明のダウンロードも可能となるものでございます。

本文ですが、第1条は目的、第2条は用語の意義、それから第3条及び第4条につきましては、申請書や処分通知等でこれまで紙を用いるものとしていたものを、電子申請のデータも同様に扱うということにするものでございます。

第5条は縦覧等、第6条は、書面等の作成に代えてコンピューターのハードディスクやCDなどの外部記録媒体に電磁的記録を作成するものとなっております。

第7条は適用除外、第8条は添付証明等の省略、第9条は公表、そして最後に第10条ですが、規則等への委任を定めたものとなっております。

附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） この議案第4号についても、議案1号、2号と同様に、6つの関連法案が可決した中で新たに自治体に整備を求められたものであります。

この条文だけを見ておきますと、まだ問題がないように感じますが、法案の中には既に預貯金口座のマイナンバーへの管理法とか、自治体情報のシステム標準化法とか、これから個人情報などがどんどんひもづけられていく、そういうような関連も含まれております。

これが、法律が通っていますので、政令で次々と実行に移されていったときには、非常に危険なものがあるということを想定して、やはりこれは反対をいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 賛成討論をいたします。

議案第4号 一宮町情報通信技術技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

本条例の制定は、町の機関に係る申請、届出、その他の手続等に関し、インターネットなどオンライン技術を活用して行うことができるよう必要事項を定めるものであります。これにより、町民の利便性の向上と行政運営の効率化、DXの推進が図れることから必要なものであると考え、本案を賛成といたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、議案第4号 一宮町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第10、議案第5号 一宮町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第5号 一宮町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの17ページをお開きください。

今回の制定は、農業集落排水事業の経営基盤を強化するとともに、長期的に安定した運営を維持するため、経営の健全化や計画性、透明性の向上を図ることが求められております。

また、総務省から、人口3万人未満の市町村を対象に、公営企業会計への適用のさらなる推進要請などもありました。

そのため、令和5年4月1日から公営企業会計に移行することに伴いまして、地方公営企業法の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

それでは、本文の説明をさせていただきます。

第1条では、地方公営企業法の規定を適用する旨を定めるものでございます。

第2条では、農業集落排水事業の設置目的を定めるものです。

続いて第3条では、地方公営企業法の財務規定等を適用する旨を定めるものです。

第4条の第1項では経営の機構方針を、続きまして、次の、議案の18ページになりますが、第2項では農業集落排水事業の経営規模等を定めております。

第5条では、予算で定めなければならない資産の取得及び処分について規定するものです。

続く第6条では、会計管理者が行う公金の収納及び支払いや公金の保管について定めるものです。

第7条では、農業集落排水事業に関する業務状況の作成要領等について定めるものでござ

います。

最後に、附則といたしまして、第1条は、条例制定に伴いまして、現在の一宮町農業集落排水事業特別会計条例を廃止するものです。

第2条では、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 本案は賛成ですけれども、質問だけさせていただきたいと思います。

公営企業法に基づく会計処理となるわけでありまして、第4条の経営の基本にありますけれども、単に経営効率だけを追求する企業ではなく、公共の福祉を増進するよう運営されなければならない。これを肝に銘じて、独立採算制を強調するあまり、住民負担増で収支を図る、こういった傾向になってはならないと思いますけれども、この辺を確認しておきたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質疑に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 今回は、制定につきましては、独立採算法の原則に基づきまして定めるものでございます。

この辺につきましては、実際に使用している方々によってこの会計を維持していただくので、これまで同様に、採算に見合わない部分につきましては、町会計のほうで補填をするような考えでおります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第5号 一宮町農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定

についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第11、議案第6号 一宮町特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりは、20ページをお願いいたします。

本改正は、人事院勧告による一般職員の給与改正に準じ、常勤の特別職についても一般職同様に期末手当を年間で0.1か月分引き上げるものでございます。

本文のほう、条文の第1条でございますけれども、100分の215を100分の225に改めるものでございます。

第2条では、第1条で100分の225に改めたものを100分の220に改めるものでございます。

これにつきましては、第1条が令和4年度分の改正に対しまして、第2条は令和5年度以降の改正となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条は令和5年4月1日から施行となるものでございます。

よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長(鵜沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） この議案第6号については、特別職の給与の問題でありますけれども、期末手当0.1か月分のアップということには反対をいたします。

というのは、人事委員会の勧告に準ずるということで提案されておりますけれども、一般職の6級、7級の給与アップは、ベースアップはされていなくて、もっと給料の高い特別職の期末手当だけが提案されていると。これはやはり筋が通らないんじゃないかと。据え置くべきであるというふうに思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 賛成の討論をいたします。

議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

これまで特別職の給与につきましては、特別職報酬審査会等の意見を基に改正し、期末手当等については一般職に準じて改正を行っております。

特別職の皆さんは、町が行っている各種業務の最終責任者であり、重責を担う立場にあります。また、常勤であると同時に、土曜、日曜にも各種行事が多く、多忙な身分です。今回の改正は、それらに見合うものと判断いたしましたので、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、議案第6号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第12、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの22ページをお願いいたします。

今回の改正は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、職員給与と民間給与との格差を埋めるため初任給及び若年層の月例給を見直すもので、改定率は平均で0.3%の引き上げを行うものでございます。あわせて、期末手当、勤勉手当も0.1か月分引き上げるものとなっております。

本文の第1条でございますけれども、一般職員の勤勉手当を100分の95から100分の105に改めるとともに、再任用職員の勤勉手当も100分の45から100分の50に改めるものでございます。

また、別表の1から別表2の2までの給料表を記載のとおり改正するものでございます。給料表ですので、その後少し飛びまして38ページをお願いします。

下から6行目の第2条でございますけれども、令和5年度以降の一般職員の勤勉手当を100分の105から100分の100に改めるとともに、再任用職員の勤勉手当を100分の50から100分の47.5に改めるものでございます。これによりまして、令和5年度以降も令和4年度の年間支給率と同じとするものです。

第3条、第4条につきましては、任期付職員の給料と期末勤勉手当を改正するものです。

第5条は、55歳を超える職員の昇給制度について、これまで標準の勤務成績でも一部を昇給できることとしておりましたが、これを国・県に倣い廃止するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたします。ただし、第2条、第4条、第5条は、令和5年4月1日からの施行となります。

以上でございます。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 先ほどの第6号の討論でも申し上げましたけれども、これは質問いたします。

どうしてこの条例の中で、一般職の6号給、7号給の皆さんのベースアップがないのか。ほかは、1号給から5号給までは0.3%上がっているということは理解できますけれども、

そんなに高給というわけでもない中で、どうして6号給、7号給の人たちはベースアップしないのかということについて何かあったのかどうか伺いたと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質疑に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ただいまのご質問で、6級、7級ということですが、人事院勧告に基づき、町のほうの給与改定等を行っております。

人事院勧告につきましては、それぞれの年代の階層とそれぞれの給料、それを比較して民間と公務員との差額分を今回給与改定として見ております。

そうした中で、民間におきましても、6級、7級の民間の会社のほうの部長さんとか課長さんとかそういった方々のクラスの給与につきましては、民間も公務員のほうもそんなに大きな差がないということで、そのクラスにつきましては今回引上げがないというものでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） ちょっと分かったような分からないような説明ですが、人事委員会の勧告に準じてということなんでしょうけれども、これはやはり、今の管理職の皆さんは、子供のいらっしゃる家庭ではちょうど子供が一番お金がかかる時期に差しかかっているような人たちなので、ここは給料の低い人たちと同様に、やっぱり上げてやるべきじゃないかというような考え方を持っています。

今回の議案には反対はしませんけれども、そのような意見を申し述べておきます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第7号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、会議再開後1時間を経過いたしますので、15分程度休憩いたします。

会議再開は15時30分です。

休憩 午後 3時16分

---

再開 午後 3時29分

○議長(鶴沢清永君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鶴沢清永君) 日程第13、議案第8号 一宮町農業集落排水事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) それでは、議案第8号 一宮町農業集落排水事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの41ページをご覧ください。

今回の改正は、一宮町農業集落排水事業特別会計の公営企業会計への移行に伴いまして会計名称が変更になることから、第4条中に表記されております一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出予算の「特別」の表記を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長(鶴沢清永君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鶴沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第8号 一宮町農業集落排水事業財政調整基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第14、議案第9号 一宮町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、議案第9号 一宮町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづり42ページをお開きください。

本件につきましては、令和4年4月1日に文化財保護法が改正され、地方公共団体による文化財の登録制度が新設されたことによるものでございます。

登録制度とは、一定の価値が認められるものの、直ちに指定文化財に至らない文化財を広く登録することで把握し、指定制度のように現状変更などに対する強い制限を設けず、緩やかな規制により文化財の保存・活用を図るものです。

これまで町では指定文化財の指定などにより文化財の保護を行ってきましたが、新たにこの登録制度の枠組みをつくることによって、より一層の文化財の保護を推進するものでございます。

今回の改正は、主にこの登録制度に関することで、第12条の2から第12条の8が追加されております。

まず、資料43ページ9行目の第12条の2ですけれども、ここでは、教育委員会は、町内に存する文化財のうち、その文化財としての価値に鑑み、保存及び活用のための措置が必要と認められるものを一宮町登録文化財として登録できると定めております。

以下、第12条の3で登録の抹消、44ページに移りますけれども、第12条の4で町登録文化

財の管理または管理に関する技術的な指導、第12条の5で所有者等の変更等、第12条の6で現状の変更、第12条の7で滅失毀損等、第12条の8で町登録文化財の公開について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第9号 一宮町文化財の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第15、議案第10号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、議案第10号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。議案つづり46ページをお願いいたします。

本条例の改正は、町が基準とする国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部が改正され、児童の安全確保に関する規定等が定められたことや、懲戒に係る権限の濫

用禁止に係る規定が削除されたことにより、国の基準に準じている関係条例を一括して改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明させていただきます。

第1条です。一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。国の基準に従い、安全計画の策定等と自動車を運行する場合の所在の確認についての規定を加え、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものです。

続きまして、議案つづり48ページになります。

第2条は、一宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。こちらも国の基準に従い、懲戒に係る権限の濫用禁止を削除するものでございます。

続きまして、第3条は、一宮町放課後健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。国の基準に従い、安全計画の策定等、自動車を運行する場合の所在の確認及び業務継続計画の策定等についての規定を加えるものでございます。

続きまして、議案つづり49ページの附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものですが、第1条中の第13条の改正規定及び第2条の規定の懲戒に係る権限の濫用禁止の削除は公布の日からとなります。

また、経過措置としまして、第1条の規定による改正後の一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第7条の3第2項の規定の適用につきましては、利用乳幼児の見落としを防止するブザー等の設置が困難な場合は、令和6年3月31日までの間、代替りの措置を講じ、乳幼児の所在の確認を行うこととするものです。

また、第3条の規定による改正後の一宮町放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の安全計画の策定については、令和6年3月31日までは努力義務とするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第10号 一宮町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第16、議案第11号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第11号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの51ページをお願いいたします。

まず、本条例の改正の趣旨でございますが、国においては本年9月1日から出産育児一時金の額を全国一律で50万円に引き上げるため、健康保険法施行令等の一部が改正されることになりました。これに伴い、本条例につきましても同様の整備を行うため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本文の第6条第1項の出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に改めるものでございます。これによりまして、支給総額といたしましては、産科医療補償制度掛金の加算額1万2,000円を加えまして、国と同額の50万円とするものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和5年4月1日とし、また、経過措置といたしまして、この条例の施行日前の出産については従前の取扱いとするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第16、議案第11号 一宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第17、議案第12号 一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第12号 一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの52ページをご覧ください。

今回の改正でございますが、農業集落排水事業の経営の健全化を図るため使用料の見直しを行うものです。

使用料につきましては、これまで集落排水処理施設の経営を開始した平成2年から今日までの33年間、料金の値上げを行わず事業運営を行ってまいりました。

しかし、近年の人口減少に伴う使用料金の減収に加え、各施設等の老朽化に伴う修繕や昨今の電気料金等の高騰によりまして維持管理費が増大し、非常に厳しい運営状況となっております。

そのため、地域の生活環境の向上や公共用水域の水質汚濁防止に必要な農業集落排水事業を恒久的に運営するため、使用料の改定を行うものです。

今回の使用料を定める条例中の別表2に表示されております使用料につきましては、一律20%引上げをし、改定するものです。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） この集落排水の値上げの問題でありますけれども、説明資料を見せていただきまして、人口減に伴う使用料の減収とか、各施設の老朽化による修繕・修理の問題とか、この辺はよく分かるわけでありますけれども、電気料金等が上がってというくだりや何かでは、これを全部受益者負担で上乗せするというのはちょっと問題あるんじゃないかなという気がします。行政側も少しでもこの辺の補填をするという姿勢が必要かなというふうに思います。

今、そのほかの家庭でも、家庭の電気料金や何かみんな上がっていて大変な中でありますから、少しでもこの辺は圧縮すべきだなというふうに考えまして、反対するものであります。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

8番、小安博之君。

○8番（小安博之君） 一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

本条例は、農業用水の水質保全及び生活環境の改善を資するため欠かすことのできない重要な施設であり、その施設管理をするためには多額の費用が必要となります。しかし、昨今のコロナ禍による減収に加え、電気料金の高騰、各施設の老朽化に伴う経費の増加により、今後も厳しい財政状況が予測されます。

本改正については、一般的な浄化槽維持費と集落排水処理使用料の料金負担に対する公平性を保ち、さらに家計への負担を考慮した改正となっております。

よって、農業集落排水事業を恒久的に維持していくためには必要な改正と考え、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

(発言する者なし)

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第12号 一宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第18、議案第13号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第13号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

議案つづりの53ページをご覧ください。

地方自治法第244条の2の第6項の規定に基づき、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

今回、駅前にあります一宮町観光拠点施設の指定期間の5年間は令和5年3月31日をもって満了することから、引き続き指定管理者による管理を実施するに当たり、上程するものでございます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、一宮町観光拠点施設。

指定管理者となる団体につきましては、一宮町一宮3002番地の1、一宮町商工会会長秦重悦。

指定の期間でございますが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間でございます。

選定理由でございますが、町内事業者の支援や地域の発展のために活動を行っている一宮町商工会に当施設の管理運営を担っていただくことで、地域コミュニティーの主体性や活性化を図ることができるとともに、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるものと思われま

また、本年までの5年間は、指定期間の大半を新型コロナウイルス感染症の流行によるとする困難な状況にもかかわらず、テナント入居者の撤退などもなく、利用者の増加を図るなど、安定した施設の管理運営を実施してきたところでございます。

さらに、商工会につきましては、町が出資する公共団体であり、地域内の経済振興を主な活動としていることから、施設の設置目的とも合致しておりますので、そのためこれらを総合的に判断いたしまして指定管理者を選定したものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第18、議案第13号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第19、議案第14号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 議案第14号 町道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案つづり54ページをお願いいたします。

新たに認定する町道2489号線は、一宮町宅地開発指導要綱に基づき築造された道路で、町に寄附されたことから、今回、町道に認定するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 現場見てまいりましたけれども、あの町道に今度入る道路、通り抜けができないように見えましたが、そういう道路でも町道認定ができるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質疑に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 認定の要件につきましては、4メートル幅であると回転広場が必要ですが、幅6メートルあれば、突き当たり道路でも認定するというふうな基準になっております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第19、議案第14号 町道路線の認定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第20、議案第15号 町道路線の変更についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 議案第15号 町道路線の変更についてご説明申し上げます。  
議案つづり55ページをお願いします。

55ページから57ページまでに記載してございます町道1-12号線ほか16路線について、道路形態の確認及び工事、寄附により幅員及び延長が変わった箇所がありますので、今回、変更するものでございます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第20、議案第15号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第21、議案第16号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第16号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの59ページをお願いいたします。

令和4年度一宮町の一般会計補正予算（第6次）は、次に定めるところによる。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,069万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,713万2,000円とするものでございます。

第2条ですが、繰越明許費の追加及び変更は第2表の繰越明許費補正になります。

第3条ですが、地方債の変更は第3表の地方債補正によるものとするものでございます。

それでは、今回の補正内容を事項別明細書でご説明いたしますので、80ページ、81ページをご覧くださいと思います。

初めに、今回の補正は年度末の最終補正となることから、各事業の精算等が主なものとなりますので、細かな説明は省略させていただきまして、金額の大きい100万円以上のものについて簡単にご説明させていただきたいと思います。

また、職員の人件費等につきましては、人事院勧告等に伴う給与の見直しで、今回の影響額は全体で約600万円の増加となるものでございます。

こちら職員給で各項目にそれぞれ金額が散らばっておりますので、それぞれの項目での説明につきましては省略させていただきますので、ご了解賜りたいと思います。

説明欄につきましては、それぞれの各ページの右側のほうで説明をさせていただきたいと思います。

それでは、初めに大きな項目の3つ目、議会事務運営費128万3,000円の減額でございますが、コロナ禍により視察研修を見送ったことや、総会や各種行事などの減少による議長交際費の減額が主な要因となっております。

次に、83ページをお願いいたします。

下から2項目めの情報化推進事業877万8,000円の減額ですが、千葉県のセキュリティクラウド接続費が安価となったことや、地方創生臨時交付金の活用によるWi-Fi通信機の減により通信運搬費が289万7,000円の減額となったほか、行政手続オンライン化委託料が安価で済んだことによる委託料452万6,000円の減額などが主な要因となっております。

次に、85ページをお願いいたします。

中ほどになりますが、ふるさと応援事業3,566万6,000円の減額ですが、本年度のふるさと応援寄附金が当初見込みより減少することが見込まれるので、報償費の返礼謝礼を1,000万円の減額、ポータルサイトの使用料等で231万円の減額、ふるさと応援基金への積立てで2,306万6,000円の減額などを行うものでございます。

1つ飛ばしていただきまして、財政調整基金1億2,774万2,000円の追加でございますが、地方財政法の規定に基づき前年度の剰余金を積み立てるもので、剰余金の2分の1を下回らない金額を翌々年度までに積み立てなければなりません。こちらのほうに基づきまして、今回2分の1を積み立てるものでございます。

1つ飛ばしまして、公共施設整備基金2億5,096万6,000円につきましては、老朽化した各公共施設の改修のために積立てを行ったものでございます。

次に、87ページをお願いいたします。

中ほどにあります感染症対策広報事業436万5,000円の減額は、入札により印刷機の購入経費が安価となったものでございます。

次に、91ページをお願いします。

2つ目の千葉県議会議員選挙費305万7,000円の減額ですが、当初予算の段階では告示日が不明なため期日前投票事務等の予算を計上しておりましたが、告示日が3月31日となり、年度内に期日前投票事務等の経費が発生しないため減額するものでございます。

次の町議会議員選挙費1,338万円の減額でございますけれども、選挙公営に係る申請がなかったものや、車借り上げで旅客自動車運送業者との契約者が少なかったことにより大幅な減額となっております。

次に、95ページをお願いいたします。

自立支援事業737万円の追加でございますが、主な要因は19節扶助費の介護給付費で、サービスを利用した日数が増加したことによるものでございます。

次に、中ほどの心身障害者児施設等運営費補助事業134万5,000円ですが、利用者の増加及び施設利用料の増によるものでございます。

次に、重度心身障害者児医療給付助成事業144万9,000円は、医療費の増加によるものでございます。

次に、障害児支援事業219万7,000円につきましては、利用単価の増によるものや、国庫負担金の返還によるものでございます。

次に、97ページをお願いいたします。

下から2項目め後期高齢者健康診査事業1,031万4,000円の減額ですが、定率市町村負担金や広域連合への負担金が減額となったことによるものでございます。

次の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業1,127万円の減額は、支給対象者の減によるものでございます。

次に、99ページをお願いします。

上から2項目めの保育委託事業194万2,000円の追加と、次の子ども・子育て支援対策事業432万3,000円の追加につきましては、公定価格の変更による差額と入所者の増によるものでございます。

次に、101ページをお願いします。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業100万円の減額ですが、対象者の減によるもので

ございます。

次に、下から3項目め、予防接種事業1,096万9,000円の減額ですが、各種予防接種の接種者の減によるものでございます。

次の母子保健事業330万8,000円の減額ですが、各種健診の受診者数の減や、出生・妊婦届出数の減によるものでございます。

次に、103ページをお願いします。

新型コロナウイルス接種事業3,382万8,000円の減額ですが、4回目、5回目と回数が増えるごとに接種者が減少しているため、委託料や医師の報償など、関係する経費が減額となったものでございます。

次の子ども医療費助成事業222万円の減額は、通院や調剤、入院費などの利用者が減少したことによるものでございます。

次に、107ページをお願いいたします。

下から3項目めの農業生産基盤整備事業752万7,000円の減額ですが、多面的機能支払交付金事業において事業の取下げがあり、減額するものでございます。

1つ飛ばしまして、湛水防除事業288万2,000円の減額につきましては、入札等により契約金額が安価となったことによる減額でございます。

次に、109ページをお願いいたします。

下から5項目めの観光振興事業104万5,000円の追加ですが、観光ガイドブックの在庫がなくなりましたので、1万部を増刷するものでございます。

次に、一番下の観光イベント開催事業580万円の減額ですが、次のページにありますように上総国一宮まつりと納涼花火大会がコロナ禍のため中止となったことによる減額でございます。

次の海岸有料駐車場運営事業927万9,000円の減額につきましては、警備日数等の減によるものでございます。

次の魅力ある海岸づくり基金1,653万3,000円は、海岸有料駐車場の利用料を積み立てるものでございます。

次に、下から2項目めの道路新設改良事業182万2,000円の減額につきましては、入札等により契約金額が安価となったことによる減額でございます。

次に、113ページをお願いいたします。

上から3項目めの公共下水道雨水維持管理事業136万9,000円の減額ですが、委託料の中央

ポンプ場の保守点検委託を契約実績に基づき精算するものが主なところでございます。

その下の委託料にあります公共下水施設整備事業委託料は、健全度診断委託料の残額と浸水想定区域図作成委託料の残額を移し替え、対津波診断を早期に実施するものでございます。

次に、下から2項目めの災害対策事業242万1,000円の減額でございますが、自主防災組織の設置に伴う補助金を予定しておりましたが、新規の設立がなかったものでございます。

次に、123ページをお願いいたします。

上から2項目めの社会教育事務運営費165万4,000円の減額ですが、12節委託料のいちのみや号運行管理委託料148万円の減額が主な要因でございます。これは職員で運転業務を調整できたことによる減額でございます。

次に、125ページをお願いします。

下から3項目めの借入金利子償還金320万円の減額ですが、借入利率の減によるものでございます。

次の国民健康保険事業特別会計繰出金342万6,000円の追加ですが、保険基盤安定分や財政安定化支援事業分の繰出金の追加が主な要因でございます。

出産育児一時金につきましては、出生数の減により減額となっております。

次の介護保険特別会計繰出金800万7,000円の減額は、介護給付費や事務費等の繰り出し分の減額が主な要因でございます。

1つ飛ばしまして、農業集落排水事業特別会計繰出金571万6,000円の減額は、新たに8世帯の方が加入された分担金収入がありましたので、一般会計からの繰出金が減額となったものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、68、69ページにお戻りいただきたいと思っております。

初めに、1款町税の個人町民税ですが、納税義務者や所得金額の増加により1億1,000万円の増額です。2項の固定資産税は、新築家屋や設備投資による償却資産の増加により2,500万円の増額となっております。4項のたばこ税は、売渡し本数の増加により290万6,000円の増額です。

2款の地方譲与税から11款の地方特例交付金までは、それぞれの交付金見込みによる増減となっております。

次に、71ページをお願いします。

12款地方交付税は、再算定による追加等もあり、3億4,147万6,000円の増額となっております。

ます。

16款の国庫支出金から17款県支出金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしました各事業の補助率に基づき精算したものとなっておりますので、省略させていただきたいと思っております。

次に、77ページをお願いします。

土地売払収入165万3,000円は、町有地の払下げ申請に基づき、2件2筆159平米を払い下げたものでございます。

19款寄附金につきましては、一般寄附金4件で246万8,000円の増、ふるさと応援寄附金は減収が見込まれることから4,500万円の減でございます。

20款繰入金の1目財政調整基金繰入金は、町税や交付税の増加により、当初繰入れ予定であったものが繰入れせずに済みましたので、2億3,400万円の減額です。

21款繰越金は、前年度の繰越金9,820万2,000円を計上するものでございます。

22款諸収入の4項雑入3,330万9,000円の主なものにつきましては、雑入の9項目めになりますけれども、市町村交付金684万5,000円の増。これは宝くじの売上げの一部が市町村に交付されるものです。

その次の79ページでございますけれども、3項目めにあります後期高齢者医療給付費負担金の返還金2,817万3,000円。これは前年度の精算になりますけれども、これの返還によるところが主な内容となっております。

23款町債は、臨時財政対策債の算定結果により5,360万円の減額です。また、公共事業等債と学校教育施設等整備事業債は、事業費確定によりそれぞれ減額するものでございます。

最後に、繰越明許費と地方債の補正についてご説明させていただきますので、64ページ、65ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正ですが、新たに2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム改修事業459万円を追加するものです。これにつきましては、国から改修する仕様書の指示が遅れたことから、改修事業者との調整に時間を要し、本年度の完了が見込めないことから繰り越すものでございます。

変更につきましては、7款4項都市計画費の公共下水道施設整備事業の繰越して使用できる金額を3,002万円から3,976万9,000円とするものでございます。

第3表の地方債補正ですが、臨時財政対策債の算定結果に基づき、借入限度額を1億1,100万円から5,740万円とするものです。

また、公共事業等債と学校教育施設等整備事業債は、契約実績に基づく事業費確定により、それぞれ限度額を変更するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第21、議案第16号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第6次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第22、議案第17号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第17号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの135ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,354万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億8,909万9,000円とするものでございます。今回の補正は、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。142、143ページをお願いいたします。右側の説

明欄でご説明させていただきます。

一般職人件費でございますが、人事院勧告の給与改定に伴うものとなっております。

その下、運営事務費は、診療報酬のレセプト点検委託料の事業執行による精算が主なもので、52万8,000円の減額とするものでございます。

その下、国保運営協議会運営費は、事業執行による委員報酬の精算となっております。

次に、2款保険給付費、2項高額療養費の給付金でございますが、実績及び見込みにより335万円の増額とするものでございます。

次に、3項出産育児諸費、1目出産育児一時金の給付金は、対象となる出産件数の減少を見込んで336万円の減額とするものでございます。

144、145ページをお願いいたします。

次に、特定健診・特定保健指導事業でございますが、109万2,000円の減額につきましては、集団健診の受診者数の減少に伴います委託料の精算が大きなものとなっております。

次に、保健事業でございますが、補正額150万4,000円の増額は、人間ドック及び脳ドックの受診者数の増加に対応するための費用が主なものとなっております。

次に、基金積立金は、1,290万円を基金に積み立てるものでございます。

その下、保険税還付金の64万9,000円は、過年度分の保険料の返還金が当初より多く見込まれるため増額するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

140、141ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、見込みによりまして、現年課税分と滞納繰越分を合わせ418万1,000円を減額するものでございます。税率の引下げや新型コロナの影響が主な要因でございます。

次に、4款県支出金でございますが、右ページの1節普通交付金は、医療給付費の実績等による見込みから、6,869万9,000円を減額するものでございます。

その下、2節特別交付金は、県からの交付決定等による見込みから、合計で506万4,000円を減額するものでございます。

5款財産収入は、基金の利子でございます。

6款繰入金は、一般会計から繰入れを行うもので、交付決定等により精算するもので、合計で342万6,000円を増額するものでございます。

7款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

8款諸収入は、交通事故による第三者納付金と特定健診の受診者からの負担金の増減でございます。事業執行等に伴います精算となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第22、議案第17号 令和4年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第23、議案第18号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） それでは、議案第18号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの151ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,285万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,924万1,000円にしようとするものでございます。今回の補正内容は、いずれも決算見込みによる精算でございます。

初めに、歳出から主な内容をご説明いたします。

議案つづりの160ページ、161ページをご覧ください。

2行目になります。1款3項介護認定審査会費であります。合計で112万5,000円の減額でございます。こちらは主に訪問調査事業となりますが、訪問調査に従事する会計年度任用職員の報酬等の精算でございます。

続きまして、1款4項計画策定委員会費は104万3,000円の減額です。こちらは、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、事前の基礎調査として実施した在宅介護実態調査の入札差金等の精算でございます。

続きまして、その下の2款1項介護サービス等諸費は、次のページとなります。162ページの上段になりますが、合計で3,734万2,000円の減額です。

令和4年度の主な傾向といたしましては、特別養護老人ホームにおいて、コロナ対策として新たな入居者の受入りに慎重姿勢であったものが緩和傾向となり、入居者が増加しております。

一方で、通いのサービスであるショートステイの利用者が減少傾向であるほか、地域密着型グループホームにつきましては、利用者の介護度が低下傾向にあり、給付費も減少傾向となっております。

続きまして、中段やや下の2款5項特定入所者介護サービス等費、こちらは342万円の減額でございます。こちらは、非課税世帯など低所得者が施設サービスを受けた際の食費や居住費を助成するもので、決算見込みによる精算でございます。

続きまして、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費は、合計で320万円の減額でございます。こちらは要支援の皆様が在宅で利用したヘルパーサービスや通所で利用したデイサービスに伴う給付費等であり、こちらにつきましても決算見込みによる精算でございます。

続きまして、164ページ、165ページをご覧ください。

中段になりますが、4款の基金積立金は520万7,000円の増額でございます。こちらは、今後見込まれる給付費の増加に対応するため決算余剰金を積立てするもので、令和4年度末の残高は2億4,047万1,000円となる見込みでございます。

続きまして、5款の諸支出金につきましては、令和3年度の事業費確定に伴い超過交付となった補助金等についてそれぞれ返還するため償還金と繰出金を計上したものでございます。

続きまして、歳入に移ります。議案つづりは156ページ、157ページにお戻りください。

1款の保険料につきましては、197万3,000円の減額です。こちらは、当初の見込みに比べ被保険者の数が減少したことによるものでございます。

続きまして、3款2項の国庫補助金から、下から2番目になりますが、7款1項一般会計

繰入金、これらは6款の財産収入を除き、いずれも歳出の決算見込み等に合わせた財源の補正でございます。

続きまして、158ページ、159ページをご覧ください。

上段になりますが、8款の繰越金1,531万8,000円の増額は、前年度からの繰越金を全額予算化するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第23、議案第18号 令和4年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第24、議案第19号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第19号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの173ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ518万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,797万7,000円とするものでございます。なお、今回の補正

につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。180、181ページをお願いいたします。右側の説明欄によりご説明をさせていただきます。

一般職人件費は、人事院勧告の給与改定等に伴う増額でございます。

その下、運営事務費は保険証の郵送費等で、事業執行に伴う精算でございます。

次に、保険料賦課徴収事務費は、保険料の通知等に伴う郵送料やコンビニ収納手数料につきまして、それぞれ実績等により補正するものでございます。

次に、広域連合納付金554万1,000円の増は、保険料の収納実績等によるものでございます。

その下、保険基盤安定拠出金の20万7,000円の減は、広域連合から示された金額により精算するものでございます。

次に、歳入についてご説明します。178、179ページをお願いいたします。

1款保険料でございますが、特別徴収分と普通徴収分を合わせまして431万9,000円の増とするもので、広域連合から示された見込額により補正するものでございます。

2款繰入金は、実績等により合計で64万7,000円の増とするものでございます。

3款繰越金は、前年度からの繰越金です。

4款諸収入ですが、右側の説明欄の延滞金は実績により2万5,000円の増、保険料還付金は広域連合からの還付金で6万4,000円の増、雑入は合計で12万2,000円の増となっております。広域連合からの前年度分の保険料負担金の精算が主なものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第24、議案第19号 令和4年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第25、議案第20号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第20号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの185ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,729万7,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明させていただきます。議案つづりの192、193ページをご覧ください。

まず、一般管理費の職員人件費でございますが、こちらにつきましては人事院勧告による給与改定に伴う補正増となっております。

続いて、一般事務費の委託料につきましては、精算に伴いまして減額を行うものです。

消費税につきましては、確定申告により不要になったことに伴いまして、減額をするものです。

次に、各施設の管理事業費でございますが、こちらは、燃料価格の高騰に伴いまして電気料金等が著しく上昇し、それぞれの施設の光熱費に不足が見込まれるため増額するものです。

原地区処理施設につきましては33万3,000円、東浪見地区の施設につきましては41万7,000円、北部地区の施設につきましては5,000円をそれぞれ増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、190ページ、191ページをおめくりください。

1款分担金及び負担金につきましては、原地区で4件、東浪見地区も4件、計8件の新規加入に伴う分担金519万9,000円の増額をするものです。

2款使用料及び手数料の処理施設使用料につきましては、精算に伴いまして14万1,000円を増額するものでございます。

5款繰入金につきましては、分担金の増額に伴いまして、一般会計からの繰入金571万

6,000円を減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第25、議案第20号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間を経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は16時50分で。

休憩 午後 4時33分

---

再開 午後 4時49分

○議長（鵜沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

会議の途中ですが、ここでお諮りいたします。会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認め、午後6時まで延長することに決定いたしました。

---

◎議案第21号～議案第25号の上程、説明、委員会付託

○議長（鵜沢清永君） 日程第26、議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算議定について、日程第27、議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第28、議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第29、議

案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第30、議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第21号から25号について、順次、提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算議定についてご説明させていただきます。

皆様、新年度予算書のほうをご用意いただけますでしょうか。新年度予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。予算書の1ページ、黄色い扉の次ですね。1ページ、新年度の予算書のほうです。こちらの予算書ですね。よろしいですかね。それでは、1ページです。

令和5年度一宮町の一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ49億9,800万円と定めるものでございます。

第2条は、町が起こすことのできる地方債は、第2表地方債によるとするものです。

第3条は、一時借入金の最高限度額を2億円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用を定めるものとなっております。

次に、予算の概要を事項別明細書の総括表でご説明いたしますので、予算書の9ページをお願いします。

1款町税につきましては14億5,596万8,000円で、1億451万3,000円の増となっております。これにつきましては、個人住民税の現年課税分で8,709万9,000円の増。固定資産税は、農地の宅地化や新築家屋等の増加により、現年課税分で1,029万7,000円の増。法人町民税は、社会情勢の不安定さから、税割りで605万3,000円の減額を見込んだものでございます。

2款地方譲与税から11款地方特例交付金までは、国の令和5年度地方財政対策等を参考に、町の決算状況や令和4年度見込みから算定させていただいたものでございます。

少し飛びまして、12款地方交付税につきましては12億円の計上でございます。昨年より1億5,000万円の増となっております。こちらも近年の実績や地方財政対策等を基に見込んだものでございます。

16款国庫支出金につきましては6億4,186万2,000円で、昨年より1億1,952万円の増となっております。増額の要因は、中央ポンプ場の改修事業で5,000万円の増、新型コロナウイルスワクチン接種事業で2,800万円の増、障害者自立支援給付費で2,400万円の増、町道1-

7号線道路改良工事で2,000万円の増などが主なものでございます。

17款県支出金につきましては4億1,061万8,000円で、昨年より2,922万1,000円の増となっております。増額の要因は、障害者自立支援給付費で1,200万円の増、新規就農者への経営機械設備等の交付金750万円の増、海岸トイレの設置補助金750万円の増、千葉県誕生150周年記念事業で500万円の増などが主な要因となっております。

19款寄附金につきましては1億9,501万6,000円で、昨年より2,420万円の減となっております。これはふるさと応援寄附金の減によるものでございます。

20款繰入金につきましては2億1,257万4,000円で、9,885万円の減となっております。これは、財政調整基金繰入金が1億円の減となったことが主な要因でございます。

21款諸収入につきましては7,397万5,000円で、昨年より893万円の増となっております。令和4年度に実施した長生第二排水機場のポンプ改修事業などの終了により3,355万3,000円の交付金が減少したものの、長生広域等から水道管工事に伴う舗装本復旧工事費負担金で3,000万円、それから宝くじの市町村交付金で600万円が増えたため増額となったものでございます。

22款町債につきましては1億9,490万円で、昨年より2,290万円の減となっております。これは中央ポンプ場改修事業や、町道1-7号線道路改良工事に伴う公共事業等債6,960万円の増加があるものの、臨時財政対策債8,100万円の減と、中学校屋上防水工事終了による学校教育施設等整備事業債1,320万円が減少したため減額となったものでございます。

歳入合計といたしまして、昨年より2億7,700万円、率にして5.9%増の49億9,800万円となるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたしますので、11ページをご覧くださいと思います。

1款議会費は8,735万2,000円で、昨年より353万7,000円の増となっております。これは議員1名が欠員であったものが、昨年の選挙により定員どおりとなったため報酬等が増加したものでございます。

2款総務費につきましては9億4,669万3,000円で、昨年より5,512万4,000円の減となっております。新たに行政ネットワーク公開工事2,145万円や、千葉県の防災行政無線再整備負担金1,000万円、千葉県誕生150周年記念事業で約1,000万円などの新規事業があるものの、参議院選挙や町議会議員選挙費3,700万円の減、それから自治体情報システム強靱性向上モデル更改工事3,200万円の減、それに加えて、ふるさと応援事業2,420万円の減などがございまして、全体で減額となったものでございます。

3款民生費につきましては12億4,716万2,000円で、8,601万9,000円の増となっています。増額の主な要因といたしましては、自立支援事業の介護給付費と訓練等給付費合わせまして4,773万5,000円の増や、身体障害者更生医療給付費555万8,000円の増、子育て関係では保育士配置改善事業補助金543万1,000円の増、民間保育園の施設型給付費473万9,000円の増、加えて一時預かり事業267万9,000円増など、社会保障費、そうしたところが増えたものが大きな要因でございます。

4款衛生費につきましては5億6,904万3,000円で、昨年より2,576万円の増となっております。これにつきましては、一宮聖苑組合負担金470万1,000円の減や、汚水処理構想の策定業務の終了によりまして355万3,000円の減などがあるものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業で3,300万円の増や、出産子育て応援給付金事業で750万円の増加が大きく、全体で増額となったものでございます。

5款農林水産業費につきましては1億6,916万1,000円で、昨年より2,966万2,000円の減となっております。新規就農者への経営機械設備等の支援補助金750万円の増や、かずさ有機センター負担金455万2,000円の増などがあるものの、長生第二排水機場ポンプ改修事業などの土地改良施設維持管理適正化事業の終了によりまして3,454万円の減、これに加えまして機能診断・機能保全計画策定業務1,729万2,000円の減額などが大きな要因で、全体で減額となったものでございます。

6款商工費につきましては1億3,841万2,000円で、昨年より5,320万8,000円の増となっております。増額の大きなものとしたしましては、一宮海岸北側トイレ設置工事で4,159万4,000円の増や、プレミアム商品券事業で480万円の増、それから、観光ガイドブック作成事業で462万円の増などでございます。

7款土木費につきましては4億7,029万円で、昨年より1億4,890万5,000円の増となっております。令和4年度実施しました橋梁長寿命化修繕計画策定2,300万円の減や浸水想定区域図作成2,130万円の減、それからトンネル長寿命化修繕計画1,600万円の減などがございしますが、中央ポンプ場の改修事業で1億1,860万円の増、加えまして道路新設改良工事で7,650万円の増、道路維持工事で1,310万円の増などによりまして、全体で大きな増額となったものでございます。

8款消防費につきましては2億6,576万8,000円で、1,630万6,000円の増となっております。これにつきましては、広域市町村圏組合への負担金1,212万7,000円の増と、津波と内水のハザードマップ作成委託料550万円の増によるものでございます。

9 款教育費につきましては3 億6,425万8,000円で、1,513万7,000円の増となっております。4 年度に実施いたしました中学校の屋上防水工事の終了によりまして1,650万円の減額がございますが、物価高騰による光熱水費の増加で約600万円の増、第3子以降の給食費無償化事業で445万8,000円の増、いちのみや号運転業務委託料で359万1,000円の増、それから東浪見小学校ブランコ設置工事で212万9,000円の増などによりまして、全体で増額となっております。

2つ飛ばしまして、12款の諸支出金につきましては4 億393万1,000円で、1,462万4,000円の増となっております。諸支出金は各特別会計への繰出金となりまして、増加の大きなところでは、介護保険特別会計で875万8,000円の増、国民健康保険特別会計では683万6,000円の増などとなっております。

最後に、第2表地方債についてご説明いたしますので、6 ページにお戻りください。

令和5年度に起こすことのできる地方債の限度額になります。

上から、臨時財政対策債は3,000万円、緊急防災・減災事業債は4,470万円、公共事業等債は1 億2,020万円が令和5年度に借入れできる限度額となるものでございます。

説明につきましては以上です。よろしくご審議のほうお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の159ページをお願いいたします。

令和5年度一宮町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,577万7,000円と定めるものでございます。前年度比0.03%の増となっております。

本予算につきましては、世帯数2,012世帯、被保険者数3,114人、前年度比104人の減で見込み、県からの通知や実績に基づいた通知等により所要額を計上いたしました。

また、コロナ禍による受診控えが収まりつつある傾向が見られるため、医療費の増加が懸念される中での予算編成となりましたが、大きな事業変更がないことから前年度並みの予算となっております。

今後も被保険者の減少等に伴い保険税収入への影響が心配されますが、国・県による公費負担の確保に努めるとともに、医療費の適正化により歳出の抑制に取り組みながら、県と一体となり健全な事業運営を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） 続きまして、議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の197ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,649万8,000円に定めようとするものでございます。前年度に比べ3,234万4,000円、率にして3%の増となりました。

なお、本年2月末日時点での65歳以上の高齢者、いわゆる第1号被保険者の数は4,013人であり、前年同時期に比べ11人の減、高齢化率は32.6%でございます。

令和5年度は、現在進めております第8期介護保険事業計画の計画期間最終年度となります。そのため、当該計画を十分に検証した上で、令和6年度を開始時期とする第9期介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。あわせて、地域包括ケアシステムのさらなる推進、高齢者の閉じ籠もりや認知症予防を目的とした各種教室の充実など、今年度に引き続き第8期介護保険事業計画に沿った高齢者福祉施策を着実に展開してまいります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただけますようお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

予算書の239ページをお願いいたします。

令和5年度一宮町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億9,273万4,000円と定めるものでございます。前年度比5.32%の増となっております。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されています。

本予算につきましては、保険料率の改定はないものの、被保険者数を2,180人、前年度比106人の増で見込み、広域連合からの通知や実績に基づいた数値等により所要額を計上しております。

令和5年度につきましても、安定的に医療給付等を行うために千葉県後期高齢者医療広域

連合と連携して、適正かつ円滑な事業運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の267ページをご覧ください。

農業集落排水事業の計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上をよりの確に行うため、令和5年4月から農業集落排水特別会計を公営企業会計へ移行しまして運営を行うものでございます。

それでは初めに、第33条に規定しております収益的収入についてでございますが、これにつきましては、原、東浪見、北部の施設使用料4,324万6,000円のほか、一般会計からの繰入金などによりまして、総額1億5,342万1,000円を見込んでおります。

続いて、収益的支出についてでございますが、原、東浪見、北部、それぞれの各処理場の施設維持管理に係ります委託費4,491万1,000円のほか、職員1名分の給与や減価償却費及び企業債の利息を含め、総額で1億4,799万6,000円を見込んでおります。

続きまして、予算書の268ページをご覧ください。

第4条に規定しております資本的収入でございますが、3億6,629万2,000円となり、こちらの主な内容につきましては、原地区処理施設の機械及び電気設備、これの更新工事に伴う企業債1億4,620万円のほか、県補助金2億1,944万2,000円となります。

続いて、資本的支出についてでございますが、原地区処理施設の機械及び電気設備の更新工事費用ですね。こちらの3億6,573万7,000円のほか企業債の償還金などで、総額3億9,408万5,000円となっております。

以上、簡単でございますが、説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第21号から議案第25号につきましては、質疑を省略し、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号から議案第25号につき

ましては、質疑を省略し、お手元の議案付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

御園議会事務局長。

(事務局長、議案付託表朗読)

○議長（鵜沢清永君） どうもご苦労さまでした。

---

#### ◎休会の件

○議長（鵜沢清永君） 日程第31、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月11日、12日は、町の休日のため休会です。

お諮りいたします。会議規則第9条第2項の規定により、3月8日から10日及び13日から15日までの6日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から10日及び13日から15日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願いいたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月16日の会議は午後2時からといたします。よろしくお願いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 5時17分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 16 日 （ 木 ）

# 令和5年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

令和5年3月16日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鵜	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	舩	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鵜	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	目	良	正	巳	住民課長	鎗	田	浩	司	
福祉健康課長	森		常	麿	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課長	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 御園明裕 書記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第21号	令和5年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第22号	令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第23号	令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第24号	令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

- 日程第五 議案第 25 号 令和 5 年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定について
- 日程第六 発議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第七 発議案第 2 号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

---

開議 午後 2時04分

◎開議の宣告

○議長（鵜沢清永君） 皆さん、本日はご苦労さまです。

本定例会も本日が最終日となります。休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。

なお、3月13日から新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクの着用が個人の判断に委ねることとなりました。本会議においても、発言者についてはマスクを外すことを許可いたしますので、個人の判断で対応いただけますようお願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（鵜沢清永君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

---

◎議案第21号～議案第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを一括議題といたしたいと思います。

本案は各常任委員会へ付託をさせていただきます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員会委員長、川城茂樹君。

○総務経済常任委員長（川城茂樹君） それでは、総務経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち、1款議会費、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、8款消防費、10款災害復旧費、11款公債費、12款諸支出金、

13款予備費と、議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算です。

審査は、3月8日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、委員長 川城茂樹、副委員長 吉野繁徳、委員 鵜沢清永、委員 森 佐衛、委員 小安博之、委員 宇佐美信幸、委員 篠瀬寛樹の7名です。なお、本委員会の書記は、企画広報課副主査、宮本南海子です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施いたしました。

初めに、一宮町中央ポンプ場でポンプ長寿命化工事、耐水化工事等の改修事業に関する説明を受けました。続いて、一宮町原地区農業集落排水処理施設では、老朽化に伴う機械、電気整備改修工事の内容について説明を受けました。最後に、一宮海岸北側に新設予定のトイレについて説明を受けました。

続いて、午前10時20分から、付託された議案審議に入りました。

初めに、議案第21号 令和5年度一般会計予算について申し上げます。

令和5年度予算案の一般会計総額は49億9,800万円で、前年度に対し2億7,700万円の増額となっているとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、徐々に経済活動が再開されることを加味し、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税が増額となっています。町税全体では14億5,596万8,000円で、前年比1億451万3,000円の増額です。

次に、地方交付税ですが、国の地方財政対策で交付ベースが前年度より0.2%増加となったほか、近年の実績を見た上で、前年比1億5,000万円増額の12億円となっています。

次に、使用料及び手数料ですが、海岸駐車場使用料の増加などにより、前年比268万8,000円の増額の1億231万2,000円となっています。

次に、国庫支出金ですが、町道1-7号線の道路改良費や中央ポンプ場の改修工事に伴う補助金など、土木費補助金が4,854万5,000円増加したことが主な要因となり、全体では前年比1億1,952万円増額の6億4,186万2,000円となっています。

次に、県支出金ですが、千葉県誕生150周年記念事業補助金500万円、観光地魅力アップ整備事業補助金750万円などが新たな県の補助金として増加の主な要因となり、全体では前年比2,922万1,000円増額の4億1,061万8,000円となっています。

次に、寄附金ですが、ふるさと納税の寄附件数の実績により、前年比2,420万円減額の1

億9,501万6,000円となっています。

次に、繰入金ですが、令和5年度は町税や交付金の増加が見込まれることから、財政調整基金からの繰入れが1億円減少し、繰入金全体で前年比9,885万円減額の2億1,257万4,000円となっています。

次に、諸収入ですが、長生郡市広域市町村圏組合の水道工事に伴う舗装本復旧工事を町で行うことにより、工事費負担金が3,000万円、憩いの森周辺整備に伴う自治体連携森林整備事業負担金300万円などの新たな事業により、全体では前年比8,930万円増額の7,397万5,000円となっています。

次に、町債ですが、町道1-7号線の道路改良や中央ポンプ場の整備事業に伴い土木債の借入れを行います。臨時財政対策債の減少により、前年比2,290万円減額の1億9,490万円となっています。

続きまして、歳出ですが、総務費の主なものとして、広報発行事業397万6,000円、キャッシュレス端末導入委託料33万円、千葉県誕生150周年記念事業1,002万1,000円、ふるさと応援費1億9,500万3,000円、課税証明書等のコンビニ交付システム使用料39万6,000円、千葉県議会議員選挙費305万7,000円などがあります。総務費全体では9億4,669万3,000円で、前年比5,512万4,000円の減額となっています。

次に、衛生費ですが、クリーン一宮推進事業費は、環境衛生、環境保全等の事業で、長生郡市広域市町村圏組合負担金、一宮聖苑負担金の減少により1億7,111万2,000円で、前年比466万7,000円の減額となっています。

次に、農林水産業費ですが、農業振興費の主なものとして、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業における施設改修に伴う補助金650万円、新規就農者育成総合対策事業交付金750万円、有害鳥獣対策事業195万7,000円など、866万2,000円増額の3,206万1,000円となっています。畜産費は、かずさ有機センター負担金465万3,000円が増額の要因となっています。農地費は、多面的機能支払交付金3,228万2,000円、一宮排水機場機能診断・機能保全計画策定委託料1,408万円などが主なものとなっています。林業振興費は、森林整備広域モデル事業を活用し、市川市と協定を締結し、憩いの森を中心とした森林整備を行うもので、森林環境整備委託料300万円が増額となり、909万円となっています。農林水産業費全体では1億6,916万1,000円で、前年比2,966万2,000円の減額となっています。

次に、商工費ですが、主なものとして、プレミアム付商品券を発行・販売する商店活性化事業補助金480万円、一宮海岸北側に新設するトイレ設置工事4,131万9,000円、観光イベン

ト開催事業680万円などがあります。商工費全体では1億3,841万2,000円で、前年比5,320万8,000円の増額となっています。

次に、土木費ですが、主なものとして、道路橋梁総務費では、排水機場維持管理点検委託料361万9,000円などがあります。道路維持費は、8か所の道路維持工事と緊急対応工事などを予定しており、1,279万3,000円の増額です。道路新設改良費は、11か所の新設改良工事や町道1-7号線の道路改良に伴い、4,173万3,000円の増額となっています。また、都市計画費は、公共下水道維持管理事業として、中央ポンプ場の保守点検業務委託料や老朽化に伴う各設備の改修事業など9,111万円の増額により、土木費全体では4億7,029万円で、前年比1億4,890万5,000円の増額となっています。

次に、消防費ですが、主なものとして、ハザードマップ作成委託料550万円、津波避難誘導看板製作設置委託料146万3,000円、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増加により、全体では2億6,576万8,000円で、前年比1,630万6,000円の増額となっています。

歳出の最後に、公債費については3億2,592万2,000円で、前年度比1,710万円の減額となっています。

次に、昨年2点の要望事項に対して回答がありましたので、その概要を要約申し上げます。

1点目、道路管理については、町道の多くに損傷が目立つ状況であり、整備を進めるために予算の拡充を要望するとの要望に対しては、昨年の9月議会において1,000万円の追加補正をし、役場下の信号から中ノ橋に向かう道路の舗装の打替えや大きな損傷が目立つ箇所の緊急整備を行った。また、令和5年度予算においても、道路維持管理事業は1,314万4,000円増の2,073万9,000円、道路新設改良事業は4,173万3,000円増の1億225万7,000円を予算に計上しました。今後も、道路に限らず町全体の事業を見極めながら財政状況を判断し、適切な予算配分を行ってまいりますとの答弁でした。

2点目、一宮海岸広場や釣ヶ崎広場など24時間開放については慎重に検討されたいとの要望に対しては、駐車場として開放するに当たり、各施設に防犯カメラや注意看板を設置するなど、利用者の周知啓発を実施いたしました。また、犯罪予防として警察によるパトロール強化を充実するなどして防犯対策に取り組んだところ、大きな問題もなく運営ができており、今後も引き続き関係機関と連携して、利用者に対し注意喚起と適正利用の推進に取り組んでまいりますとの答弁でした。

次に、審査の過程で出された質疑応答について申し上げます。

ゴルフ場利用税が前年度より1,250万円減額となっているが、理由はとの質疑に対し、令和4年度当初予算は令和3年度を参考に見込んだが、令和3年度の交付額は県で令和2年度に行った徴収猶予分が含まれており、例年より高かった。現在は通常ベースに戻っているため、近年の実績により算定しているとの答弁でした。

千葉県150周年記念事業のサーフィンフェスティバル委託料について、業者選定はどのような方式で行うのかという質疑に対して、プロポーザルを予定しているとの答弁でした。

ふるさと応援寄附金の令和4年度寄附額減少について、要因の分析・検証をしているかとの質疑に対し、寄附者が相手なので減少要因は難しいが、今年は下期の11月、そして12月の駆け込み寄附が大幅に減った。今後も魅力ある返礼品やポータルサイトの拡充をしていきたいとの答弁でした。

ホームページ管理事業は予算が少な過ぎる。実際は役場職員が更新作業をしているのかとの質疑に対し、ホームページの保守業務を委託しており、ホームページのトップ画面等の変更は業者で、そのほかの記事更新は職員が行っているとの答弁でした。

入湯税について、ホテルくじゅうくりは対象外との質疑に対して、対象施設は一宮館とシーサイドオーツカで、ホテルくじゅうくりは天然温泉ではないため対象外との答弁でした。

地下水汚染対策は毎年やっているが、前進しているのかとの質疑に対して、数値は横ばいの状況、勘定クリーニング店の建物が取り壊されて更地になったので、令和5年、6年度で土壌を徹底的に除去し、令和6年度までで終わらせたいとの答弁でした。

空き家リフォーム補助金の予算は1件分で足りるのかとの質疑に対し、空き家バンク登録物件上限額30万円の1件分、令和4年は数件の相談はあったが実績がなかったため、60万円から減額しての予算となっているとの答弁でした。

昨年度の農地転用申請件数は何件か、また郡内の他市町村の申請件数はどうかとの質疑に対して、令和3年度実績件数は、農地法第3条申請が17件、4条申請が2件、5条申請が61件ですが、長生農業事務所によると、一宮町は申請件数が毎月5件、6件とある中、他の町では案件がない月もあると聞いていますとの答弁でした。

かずさ有機センターの関連の資産は、町として権利はあるのかとの質疑に対し、事業費や運営費において、睦沢町と共同で負担をしてきた経過があり、土地、建物及び設備等の固定資産、また、基金などの金融資産において、一宮町と睦沢町の共同所有となっているとの答弁でした。

有料駐車場警備委託料1,802万9,000円とあるが、令和4年度の決算見込額と比較して、多

額の予算となっている理由はどの質疑に対し、一宮有料駐車場警備委託料は、当初予算では4月下旬から1月上旬まで毎日警備を実施した場合の予算となっており、令和4年度において、当初予算と比較し決算額が低くなっているのは、天候や波のコンディションによる収入が見込めない場合には警備員を配置せず、無料で駐車場を開放しているため、警備の実日数による金額となります。このため、当初予算と比較し低くなるものです。令和5年度においても同様の運営とするため、決算額は当初予算と比較して低くなることが想定されますとの答弁でした。

観光拠点施設運営事業と釣ヶ崎海岸施設運営事業の観光案内委託料について、金額の違いは何かとの質疑に対し、観光拠点施設の観光案内委託料については、土日祝日及び繁忙期を除いた期間を駅前観光物産直売所に、直売所業務と兼務して観光案内業務を委託しているため、安価に実施できているものです。このため、釣ヶ崎のほうが高くなっていますとの答弁でした。

このほか、一般会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号 一宮町農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

農業集落排水事業は、令和5年度から計画的な経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上をより的確に行うために公営企業会計に移行されることに伴い、前年度と予算様式や項目が異なります。予算総額につきましては4億5,685万9,000円で、前年比3億6,915万4,000円の増額となっています。

収入の営業収益は、各施設の使用料金などで4,324万7,000円です。支出の建設改良費は、原地区の施設大規模改修費用で3億6,573万7,000円が計上されています。

次に、審査の過程で出された質疑応答について申し上げます。

原地区処理施設と合併浄化槽では処理水の水質に違いはあるのかという現場踏査での質疑に対して、合併浄化槽では一次処理、二次処理を行い、処理施設では、これに加え三次処理を行って放流しています。そのため、処理施設と合併浄化槽の放流水を比較すると、処理施設のほうが各種水質項目が優れているとの答弁でした。

このほか、農業集落排水事業会計に関する全ての質疑に対して明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、2点、要望事項を申し上げます。

1点目、ふるさと応援寄附金について、さらなる寄附額向上につながるよう事業執行に努

めるよう要望する。

2点目、上総一ノ宮駅東口開設に伴い、町や地域の活性化となる計画的な事業推進を求める。

以上が委員会に付託された議案の審査経過及び結果です。

これをもって総務経済常任委員会の報告を終わりといたします。

令和5年3月16日。

総務経済常任委員会委員長、川城茂樹。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

○議長（鶴沢清永君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、藤井幸恵君。

○厚生文教常任委員長（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、7日の議会において審査を付託されました議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第22号から議案第24号の特別会計について、8日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、東浪見小学校及び創作の里の現場踏査を行い、午前10時から一宮町保健センター保健指導室において関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

当委員会は、委員長 藤井幸恵、副委員長 袴田 忍、委員 小関義明、畑場博敏、鶴沢一男、小林正満、大橋照雄の7名です。書記は、教育課副主査、江澤一樹です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費について申し上げます。

予算額は5,738万5,000円で、昨年より180万円の増となっております。

次に、3款民生費についてですが、1項1目社会福祉総務費は、社会福祉協議会への補助金や福祉タクシーへの助成金など4,560万6,000円の予算額で、昨年より594万1,000円の増となっております。

2目障害福祉費は3億2,205万6,000円の予算額で、昨年より5,617万8,000円の増となっております。主な内容は、自立支援事業、自立支援医療給付事業、重度心身障害者・障害児医

療給付助成事業、障害児支援事業等の各扶助費です。増額の主な要因は、障害のある方が地域で生活するための機能訓練や生活訓練等の支援を行う給付費が実績に基づき増額となったことによるものです。

3目老人福祉費は1,961万6,000円の予算額で、昨年より4,000円の増となっております。

4目国民年金事務費は500万6,000円の予算額で、昨年より91万6,000円の減となっております。

5目後期高齢者医療費は1億5,245万9,000円の予算額で、昨年より48万7,000円の増となっております。

2項1目児童福祉総務費は5億1,020万7,000円の予算額で、昨年より2,530万4,000円の増となっております。増額の主な要因は、子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の実施に伴う委託料及び保育士配置改善事業補助金の増額です。

2目青少年問題対策費は各児童公園等の維持管理に係る費用で、30万5,000円の予算額となっております。昨年より5万円の増となっております。

3目児童措置費は1億7,389万3,000円の予算額で、昨年より22万円の減となっております。

4目児童福祉施設費は保育所の運営費で、1,801万2,000円の予算額で、昨年より81万円の減となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

いちのみや保育所のゼロ歳児、1歳児、2歳児の受入れ人数を増やす予定はあるのかとの質疑に対し、1人当たりの基準面積を満たすには現状余裕がないが、状況に応じて対応しているとの答弁がありました。

学童保育の利用者は増加しているのか、また、利用者からの要望はあるのかとの質疑に対し、利用者は昨年度に比べて増加している。利用者からは朝早くから遅くまでやってもらいたい等の要望が寄せられているとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

1目保健衛生総務費は1億8,895万8,000円の予算額で、昨年より304万円の減となっております。

2目予防費は1億5,062万1,000円の予算額で、昨年より3,449万7,000円の増となっております。主な内容は、予防接種事業、母子保健事業、感染症対策事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業となっております。

3目医療対策費は3,893万4,000円の予算額で、実績に基づき、昨年より237万1,000円の減

となっております。

4目保健センター費は1,031万2,000円の予算額で、昨年より152万8,000円の増となっております。内容は、保健センター管理運営費となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

保健センター等各施設にAEDが設置されているが、職員全員がAEDを使用することはできるのかとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の蔓延以前は、職員全員が救命講習として操作方法を学んでいた。ここ数年はコロナ禍の影響により実施できていないが、引き続き取り組んでいきたいとの答弁がありました。

老人ホーム入所措置事業に対し、国または県からの補助制度はあるのかとの質疑に対し、国や県による補助制度はないとの答弁がありました。

次に、9款教育費について申し上げます。

1項教育総務費は8,465万8,000円の予算額で、昨年より870万5,000円の増となっております。増額の主な要因は、人件費の増加によるものです。

2項小学校費は1億2,895万円の予算額で、昨年より1,201万8,000円の増となっております。増額の主な要因は、東浪見小学校のブランコ設置工事及び電気代の高騰によるものです。

3項中学校費は5,981万7,000円の予算額で、昨年より2,288万9,000円の減となっております。減額の主な要因は、中学校の南校舎屋上防水工事が終了したことによるものです。各小中学校の教育振興費は、学校環境やICT教育の充実に関する経費や理科備品購入費が計上されております。

4項社会教育費は5,826万円の予算額で、昨年より1,157万9,000円の増となっております。主な内容は、職員の人件費と町バスいちのみや号に係る経費、青少年健全育成事業、文化財保護事業、町史編さん事業、公民館管理運営費、図書室管理運営費、創作の里管理運営費などです。増額の主な要因は、職員の人件費の増額、「一宮町史」編さん事業調査費の増額、公民館電気代の高騰によるものです。

5項保健体育費は3,257万3,000円の予算額で、昨年より572万4,000円の増となっております。主な内容は、職員の人件費と体育団体等への補助金、臨海運動公園管理運営費、振武館管理運営費、GSSセンター管理運営費などです。こちらも公民館同様、各施設の電気代の高騰が増額の要因となっております。

次に、昨年の要望事項に対して回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

防災拠点となる各社会教育施設、次世代を育てる学校教育施設の整備は、住民の安全、未

来のまちづくりへ向けた最重要事項である。これらの早急なる整備と、これが完了するまでの適切な管理運営を着実に進めることを要望するとの要望に対しては、令和14年度までの10年間で、中央公民館の大規模改修または改築、GSSセンターの大規模改修、給食施設の建築、一宮中学校の南校舎の改築といった計画で進めていくとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

海外へのホームステイ事業について、事業の見直しをする考えはないのかとの質疑に対し、白子町、長生村と3町村で実施している事業であるため、今後の在り方について3町村で協議するとの答弁がありました。

水泳事業を委託しているが、プールを新築する計画はないのかとの質疑に対し、現状、新築する計画はない。委託することで維持管理や職員の負担軽減につながっているとの答弁がありました。

創作の里の陶芸窯は電気を使用しているが、近年の電気代高騰に伴い、利用料の値上げは考えていえるのかとの質疑に対し、電気代の高騰を理由に値上げする場合、近隣町村の動向と足並みをそろえる必要があると考えられるため、創作の里のみならず、各施設全体の使用料の見直しを検討していくとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、一般会計予算は全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

1 款総務費は3,572万6,000円の予算額で、昨年より49万9,000円の増となっております。

2 款保険給付費は9億9,073万5,000円の予算額で、昨年より2,240万4,000円の減となります。減額の主な要因は、療養給付費によるものです。

3 款の県へ納める国民健康保険事業給付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金の3つ合わせて、総額4億1,008万2,000円です。

6 款1 項特定健康診査等事業費は1,663万8,000円で、昨年より126万2,000円の増となります。増額の主な要因は、特定保健指導委託料において動機づけ支援を委託することによるものです。

6 款2 項保健事業費は1,076万7,000円の予算額で、昨年より425万2,000円の増となります。増額の主な要因は、AIを使用した特定健診未受診者対策事業を4年ぶりに実施することによるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

最近の国民健康保険運営協議会において、どのような質問、意見が出されているかとの質疑に対し、高齢者の被保険者数の状況や高額療養費等に関する質問、意見が出されているとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、11億1,649万8,000円です。昨年より3,234万4,000円の増となっております。

1款総務費は3,813万円の予算額で、昨年より544万3,000円の増となっております。増額の主な要因は、人件費によるものです。

2款保険給付費は10億2,973万2,000円の予算額で、昨年より2,808万円の増となっております。増額の主な要因は、特別養護老人ホームへの入所者増をはじめ、訪問介護と訪問入浴の利用者増によるものです。

3款2項一般介護予防事業費は、けんこう運動教室や認知症予防教室をはじめ、地区社協による地域介護予防活動支援などの事業費で、前年度並みの369万1,000円となっております。

3款3項包括的支援事業・任意事業費は2,868万1,000円の予算額で、10万8,000円の減となっております。主な内容は、地域包括支援センター職員人件費をはじめ、認知症高齢者の支援に伴うサポート医の委託料、成年後見制度の申立て支援など、虐待防止を含む高齢者の権利擁護に伴う事業費となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

特別養護老人ホームについて、入所待機者数は把握しているかとの質疑に対し、令和5年1月1日現在で25人が入所待機となっているとの答弁がありました。

生活支援体制整備事業を社会福祉協議会に委託しているが、生活支援コーディネーターは何人いるのかとの質疑に対し、専従の非常勤職員1名、兼務の常勤職員1名の合計2名であるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

1款総務費は、人件費、運営事務費など749万3,000円の予算額で、昨年より196万6,000円

の減となっております。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ 1 億 8,408 万 5,000 円の予算額で、昨年より 1,170 万円の増となっております。増額の主な要因は、被保険者数の増加に伴い、広域連合に納入する保険料が増えたことによるものです。

歳入の 1 款後期高齢者医療保険料ですが、1 億 4,632 万 7,000 円で、昨年より 926 万 1,000 円の増となります。増額の要因は、被保険者数の増加によるものです。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

医療費の自己負担割合で新たに 2 割負担が追加されたが、いつから実施しているかとの質疑に対し、令和 4 年 10 月 1 日から実施しているとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

学校給食は、町の将来を担う子供たちの健康増進、食育といった点からその充実を図ることは大変重要である。給食施設は老朽化や国の基準に適合していない状況、特に一宮小学校については自炊で炊飯ができず外注しているのが現状であり、これらの早急な整備を進めていくことを要望する。

以上が本委員会に付託されました議案の審査過程並びに結果であります。

厚生文教常任委員会報告を終わります。

令和 5 年 3 月 16 日。

厚生文教常任委員会委員長、藤井幸恵。

一宮町議会議長、鶴沢清永様。

○議長（鶴沢清永君） どうもご苦労さまでした。

以上で各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑については何々常任委員会に、議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方はどうぞ。いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算議定について、議案に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算についての反対討論を行います。

令和5年度、町民を取り巻く経済環境は、新型コロナウイルス感染、この不安の残る中、2類から5類相当への引下げ決定、そしてまた、異常円安、ロシアのウクライナ侵略の長期化など、この影響による相次ぐ物価高騰、低米価に加えて諸資材の高騰なども、町民の経済は疲弊しています。したがって、町予算に求められるものは、少しでも町民の暮らしを救済する施策、活性化させる施策が求められています。子育て支援策では、出産育児支援のお金、この国助成金を活用しての増額、県補助金による学校給食、この第3子以降の無償化など前進面もありますが、総体的には老朽化した町施設の修理、修繕に多くの予算が使われます。

歳入では、個人町民税、固定資産税が例年と比べて1億円多く見込めるなど、オリンピック効果なのか、町外からのサーフィンのできる一宮町への比較的若い働き盛りの方々が移住され、家を建てている効果と思われれます。この好機を逃さず、戦略的に働き盛りの移住者を呼び込む政策が必要ではないでしょうか。

幸い、ふるさと納税も、毎年、返礼経費を差し引いても1億円強の状況に集まっております。自然豊かで子育てしやすい町を積極的にアピールすることで、移住者を促進させる姿勢をもっと持っていただきたい。公共施設改修に伴う町財政計画を示していただきましたが、ふるさと応援基金などは、箱物よりも学校給食の無償化など子育て支援や住民福祉応援にこそ投入して効果を上げていただきたい。基金ため込みよりも、直接町民の暮らしを応援する施策に方針を転換しアピールするなど、基金の活用を求めて反対するものであります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

13番、小関義明君。

○13番（小関義明君） 議案第21号 令和5年度の一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大から3年が経過しました。度重なる感染拡大の波を乗り越え、ウィズコロナへの移行が進む中、本町においても経済活動を推進する動きが徐々に加速

し、各種イベントの開催も増え始めております。笑顔あふれる光景を目の当たりにするたび、コロナ後の社会への希望や潤いのある日常の大切さを実感しているところであります。一方で、ロシアのウクライナ侵攻によるエネルギー危機や物価高騰、急激な円安などが、経済、社会、教育、医療等、あらゆる分野に対し大きな影響を及ぼしております。

こうした中、提案された予算は49億9,800万円、前年度からは2億2,770万円の増額でございます。歳入では、財源の根幹である町税はコロナ禍からの経済活動の再開を念頭に増収を見込んでいるほか、地方交付税は的確に計上され、国県補助金や財政調整基金をはじめとする各種基金の有効活用など、財源確保に向けた執行部の努力が十分にうかがえるものであります。

一方、歳出では、大規模災害に備え、防災対策の強化や老朽化した公共施設の改修、新型コロナウイルス感染症への対策など、町民が安定して暮らせるまちづくりに向けた取組が積極的に予算化されております。また、魅力ある観光地づくりとして、海岸トイレ整備や観光ガイドブックの作成に加え、千葉県誕生150周年記念事業ではサーフィンフェスティバルが開催されるなど、活気ある町のにぎわいと活力が増進されております。さらに、デジタルトランスフォーメーションの推進として、行政手続のオンライン化やキャッシュレス決済を導入するほか、ゼロカーボンを目指し、住宅用施設設備等脱炭素化促進事業の拡充や憩いの森を中心に森林整備を行われるなど、持続可能な社会の実現に向けた新たな取組を盛り込まれ、充実した予算であると思っております。

最後に、令和5年度予算が将来に希望を伝えることを期待するとともに、新型コロナウイルス感染症を乗り越え、一日も早く平和な世界が戻ってくるよう祈念し、私の賛成討論いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第1、議案第21号 令和5年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 議案第22号の令和5年度一宮町国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論いたします。

本会計は、一般質問でも指摘をいたしました。他健保と比べて住民負担、この割合が非常に高い。出産育児一時金の増額など、国庫補助金を活用した改善点もありますけれども、制度の抱える構造的課題の根本解決は国庫負担金の大幅な増額にあります。町は、毎年のように国保制度改善強化全国大会等を通じて、国に制度改善を要求していることは評価するけれども、独自の法定外繰入れなどを行い、高過ぎる国保税軽減策を取るべきであります。特に、子供に係る均等割額をなくすことを求めて反対をいたします。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論はありませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 私は、議案第22号に対して賛成の立場で討論したいと思います。令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論します。

国民健康保険は、住民の医療、健康保持増進に大きく貢献する制度であります。現在、町全体の35.7%の世帯が加入しておりますが、団塊の世代が後期高齢者医療へ移行することによる被保険者数の減少、医療技術の高度化及び新型コロナウイルスの影響により、財政状況は大変厳しい状況となっております。

本予算は、被保険者の負担軽減を図るため、保険税率を据え置くとともに、本年度からは妊産婦の経済的負担を軽減するため、出産育児一時金の支給を42万円から50万円に引き上げを行い、出産に対する経済的負担も軽減されています。また、医療費の適正化の取組として、AIによる未受診者対策やレセプト点検などの安定的な医療費給付を行うための予算が適切に計上されております。

以上のことから、本予算は適正なものと判断し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第2、議案第22号 令和5年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算の反対討論を行います。

本制度は、社会の抱える介護問題を各個人から社会全体で支える制度として発足したはずであります。しかし、度重なる制度改悪により、保険あって介護なしと言われる状態になってしまいました。今年度で第8期が終わります。保険税アップが繰り返され、給付実態は適正化の名の下に狭められてきています。給付費適正化5事業のうち3事業の実施を求め、特別調整交付金の査定で競わせる、こういったやり方、また、介護給付の抑制につながるサービスからの卒業の推進なども保険者努力支援交付金で競わせる実態もあります。

2014年、平成26年から要支援者に対する訪問介護と通所介護を介護保険サービスから外して、町が行う総合事業に移しました。2015年、平成27年8月から世帯所得金額160万円、年金収入のみの単身世帯では、280万円以上の者は利用者負担を2割にしました。現行、特別養護老人ホーム待機者は25名に上っております。切実です。

厚労省の社会保障審議会の介護保険部会は、この夏までに利用料の2割負担対象者を拡大すること、あるいは老健施設等の多床室、これを有料化するなど、さらなる改悪を狙っております。町は町民介護の現場を担う立場から、制度改善の声を上げて努力することを強く求めて反対するものであります。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論はありませんか。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度の当初予算案は総額11億1,649万8,000円で編成され、前年度からは3%増とな

っておりますが、計上内容を慎重に見ると、高齢化社会が急速に進行し、被保険者数が確実に増加する中であっても、要介護認定者数や保険給付費は現行の第8期介護保険事業計画による推計値から抑制されたものとなっています。これは、けんこう運動教室や脳いきいき教室など、町が積極的に取り組んでいる高齢者福祉対策の効果が十分に現れているものと推測され、令和5年度の当初予算案についても、こうした介護予防や認知症予防への取組が意欲的に盛り込まれた内容となっています。

一方、居宅サービスや施設サービスなどの保険給付費は、これまでの利用実績の推移等を踏まえ、厳しく検討された予算計上がなされており、総合的に見ても、高齢の皆様が住み慣れた地域で健康に暮らせることを目的とした適切な予算内容であり、私は賛成すべきものと判断いたします。

なお、令和5年度は、令和6年度を始期とする第9期介護保険事業計画の策定年度にも当たります。本町の特性を生かしつつ、一宮町介護保険事業が安定的かつ効果的に運営されるよう、最良の計画づくりが進められることを期待し、併せて本予算案の適切な執行もお願いし、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第3、議案第23号 令和5年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

2008年、平成20年から始まったこの制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を強制的に別枠

の医療保険へ囲い込み、負担増と差別医療を押しつける制度であります。以来、7回にわたる保険料値上げが繰り返され、高齢者の生活を圧迫してきました。昨年10月1日からは医療費の窓口負担も、一部を除いて1割から2割に引上げも行われました。この間、減らされてきた国庫負担を抜本的に増額し、差別と負担増のこの制度は廃止をし、元の老人保健制度へ戻すべきであり、反対するものであります。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 私は、賛成の立場から討論します。

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うために、千葉県後期高齢者医療広域連合と市町村が共同運営している医療制度です。現在、町全体の17.7%が本制度に加入しておりますが、今後も団塊の世代が後期高齢者となり、被保険者数と医療費のさらなる増加が見込まれています。

本予算では、物価高騰やコロナ禍での経済状況に鑑み、保険料を据え置き、加えて千葉県後期高齢者広域連合への納付金や窓口業務に関する経費など、健全な運営を維持するために必要な予算についても適正な内容で計上されています。

以上のことから、本予算は適正なもの判断し、賛成討論とさせていただきます。

○議長（鶴沢清永君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第4、議案第24号 令和5年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

（発言する者なし）

○議長（鶴沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第5、議案第25号 令和5年度一宮町農業集落排水事業会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

会議再開後1時間10分経過しましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は15時25分です。

休憩 午後 3時09分

---

再開 午後 3時25分

○議長(鵜沢清永君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第6、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、川城茂樹君。

○4番(川城茂樹君) 4番、川城茂樹です。

それでは、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和5年3月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、川城茂樹。

賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、森 佐衛、小安博之、宇佐美信幸、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、鵜沢清永様。

現在の社会情勢は、コロナ禍からの穏やかな持ち直しが続き、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引上げを行うよう勧告がありました。町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引上げを先日行ったところです。

我々の議員報酬についても検討いたしますと、議員は報酬が目的でなるものではなく、我々の信念や政策の実現など住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思いますが、議員も生活を営む一個人であります。また、近年、全国的な傾向として議員の成り手不足があり、その要因の一つとして議員報酬が挙げられています。これらを考えた場合、議員報酬はある一定の水準にあるべきであると考えます。

当町のような小さな町では、民間との給与格差を比較することは大変難しく、報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に準じて改正を行ってきたところであります。

今回の勧告では、民間の期末手当が4.42か月に対し我々は4.30か月であり、均衡を図るため0.1か月分を特別職同様に改正することを提案するものです。

それでは、裏面をご覧くださいと思います。

改正内容ですが、第1条は本年度の12月期末手当の支給率を「100分の215.0」から「100分の225.0」に改めるもので、年間の支給月数として、現在の4.30か月分から4.40か月分に改正するものです。

第2条は、令和5年度からの支給率を、「6月の支給100分の215.0と12月の支給225.0」を、「6月、12月とも同率の100分の220.0」に改めるものです。年間の支給月数としては、令和4年度も令和5年度以降も4.40か月で変更ありません。

附則としまして、この条例は令和4年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については、令和5年4月1日からの施行になります。また、改正後の条例の規定を適用する場合、昨年12月に支給された期末手当は、今回改正後の条例の規定による内払いとみなすものです。

なお、一言だけ加えさせていただきますと、社会情勢はコロナ禍の穏やかな持ち直しが続いているとはいえ、物価高騰など依然として厳しい状況にあります。こうした中での改正は、住民の皆様の理解が得られるよう、今まで以上に我々議員が住民の付託に応えるべく、より一層精進していかなければならないものと思っています。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、発議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第7、発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） それでは、発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてご説明いたします。

発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和5年3月16日提出。

提出者、一宮町議会議員、川城茂樹。

賛成者、一宮町議会議員、吉野繁徳、森 佐衛、小安博之、宇佐美信幸、篠瀬寛樹。

一宮町議会議長、鵜沢清永様。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に公布され、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されました。地方公共団体の

執行機関は、令和5年4月1日からこの個人情報保護法が直接適用されることとなりますが、地方議会は国会と同様、法改正の適用対象外となりました。これは、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合性を図るため、基本的に地方公共団体の機関から除外されたことによるものです。

このことから、個人情報保護制度を設けなかった場合、議会での個人情報が保護されず、その取扱いにおいても町と差が生じることとなります。したがって、議会として適切な対応を図る必要があることから、個人情報の取扱いについて議会独自の個人情報保護条例を制定するものです。

それでは、裏面をご覧くださいと思います。

本条例で定める内容ですが、第1章、総則、第1条から第3条は条例の目的、定義、議会の責務について定めます。定義する用語は、「個人情報」、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「保有個人情報」、「個人関連情報」等。

第2章、個人情報等の取扱い、第4条から第16条は議会における個人情報の保有の制限、利用目的の明示、安全管理措置、従事者の義務、利用及び提供の制限等について定めます。

第3章、個人情報ファイル、第17条については、議会が保有している個人情報ファイルの内容を記載した帳簿のうち、本条文に掲げる内容のものを個人情報ファイル簿として作成、公表すること等について定めます。

第4章、開示、訂正及び利用停止は、自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用停止等の権利、手続等について定めます。

うち第1節、開示、第18条から第30条は、議会が保有する自己の個人情報の開示請求権、開示請求の手続、保有個人情報の開示義務、開示請求に対する措置、開示決定等の期限、開示請求手数料等について定めます。

第2節、訂正、第31条から第37条は、議会が保有する個人情報の内容が真実ではないと考える者からの訂正を請求する権利、訂正請求の手続、保有個人情報の訂正義務、訂正決定等の期限等について定めます。

第3節、利用停止、第38条から第43条は、議会が保有する個人情報について、この条例の定める事項に違反して保有、提供等される場合に、利用停止、消去等を請求する権利、利用停止請求の手続、利用停止請求等に対する措置、利用停止決定等の期限等について定めます。

第4節、審査請求、第44条から第46条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等、またはこれからの決定に係る請求への不作為に係る審査請求等の手続について定めます。

第5章、雑則、第47条から第52条は、未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、審査会、施行の状況の公表等について定めます。

第6章、罰則、第53条から第57条は、職員、委託事務に従事する者、または派遣労働者、または従事していた者が正当な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者が不正な利益を図る目的で、提供または盗用した場合等の罰則を定めます。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日より施行するものです。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 私は、この発議2号は時期尚早と思いますので、反対をしたいと思います。

昨夜、他市町村の議員より、この件に関して、裏側に企業に情報が漏れるようなシステムがあるような構図になっておるので、反対したほうがいいんじゃないかというアドバイスをいただきましたので、私もその意見に賛成しまして、時期尚早と思い、今回の制定は見送ったほうがいいということで反対します。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ここで皆様にお知らせします。

5分程度休憩いたします。

休憩 午後 3時37分

---

再開 午後 3時42分

○議長（鵜沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ほかに討論はございませんか。

10番、吉野繁徳君。

○10番（吉野繁徳君） 吉野です。私は、今の件に関して賛成の討論を行いたいと思います。

まず、私は、発議案第2号 一宮町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてでございますが、賛成の立場で物を申したいと思っております。

本条例の制定は、国の法改正により地方議員が個人情報保護法によって適用対象外となったことによるもので、このため、個人情報保護法を設けなかった場合、議会で個人情報を守るための法的根拠を失い、様々な問題を発生するおそれがあります。また、個人情報の流出は議会の信用を失うに当たる大きな事件であり、あってはならないことであります。

したがって、私は一宮町議会が保有する個人情報を守っていただくために必要不可欠なものと判断し、本条例の制定に賛成をいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、発議案第2号 一宮町議会個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（鵜沢清永君） 以上で、本定例会に付託されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和5年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時44分